

再々検討要請に対する回答

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各府庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各府庁からの再検討要請に対する回答	15. 各府庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各府庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080010	学校設置者以外による学校の管理・運営の可能性	C		現在、中央教育審議会で検討中。特に、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について平成15年度中に結論を得る。	提案は通信制高校・定時制高校に限らず、幼稚園・小学校・中学校・高校・大学について公設民営方式の学校ができないかということであり、それぞれの提案を踏まえ、再度具体的に検討し、要望が実現できないか回答された。特に、学校設置が認められている者について、管理・運営の委託ができないこととしている理由を明確にされた。	C		「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、「公立学校の民間への包括的な管理・運営委託については、早急に中央教育審議会で検討を開始する。特に高等学校中退者をめいた社会人の再教育、実務・教育連結型人材育成などの特別なニーズに応える等の観点から、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について平成15年度中に結論を得る。」とされており、公立学校の民間への包括的な管理・運営委託について、現在、中央教育審議会が検討中である。	特区において校種を限らず先行的に実施することを検討すべきである。公的施設の民間委託については、高等学校及び幼稚園を対象として検討し、今年中に結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	A	I	2029030	特定非営利活動法人 文京教育トラスト(50080)	「文京 ことどもステーション」構想	学校設置者以外の学校の管理・運営の承認	
080010	学校設置者以外による学校の管理・運営の可能性	C		現在、中央教育審議会で検討中。特に、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について平成15年度中に結論を得る。	提案は通信制高校・定時制高校に限らず、幼稚園・小学校・中学校・高校・大学について公設民営方式の学校ができないかということであり、それぞれの提案を踏まえ、再度具体的に検討し、要望が実現できないか回答された。特に、学校設置が認められている者について、管理・運営の委託ができないこととしている理由を明確にされた。特に、提案は幼稚園についてのものであるが、保育所では公設民営ができ、幼稚園ではできないのはなぜか。理由を明確にされた。	C		「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、「公立学校の民間への包括的な管理・運営委託については、早急に中央教育審議会で検討を開始する。特に高等学校中退者をめいた社会人の再教育、実務・教育連結型人材育成などの特別なニーズに応える等の観点から、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について平成15年度中に結論を得る。」とされており、公立学校の民間への包括的な管理・運営委託について、現在、中央教育審議会が検討中である。	特区において校種を限らず先行的に実施することを検討すべきである。公的施設の民間委託については、高等学校及び幼稚園を対象として検討し、今年中に結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	A	I	2404030	品川区(13109)	公立民営幼保一元化特区	公立幼稚園の管理・運営について、民間委託ができる特例	
080010	学校設置者以外による学校の管理・運営の可能性	C		現在、中央教育審議会で検討中。特に、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について平成15年度中に結論を得る。	提案は通信制高校・定時制高校に限らず、幼稚園・小学校・中学校・高校・大学について公設民営方式の学校ができないかということであり、それぞれの提案を踏まえ、再度具体的に検討し、要望が実現できないか回答された。特に、学校設置が認められている者について、管理・運営の委託ができないこととしている理由を明確にされた。	C		「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、「公立学校の民間への包括的な管理・運営委託については、早急に中央教育審議会で検討を開始する。特に高等学校中退者をめいた社会人の再教育、実務・教育連結型人材育成などの特別なニーズに応える等の観点から、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について平成15年度中に結論を得る。」とされており、公立学校の民間への包括的な管理・運営委託について、現在、中央教育審議会が検討中である。	特区において校種を限らず先行的に実施することを検討すべきである。公的施設の民間委託については、高等学校及び幼稚園を対象として検討し、今年中に結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	A	I	2070010	長野県(20000)	新しい公設民営スクール実現特区	学校設置者以外の学校の管理・運営の承認	
080010	学校設置者以外による学校の管理・運営の可能性	C		現在、中央教育審議会で検討中。特に、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について平成15年度中に結論を得る。	提案は通信制高校・定時制高校に限らず、幼稚園・小学校・中学校・高校・大学について公設民営方式の学校ができないかということであり、それぞれの提案を踏まえ、再度具体的に検討し、要望が実現できないか回答された。特に、学校設置が認められている者について、管理・運営の委託ができないこととしている理由を明確にされた。	C		「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、「公立学校の民間への包括的な管理・運営委託については、早急に中央教育審議会で検討を開始する。特に高等学校中退者をめいた社会人の再教育、実務・教育連結型人材育成などの特別なニーズに応える等の観点から、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について平成15年度中に結論を得る。」とされており、公立学校の民間への包括的な管理・運営委託について、現在、中央教育審議会が検討中である。	特区において校種を限らず先行的に実施することを検討すべきである。公的施設の民間委託については、高等学校及び幼稚園を対象として検討し、今年中に結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	A	I	2085030	NPO法人大阪に新しい学校を創る会(50080)	みのおハイロツトスクール特区	学校設置者以外の学校の管理・運営の承認	
080010	学校設置者以外による学校の管理・運営の可能性	C		現在、中央教育審議会で検討中。特に、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について平成15年度中に結論を得る。	提案は通信制高校・定時制高校に限らず、幼稚園・小学校・中学校・高校・大学について公設民営方式の学校ができないかということであり、それぞれの提案を踏まえ、再度具体的に検討し、要望が実現できないか回答された。特に、学校設置が認められている者について、管理・運営の委託ができないこととしている理由を明確にされた。	C		「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、「公立学校の民間への包括的な管理・運営委託については、早急に中央教育審議会で検討を開始する。特に高等学校中退者をめいた社会人の再教育、実務・教育連結型人材育成などの特別なニーズに応える等の観点から、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について平成15年度中に結論を得る。」とされており、公立学校の民間への包括的な管理・運営委託について、現在、中央教育審議会が検討中である。	特区において校種を限らず先行的に実施することを検討すべきである。公的施設の民間委託については、高等学校及び幼稚園を対象として検討し、今年中に結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	A	I	2094010	港区(13103)	豊かな明日の子どもたちを育む教育特区	学校設置者以外の学校の管理・運営の承認	
080010	学校設置者以外による学校の管理・運営の可能性	C		現在、中央教育審議会で検討中。特に、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について平成15年度中に結論を得る。	提案は通信制高校・定時制高校に限らず、幼稚園・小学校・中学校・高校・大学について公設民営方式の学校ができないかということであり、それぞれの提案を踏まえ、再度具体的に検討し、要望が実現できないか回答された。特に、学校設置が認められている者について、管理・運営の委託ができないこととしている理由を明確にされた。	C		「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、「公立学校の民間への包括的な管理・運営委託については、早急に中央教育審議会で検討を開始する。特に高等学校中退者をめいた社会人の再教育、実務・教育連結型人材育成などの特別なニーズに応える等の観点から、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について平成15年度中に結論を得る。」とされており、公立学校の民間への包括的な管理・運営委託について、現在、中央教育審議会が検討中である。	特区において校種を限らず先行的に実施することを検討すべきである。公的施設の民間委託については、高等学校及び幼稚園を対象として検討し、今年中に結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	A	I	2100030	こんな学校にしたい会(50110)	子どもの権利条約に基づく自律・自治の学校	学校設置者以外の学校の管理・運営の承認	
080010	学校設置者以外による学校の管理・運営の可能性	C		現在、中央教育審議会で検討中。特に、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について平成15年度中に結論を得る。	提案は通信制高校・定時制高校に限らず、幼稚園・小学校・中学校・高校・大学について公設民営方式の学校ができないかということであり、それぞれの提案を踏まえ、再度具体的に検討し、要望が実現できないか回答された。特に、学校設置が認められている者について、管理・運営の委託ができないこととしている理由を明確にされた。	C		「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、「公立学校の民間への包括的な管理・運営委託については、早急に中央教育審議会で検討を開始する。特に高等学校中退者をめいた社会人の再教育、実務・教育連結型人材育成などの特別なニーズに応える等の観点から、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について平成15年度中に結論を得る。」とされており、公立学校の民間への包括的な管理・運営委託について、現在、中央教育審議会が検討中である。	特区において校種を限らず先行的に実施することを検討すべきである。公的施設の民間委託については、高等学校及び幼稚園を対象として検討し、今年中に結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	A	I	2102010	特定非営利活動法人全国教育ボランティアの会(50080)	NPO法人が運営する自然科学体験教育に重点を置く公設民営型小中学校の設置運営	自然科学、社会科学等の体験学習を中心に据えた公設民営型小中学校のNPO法人による設置運営	
080010	学校設置者以外による学校の管理・運営の可能性	C		現在、中央教育審議会で検討中。特に、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について平成15年度中に結論を得る。	提案は通信制高校・定時制高校に限らず、幼稚園・小学校・中学校・高校・大学について公設民営方式の学校ができないかということであり、それぞれの提案を踏まえ、再度具体的に検討し、要望が実現できないか回答された。特に、学校設置が認められている者について、管理・運営の委託ができないこととしている理由を明確にされた。	C		「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、「公立学校の民間への包括的な管理・運営委託については、早急に中央教育審議会で検討を開始する。特に高等学校中退者をめいた社会人の再教育、実務・教育連結型人材育成などの特別なニーズに応える等の観点から、通信制、定時制等の高等学校の公設民営方式について平成15年度中に結論を得る。」とされており、公立学校の民間への包括的な管理・運営委託について、現在、中央教育審議会が検討中である。	特区において校種を限らず先行的に実施することを検討すべきである。公的施設の民間委託については、高等学校及び幼稚園を対象として検討し、今年中に結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	A	I	2115020	株式会社NOVA(50020)	教育振興特区	一般児童・生徒を対象とした公設民営学校の承認	

再々検討要請に対する回答

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080020	学校設置者以外による学校の管理・運営の可能な化(地方独立行政法人)	C		公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とするには、多くの検討すべき課題があり、特区において、直ちに導入することは困難。	貴省の回答では、「公立学校を地方独立行政法人制度の対象とするには、多くの検討すべき課題があり」とあるが、提案は地方独立行政法人のノウハウを活かして管理運営を委託したいというものであり、特区で実現できるよう具体的に検討し回答されたい。	C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。 また、一次回答でもお答えしたとおり、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とするについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取り扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと ④教育委員会等の関係団体の意見を聞く必要があること といった課題について検討を進めているところであり、特区において導入することは困難。	特区において校種を限らず先行的に実施することを検討すべきである。公設施設の間委託については各面で進んでいることも踏まえ、特区において、地域のニーズを踏まえて要望が実現できるよう検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会にて検討中である。 なお、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、前回ご回答しているように、多くの課題について検討を進めているところであり、特区において導入することは困難である。	2125010	杉並区(13115)	教育改革特区「新しいタイプの学校」の創設	学校設置者以外の学校の管理・運営の容認	
080030	学校設置者以外による学校の管理・運営に係る責し付けに関する規定の適用	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。	貴省の回答では、検討中とあるが、本提案に関する課題を明らかにされたい。	C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。	特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、本提案についても要望が実現できるよう検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会にて検討中である。	2238020	株式会社東京リーガルマインド(50020)	教育の公設民営特区	学校の設置者以外の事業者にも、学校の管理を可能とする。	
080040	学校設置者以外による学校の管理・運営に係る管理委託に関する制限の緩和	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。	公設民営学校の実現に合わせ、本提案についても具体的に検討し回答されたい。	C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。	特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、本提案についても要望が実現できるよう検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会にて検討中である。	2238030	株式会社東京リーガルマインド(50020)	教育の公設民営特区	学校の設置者以外の事業者による学校の管理を可能とする場合の条件を撤廃する。	
080050	公設民営型学校への県費負担教職員の配置の容認	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。 なお、国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることには新たな財政支出を伴うこととなるため、問題がある。	本提案は公設民営方式の学校において県費負担職員を活用するという制度的な要望であり、財政支出を拡大しない範囲で県費負担教職員を配置できるか、具体的に検討し回答されたい。	C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。 なお、公設民営方式の学校において県費負担教職員を配置することについては、これまで国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の対象となっていた形態の学校について新たにその対象とすることであり、新たな財政支出を伴うこととなるため、問題がある。	特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、要望が実現できるよう検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会にて検討中である。 なお、前回ご回答しているとおり、公設民営方式の学校において県費負担教職員を配置することについては、これまで国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の対象となっていた形態の学校について新たにその対象とすることであり、新たな財政支出を伴うこととなるため、問題がある。	2085050	NPO法人大阪に新しい会(50080)	みのおパイルスクール特区	公設民営方式による学校への県費負担教職員の勤務の容認	
080050	公設民営型学校への県費負担教職員の配置の容認	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。 なお、国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることには新たな財政支出を伴うこととなるため、問題がある。	本提案は公設民営方式の学校において県費負担職員を活用するという制度的な要望であり、財政支出を拡大しない範囲で県費負担教職員を配置できるか、具体的に検討し回答されたい。	C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。 なお、公設民営方式の学校において県費負担教職員を配置することについては、これまで国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の対象となっていた形態の学校について新たにその対象とすることであり、新たな財政支出を伴うこととなるため、問題がある。	特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、要望が実現できるよう検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会にて検討中である。 なお、前回ご回答しているとおり、公設民営方式の学校において県費負担教職員を配置することについては、これまで国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の対象となっていた形態の学校について新たにその対象とすることであり、新たな財政支出を伴うこととなるため、問題がある。	2100060	ごんな学校に新しい会(50110)	子どもの権利条約に基づく自律・自治の学校	「公設民営」方式による学校への県費負担教職員の参加の容認	
080050	公設民営型学校への県費負担教職員の配置の容認	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。 なお、国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることには新たな財政支出を伴うこととなるため、問題がある。	本提案は公設民営方式の学校において県費負担職員を活用するという制度的な要望であり、財政支出を拡大しない範囲で県費負担教職員を配置できるか、具体的に検討し回答されたい。	C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。 なお、公設民営方式の学校において県費負担教職員を配置することについては、これまで国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の対象となっていた形態の学校について新たにその対象とすることであり、新たな財政支出を伴うこととなるため、問題がある。	特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、要望が実現できるよう検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会にて検討中である。 なお、前回ご回答しているとおり、公設民営方式の学校において県費負担教職員を配置することについては、これまで国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の対象となっていた形態の学校について新たにその対象とすることであり、新たな財政支出を伴うこととなるため、問題がある。	2137050	もう一つの学校を作る会(50010)	京都府公設民営学校特区	「公設民営」方式による学校への県費負担教職員の参加の容認	
080050	公設民営型学校への県費負担教職員の配置の容認	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。 なお、国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることには新たな財政支出を伴うこととなるため、問題がある。	本提案は公設民営方式の学校において県費負担職員を活用するという制度的な要望であり、財政支出を拡大しない範囲で県費負担教職員を配置できるか、具体的に検討し回答されたい。	C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。 なお、公設民営方式の学校において県費負担教職員を配置することについては、これまで国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の対象となっていた形態の学校について新たにその対象とすることであり、新たな財政支出を伴うこととなるため、問題がある。	特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、要望が実現できるよう検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会にて検討中である。 なお、前回ご回答しているとおり、公設民営方式の学校において県費負担教職員を配置することについては、これまで国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の対象となっていた形態の学校について新たにその対象とすることであり、新たな財政支出を伴うこととなるため、問題がある。	2150050	大阪吹田チャータースクール研究会(50110)	幼保・小・中一貫子育て支援付きタイムリーキッズスクール特区	「公設民営」方式による学校への県費負担教職員の参加の容認	
080050	公設民営型学校への県費負担教職員の配置の容認	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。 なお、国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の範囲を広げることには新たな財政支出を伴うこととなるため、問題がある。	本提案は公設民営方式の学校において県費負担職員を活用するという制度的な要望であり、財政支出を拡大しない範囲で県費負担教職員を配置できるか、具体的に検討し回答されたい。	C	本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。 なお、公設民営方式の学校において県費負担教職員を配置することについては、これまで国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の対象となっていた形態の学校について新たにその対象とすることであり、新たな財政支出を伴うこととなるため、問題がある。	特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、要望が実現できるよう検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会にて検討中である。 なお、前回ご回答しているとおり、公設民営方式の学校において県費負担教職員を配置することについては、これまで国庫負担を伴う県費負担教職員の配置の対象となっていた形態の学校について新たにその対象とすることであり、新たな財政支出を伴うこととなるため、問題がある。	2161050	大阪チャータースクール研究会(50110)	幼保・小・中一貫子育て支援付きタイムリーキッズスクール特区	「公設民営」方式による学校への県費負担教職員の参加の容認	

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080080	公設民営型学校における授業料の徴収	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会で検討中。 なお、国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するため、その授業料は一切無償とすることが定められているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、困難である。	提案は通常の公立学校に比べて、特色ある特別な教育サービスを実施するために公設民営方式を導入することとし、その場合には特別な教育サービスに要する経費については、授業料を徴収することが適切であるというものであり、これを踏まえ公設民営学校の実現に合わせ、本提案の内容について、具体的に検討し回答された。 なお、「通制制/定時制等の高等学校の公設民営方式」について平成19年度中に結論を得るとされており、その実施の上でも本提案について具体的に検討し回答された。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会では、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するため、その授業料は一切無償とすることが定められているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、困難である。	認定を受けた構造改革特別区域の市町村で、無償の学校を選択する機会を用意しているのであれば、児童生徒や保護者の同意に基づいて、特定の公設民営型学校において行なわれる特別な教育サービスに対し、必要最低限の授業料を徴収することは可能ではないかと考えられる。 特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、要望が実現できるよう検討し回答された。	C		2102040	特定非営利活動法人全国教育ボランティアの会(50080)	NPO法人が運営する自然科学体験教育に重点を置いた公立学校の設置	多様な体験学習教育活動を行う公設民営型学校の設置を重点とするNPO法人学校の設置を容認した場合の授業料徴収	
080080	公設民営型学校における授業料の徴収	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会では、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するため、その授業料は一切無償とすることが定められているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、困難である。	提案は通常の公立学校に比べて、特色ある特別な教育サービスを実施するために公設民営方式を導入することとし、その場合には特別な教育サービスに要する経費については、授業料を徴収することが適切であるというものであり、本提案の内容について、具体的に検討し回答された。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会では、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するため、その授業料は一切無償とすることが定められているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、困難である。	認定を受けた構造改革特別区域の市町村で、無償の学校を選択する機会を用意しているのであれば、児童生徒や保護者の同意に基づいて、特定の公設民営型学校において行なわれる特別な教育サービスに対し、必要最低限の授業料を徴収することは可能ではないかと考えられる。 特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、要望が実現できるよう検討し回答された。	C		2137030	もう一つの学校を作る会(50010)	京都府公設民営学校特区	授業料を徴収することのできる学校の範囲の拡大	
080080	公設民営型学校における授業料の徴収	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会では、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するため、その授業料は一切無償とすることが定められているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、困難である。	提案は通常の公立学校に比べて、特色ある特別な教育サービスを実施するために公設民営方式を導入することとし、その場合には特別な教育サービスに要する経費については、授業料を徴収することが適切であるというものであり、本提案の内容について、具体的に検討し回答された。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会では、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するため、その授業料は一切無償とすることが定められているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、困難である。	認定を受けた構造改革特別区域の市町村で、無償の学校を選択する機会を用意しているのであれば、児童生徒や保護者の同意に基づいて、特定の公設民営型学校において行なわれる特別な教育サービスに対し、必要最低限の授業料を徴収することは可能ではないかと考えられる。 特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、要望が実現できるよう検討し回答された。	C		2150030	大阪成田チャータースクール研究会(50110)	幼保・小・中一貫子育て支援付きタイムリーカリキュラムスクール特区	授業料を徴収することのできる学校の範囲の拡大	
080080	公設民営型学校における授業料の徴収	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会では、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するため、その授業料は一切無償とすることが定められているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、困難である。	提案は通常の公立学校に比べて、特色ある特別な教育サービスを実施するために公設民営方式を導入することとし、その場合には特別な教育サービスに要する経費については、授業料を徴収することが適切であるというものであり、本提案の内容について、具体的に検討し回答された。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会では、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するため、その授業料は一切無償とすることが定められているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、困難である。	認定を受けた構造改革特別区域の市町村で、無償の学校を選択する機会を用意しているのであれば、児童生徒や保護者の同意に基づいて、特定の公設民営型学校において行なわれる特別な教育サービスに対し、必要最低限の授業料を徴収することは可能ではないかと考えられる。 特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、要望が実現できるよう検討し回答された。	C		2161030	大阪チャータースクール研究会(50110)	幼保・小・中一貫子育て支援付きタイムリーカリキュラムスクール特区	授業料を徴収することのできる学校の範囲の拡大	
080080	公設民営型学校における授業料の徴収	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会では、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するため、その授業料は一切無償とすることが定められているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、困難である。	提案は通常の公立学校に比べて、特色ある特別な教育サービスを実施するために公設民営方式を導入することとし、その場合には特別な教育サービスに要する経費については、授業料を徴収することが適切であるというものであり、本提案の内容について、具体的に検討し回答された。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会では、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するため、その授業料は一切無償とすることが定められているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、困難である。	認定を受けた構造改革特別区域の市町村で、無償の学校を選択する機会を用意しているのであれば、児童生徒や保護者の同意に基づいて、特定の公設民営型学校において行なわれる特別な教育サービスに対し、必要最低限の授業料を徴収することは可能ではないかと考えられる。 特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、要望が実現できるよう検討し回答された。	C		2184030	全国チャータースクール研究会(50110)	東京・バリエーションスクール特区	授業料を徴収することのできる学校の範囲の拡大	
080080	公設民営型学校における授業料の徴収	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会では、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するため、その授業料は一切無償とすることが定められているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、困難である。	提案は通常の公立学校に比べて、特色ある特別な教育サービスを実施するために公設民営方式を導入することとし、その場合には特別な教育サービスに要する経費については、授業料を徴収することが適切であるというものであり、本提案の内容について、具体的に検討し回答された。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会では、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するため、その授業料は一切無償とすることが定められているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、困難である。	認定を受けた構造改革特別区域の市町村で、無償の学校を選択する機会を用意しているのであれば、児童生徒や保護者の同意に基づいて、特定の公設民営型学校において行なわれる特別な教育サービスに対し、必要最低限の授業料を徴収することは可能ではないかと考えられる。 特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、要望が実現できるよう検討し回答された。	C		2185030	神戸チャータースクール研究会(50110)	神戸・バリエーションスクール特区	授業料を徴収することのできる学校の範囲の拡大	
080080	公設民営型学校における授業料の徴収	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会では、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するため、その授業料は一切無償とすることが定められているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、困難である。	提案は通常の公立学校に比べて、特色ある特別な教育サービスを実施するために公設民営方式を導入することとし、その場合には特別な教育サービスに要する経費については、授業料を徴収することが適切であるというものであり、本提案の内容について、具体的に検討し回答された。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会では、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するため、その授業料は一切無償とすることが定められているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、困難である。	認定を受けた構造改革特別区域の市町村で、無償の学校を選択する機会を用意しているのであれば、児童生徒や保護者の同意に基づいて、特定の公設民営型学校において行なわれる特別な教育サービスに対し、必要最低限の授業料を徴収することは可能ではないかと考えられる。 特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、要望が実現できるよう検討し回答された。	C		2186040	福岡チャータースクール研究会(50110)	福岡個性化教育学校特区	授業料を徴収することのできる学校の範囲の拡大	

再々検討要請に対する回答

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080090	公設民営型学校(地方独立行政法人)における授業料の徴収	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。	提案は通常の公立学校に比して、特色ある特別な教育サービスを実施するために公設民営方式を導入することとし、その場合には特別な教育サービスに要する経費については、授業料を徴収することが適切であるというものであり、本提案の内容について、具体的に検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。 なお、国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保する観点のひとしく教育を受ける権利を担保するため、その授業料は一切無償とするのが定められているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、困難である。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会にて検討中である。 なお、国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を担保するため、その授業料は一切無償とすることが定められているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、困難である。	2125050	杉並区(13115)	教育改革特区(新しい学校の創設)	授業料を徴収することの可能な学校の範囲の拡大	
080100	公設民営型学校に係る教員免許状の授与権を市町村教育委員会に付与	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。なお、教員免許状の授与については、教員免許の水準確保の観点から、都道府県教育委員会が行うことが適当である。	提案は公設民営方式により特色ある教育を行うに際し、学校が必要とする人材に、市町村教育委員会が教員免許状を授与することが適当とするものであり、本提案の内容について、具体的に検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。 なお、学校教育の成否は教員の資質によるところが大きく、教員の専門性を公証する教員免許状は、一定水準を確保する等のために都道府県教育委員会が判断を行い授与することが適当である。 また、免許事務は公平、公正に授与するだけでなく、原簿の作成・管理、免許状の書換・再交付、免許の失効・取上げの実施、関係都道府県との連絡、教育職員検定の実施などの事務が一体のものとしており、一部の市町村においてこれを行うことは、免許事務に係る責任の所在が不明確になるとともに、免許事務の複雑化・非効率化を招き、不適当である。 さらに、先般、市町村教育委員会が教員を採用する場合の免許状授与と手続の簡素化・迅速化について、特区における特例を設けたところであり、まずはこの特例の利用状況等の検証を行うべきである。 なお、現状においても、公私立学校を問わず、特色ある教育を行うにあたって、授与要件を満たせば、免許状の授与は円滑に行われているところである。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会にて検討中である。 なお、学校教育の成否は教員の資質によるところが大きく、教員の専門性を公証する教員免許状は、一定水準を確保する等のために都道府県教育委員会が判断を行い授与することが適当である。 また、免許事務は公平、公正に授与するだけでなく、原簿の作成・管理、免許状の書換・再交付、免許の失効・取上げの実施、関係都道府県との連絡、教育職員検定の実施などの事務が一体のものとしており、一部の市町村においてこれを行うことは、免許事務に係る責任の所在が不明確になるとともに、免許事務の複雑化・非効率化を招き、不適当である。 現状においても、公私立学校を問わず、特色ある教育を行うにあたって、授与要件を満たせば、都道府県教育委員会より免許状の授与は円滑に行われており、特色ある教育を行う上での免許状授与にあたり、特例の支障は存しないものと考えられる。	2100050	ごんな学校にしたい会(50110)	子どもの権利条約に基づく自律・自治の学校	教員免許状の授与権を市町村教育委員会に付与	
080110	教員資格要件の緩和(公設民営型学校)	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。	提案は公設民営方式により特色ある教育を行うに際し、教員免許状保持者でなくともさまざまな分野での専門的なノウハウや教授法を持ち合わせている人材を正式な教員として採用したいとするものであり、本提案の内容について具体的に検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会にて検討中である。	2115060	株式会社NOVA(50020)	教育振興特区	教員資格要件の緩和	
080120	校長・教員の資格に関する規定の適用除外(公設民営型学校)	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。	提案は公設民営方式により特色ある教育を行うに際し、管理・運営者による数量を幅広く認めることで、個性的・特徴的なサービスを提供できるようにするものであり、本提案の内容について、具体的に検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会にて検討中である。	2238070	株式会社東京リーガルマインド(50020)	教育の公設民営特区	校長・教員の資格に関する規定の適用を除外する	
080130	教育職員免許状制度の適用除外(公設民営型学校)	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。	提案は公設民営方式により特色ある教育を行うに際し、管理・運営者による数量を幅広く認めることで、個性的・特徴的なサービスを提供できるようにするものであり、本提案の内容について、具体的に検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会にて検討中である。	2238080	株式会社東京リーガルマインド(50020)	教育の公設民営特区	教育職員免許状制度の適用を除外する	
080140	教員免許状を有しない者を採用する際の簡素化(公設民営型学校)	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。	提案は公設民営方式により特色ある教育を行うに際し、学校が適する人材を採用するためのものであり、本提案の内容について、具体的に検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会にて検討中である。	2100040	ごんな学校にしたい会(50110)	子どもの権利条約に基づく自律・自治の学校	教員免許状を有しない者を、特別免許状の交付や特別非常勤講師制度等の現行制度のより柔軟な運用により採用	

再々検討要請に対する回答

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080150	特別免許状等の授与手続きの簡素化(公設民営学校)	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。 なお、特別免許状の授与は、都道府県教委が行う教育職員検定により、都道府県教委が定める基準に基づき授与されるものであり、校長や私立学校の代表者等の判断に委ねることは適当でない。 また、教育職員検定は、都道府県教育委員会が免許状を授与すべきか否かの判断を行うための制度であり、これを省略することも不可能である。	提案は公設民営方式により特色ある教育を行うに際し、学校が必要とする人材を採用するための特別免許状の授与権を市町村に付与することを求めるものであり、本提案の内容について、具体的に検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。 なお、学校教育の成否は教員の資質によるものが大きく、教員の専門性を公証する教員免許状は、一定水準を確保する等のために都道府県教育委員会が判断を行い授与することが適当である。 また、免許事務は公平、公正に授与するだけでなく、原簿の作成・管理、免許状の書換・再交付、免許の失効・取上げの実施、関係都道府県との連絡、教育職員検定の実施などの事務が一体のものとなっており、一部の市町村においてこれを行うことは、免許事務に係る責任の所在が不明確になるとともに、免許事務の複雑化・非効率化を招き、不適当である。 さらに、先般、市町村教育委員会が教員を採用する場合の免許状授与手続きの簡素化・迅速化について、特区における採用を設けたところであり、まずはこの特例の利用状況等の検証を行うべきである。 なお、現状においても、公私立学校を問わず、特色ある教育を行うにあたって、授与要件を満たせば、免許状の授与は円滑に行われているところである。 また、特別免許状を有する者が所定の在職年数を経て必要単位を修得することにより、普通免許状を取得する道がすでに制度化されている。特別非常勤講師は、教員の相当免許状を有しておらず、一定期間の在職期間のみをもって普通免許状を授与することは不適当である。	特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、本提案の内容についても、特区において実現できるよう検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会にて検討中である。 なお、学校教育の成否は教員の資質によるものが大きく、教員の専門性を公証する教員免許状は、一定水準を確保する等のために都道府県教育委員会が判断を行い授与することが適当である。 また、免許事務は公平、公正に授与するだけでなく、原簿の作成・管理、免許状の書換・再交付、免許状の失効・取上げの実施、関係都道府県との連絡、教育職員検定の実施などの事務が一体のものとなっており、一部の市町村においてこれを行うことは、免許事務に係る責任の所在が不明確になるとともに、免許事務の複雑化・非効率化を招き、不適当である。 現状においても、公私立学校を問わず、特色ある教育を行うにあたって、授与要件を満たせば、都道府県教育委員会より免許状の授与は円滑に行われており、特色ある教育を行うための免許状授与にあたり、特段の支障は存しないものと考えられる。	2102030	特定非常勤活動法人全国教育ボランティアの会(50080)	NPO法人が運営する自然科学体験教育に重点をおく公設民営型小中学校の設置	多様な体験学習教育活動を行う公設民営型のNPO法人学校の設置を容認した場合の教員特別免許状の授与の要件の緩和
080160	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(幼稚園等の特区長への権限の委譲)	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。	提案は公設民営方式により特色ある教育を行うに際し、幼保一体化施設を整備する際に管理権限を一括することを目指すものであり、本提案の内容について、具体的に検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。	特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、本提案の内容についても、特区において実現できるよう検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会にて検討中である。	2040010	品川区(13109)	公立民営幼保一元化特区	教育委員会に属している公立幼稚園の管理権限を地方公共団体の長に付与
080170	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(学校の管理運営等特区長への権限の委譲)	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。	提案は公設民営方式により特色ある教育を行うに際し、組織編成、教育課程、施設・設備等に関する管理権限を設置主体である地方公共団体の長に委譲することにより、円滑な運営を図るべきとするものであり、本提案の内容について、具体的に検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。	特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、本提案の内容についても、特区において実現できるよう検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会にて検討中である。	2238040	株式会社東京リーガルマインド(50020)	教育の公設民営特区	公設学校の管理権を、設置主体である地方公共団体の長に移す。
080180	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(県費負担教職員の任命に係る権限を特区長に委譲)	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。	提案は公設民営方式により特色ある教育を行うに際し、学校の求める教職員を確保するため、校長をはじめとする県費負担教職員の任命権を市町村教育委員会に付与すべきとするものであり、本提案の内容について、具体的に検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。	特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、本提案の内容についても、特区において実現できるよう検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会にて検討中である。	2125020	杉並区(13115)	教育改革特区(新しいタイプの学校)の創設	県費負担教職員(校長を含む)の任命権を市町村教育委員会に付与
080190	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(県費負担教職員の任命に係る権限を校長に委譲)	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。	提案は公設民営方式により特色ある教育を行うに際し、県費負担教職員の任命権を校長に付与すべきとするものであり、本提案の内容について、具体的に検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。	特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、本提案の内容についても、特区において実現できるよう検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会にて検討中である。	2238110	株式会社東京リーガルマインド(50020)	教育の公設民営特区	県費負担教職員の任命に関する、規制の適用を除外する。
080200	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(県費負担教職員の免職に係る権限を校長に委譲)	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。	提案は公設民営方式により特色ある教育を行うに際し、県費負担教職員の免職権を校長に付与すべきとするものであり、本提案の内容について、具体的に検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会にて検討中。 なお、提案の地教行法第47条の2は、児童生徒への指導が不適切である等の条件に該当する県費負担教職員(教諭、助教諭、講師に限る)については、分限処分に至らなくても、本人の意に問わず県費負担教職員の職を免職し、引き続いて当該都道府県の常時勤務を要する職に採用できるという規定である。 本条項による採用先の職は、都道府県教育委員会が任命権を有する職であるが、当該校長は本措置による採用先となる職の任命権を有していないことから、提案のように本条項の権限を校長に委任することは考えられない。	特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、本提案の内容についても、特区において実現できるよう検討し回答されたい。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会にて検討中である。 なお、前同回答しているとおり、ご提案にある地教行法第47条の2は、児童生徒への指導が不適切である等の条件に該当する県費負担教職員(教諭、助教諭、講師に限る)については、分限処分に至らなくても、本人の意に問わず県費負担教職員の職を免職し、引き続いて当該都道府県の常時勤務を要する職に採用できるという規定である。 本条項による採用先の職は、都道府県教育委員会が任命権を有する職であるが、当該校長は本措置による採用先となる職の任命権を有していないことから、提案のように本条項の権限を校長に委任することは考えられない。	2238120	株式会社東京リーガルマインド(50020)	教育の公設民営特区	県費負担教職員の免職等に関する、規制の適用を除外する。

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)	
080210	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(教職員の採用・昇進に係る権限の校長への委譲)	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会で検討中。	提案は公設民営方式により特色ある教育を行うに際し、任命権を管理運営者に付与すべきとされており、本提案の内容について、具体的に検討し回答された。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会で検討中。	特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、本提案の内容についても、特区において実現できるよう検討し回答された。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会で検討中である。	2238090	株式会社東京リーガルマインド(50020)	教育の公設民営特区	校長の採用、教員の採用及び昇任に關し、適用を除外する。	
080220	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(教職員の任命に係る権限の校長への委譲)	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会で検討中。	提案は公設民営方式により特色ある教育を行うに際し、校長・教員・事務職員等の任命に關し、教育長の推薦を不要とするべきとされており、本提案の内容について、具体的に検討し回答された。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会で検討中。	特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、本提案の内容についても、特区において実現できるよう検討し回答された。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会で検討中である。	2238100	株式会社東京リーガルマインド(50020)	教育の公設民営特区	校長・教員・事務職員等の任命に關する、規制の適用を除外する。	
080230	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(教科用書の採択権の学校への委譲)	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会で検討中。	提案は公設民営方式により特色ある教育を行うに際し、学校のカリキュラムに合わせ自由な採択を行うために教科書の採択権を学校に委譲すべきとされており、本提案の内容について、具体的に検討し回答された。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会で検討中。	特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、本提案の内容についても、特区において実現できるよう検討し回答された。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会で検討中である。	2125060	杉並区(13115)	教育改革特区(新しいタイプの学校の創設)	教科書採択権限を大学・高校等へ委譲	
080240	公設民営学校に係る教育委員会の権限の委譲(教員の募集・待遇の自由化)	〈高等学校以下〉 C (大学等) E		〈高等学校以下〉 本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会で検討中。 (大学等) なお、大学における教員については、教育委員会に管理権限はなく、その募集について、地域・時期に係る法的な制約は存在しない。	提案は公設民営方式により特色ある教育を行うに際し、優秀な教員を確保するための待遇等を自由に設定すべきとされており本提案の内容について、具体的に検討し回答された。	〈高等学校以下〉 C		〈高等学校以下〉 本提案の前提となっている公立学校の公設民営について、現在、中央教育審議会で検討中。	特区において、校種を限らず先行的に実施することを検討すべきであり、本提案の内容についても、特区において実現できるよう検討し回答された。	C		本提案の前提となっている公立学校の公設民営については、現在、中央教育審議会で検討中である。	2115030	株式会社NOVA(50020)	教育振興特区	教員の募集・待遇の自由化	
080250	学校評議会制度の大学・高校等への導入	D-1		〈高等学校以下〉 学校評議会制度は、小学校のみならず高等学校においても既に導入されており、設置者の判断により置くことが可能となっている。 (大学等) 大学の運営について、外部の意見を聴取する仕組みとして、国立大学においては運営諮問会議が置かれることとなっているが、公私立大学についても、設置者の判断によりこのような機関を置くなどの取組ができること。									2238130	株式会社東京リーガルマインド(50020)	教育の公設民営特区	学校評議会制度を大学・高校等にも採用する。	
080260	私学助成の適用の拡大	F			1 特区法の改正により、株式会社とNPO法人にも学校設置を認められたのは、多様な教育が必要であるとのニーズあるいは不登校児童等へのNPO法人の実績を踏まえたものである。この場合において、学校教育法上の学校として認められ、その教育事業を認めたものであり、それをどう行政として支援するかということは検討すべき課題であるといえる。この根本的な点から、本件も検討すべきであり、そのためにどのような規制が必要かという点を改めて「実現するためにはどのような規制か」という観点から検討すべきである。 2 貴省の回答では、「816及び817特区は、学校法人に課されているようなさまざまな規制を受けなければならない」とあるが、816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法上のいわゆる「学校」として位置付けられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国益侵害等で、学校法人が私学助成を受ける際に「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校教育法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人も受けており、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであろう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみが「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難にされた。			816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けなければならないものとする。また、学校法人に課されているような様々な規制とは①学校教育法上の規制、②私立学校教育法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制を総合的に指すものである。	学校設置株式会社及び学校設置非営利法人については、学校法人に課されているような様々な規制を受けなければならないものとする。また、学校法人に課されているような様々な規制とは①学校教育法上の規制、②私立学校教育法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制を総合的に指すものである。		F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けなければならないものとする。また、学校法人に課されているような様々な規制とは①学校教育法上の規制、②私立学校教育法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制を総合的に指すものである。	2017090	横浜にシユナイター学園をつくる会(50110)	NPO立学校及び特区私立学校特区	私学助成の適用の拡大

再々検討要請に対する回答

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080260	私学助成の適用の拡大	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。	1 特区法の改正により、株式会社とNPO法人にも学校設置を認めたのは、多様な教育が必要であるとのニーズあるいは不登校児童等へのNPO法人の実績を踏まえたものである。この場合において、学校教育上の学校として認められ、その教育事業を認めたものであり、それをどう行政として支援するかということは検討すべき課題であるといえる。この根本的な点から、本件も検討すべきであり、そのためどのような規制が必要かという点を念じて実現するためにはどうすればいいかという観点から検討すべきである。 2 貴省の回答では、「816及び817特区は、学校法人に課されているようなさまざまな規制を受けたい」とあるが、816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法の「のいゆが」条4として位置付けられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国営弁等で、学校法人が私学助成を受ける際に「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人にも受けており、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであろう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみが「公の支配」について課題があり「困難」としている理由は何か明確にされた。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公立の学校に対する行政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1乗校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人に課されているような様々な規制とは①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制を総合的に指すものである。	学校設置株式会社及び学校設置非営利法人については、学校教育法及び構造改革特別区域法により規制は課されており、助成の対象となるならば私立学校振興助成法上の規制も検討すべきであろう。現在の学校法人においても、これらの規制のみで助成を行なっているものもあることから、これらの規制のみで「公の支配」に属していると考えられ、この点を踏まえ要望を実現できないか再度検討し回答された。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人については、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制が総合的に課されていることから、「公の支配」に属しているものである。	2022050	株式会社 学育舎(50020)	不登校・中退者のための新しいタイプの通信制高等学校	株式会社立通信制高等学校に対しての助成金の交付
080260	私学助成の適用の拡大	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。	1 特区法の改正により、株式会社とNPO法人にも学校設置を認めたのは、多様な教育が必要であるとのニーズあるいは不登校児童等へのNPO法人の実績を踏まえたものである。この場合において、学校教育上の学校として認められ、その教育事業を認めたものであり、それをどう行政として支援するかということは検討すべき課題であるといえる。この根本的な点から、本件も検討すべきであり、そのためどのような規制が必要かという点を念じて実現するためにはどうすればいいかという観点から検討すべきである。 2 貴省の回答では、「816及び817特区は、学校法人に課されているようなさまざまな規制を受けたい」とあるが、816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法の「のいゆが」条4として位置付けられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国営弁等で、学校法人が私学助成を受ける際に「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人にも受けており、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであろう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみが「公の支配」について課題があり「困難」としている理由は何か明確にされた。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公立の学校に対する行政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1乗校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人に課されているような様々な規制とは①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制を総合的に指すものである。	学校設置株式会社及び学校設置非営利法人については、学校教育法及び構造改革特別区域法により規制は課されており、助成の対象となるならば私立学校振興助成法上の規制も検討すべきであろう。現在の学校法人においても、これらの規制のみで助成を行なっているものもあることから、これらの規制のみで「公の支配」に属していると考えられ、この点を踏まえ要望を実現できないか再度検討し回答された。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人については、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制が総合的に課されていることから、「公の支配」に属しているものである。	2042010	株式会社 朝日学園(50020)	御津町教育特区	私学助成の適用の拡大
080260	私学助成の適用の拡大	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。	1 特区法の改正により、株式会社とNPO法人にも学校設置を認めたのは、多様な教育が必要であるとのニーズあるいは不登校児童等へのNPO法人の実績を踏まえたものである。この場合において、学校教育上の学校として認められ、その教育事業を認めたものであり、それをどう行政として支援するかということは検討すべき課題であるといえる。この根本的な点から、本件も検討すべきであり、そのためどのような規制が必要かという点を念じて実現するためにはどうすればいいかという観点から検討すべきである。 2 貴省の回答では、「816及び817特区は、学校法人に課されているようなさまざまな規制を受けたい」とあるが、816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法の「のいゆが」条4として位置付けられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国営弁等で、学校法人が私学助成を受ける際に「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人にも受けており、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであろう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみが「公の支配」について課題があり「困難」としている理由は何か明確にされた。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公立の学校に対する行政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1乗校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人に課されているような様々な規制とは①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制を総合的に指すものである。	学校設置株式会社及び学校設置非営利法人については、学校教育法及び構造改革特別区域法により規制は課されており、助成の対象となるならば私立学校振興助成法上の規制も検討すべきであろう。現在の学校法人においても、これらの規制のみで助成を行なっているものもあることから、これらの規制のみで「公の支配」に属していると考えられ、この点を踏まえ要望を実現できないか再度検討し回答された。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人については、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制が総合的に課されていることから、「公の支配」に属しているものである。	2069010	長野県(20000)	新しい学校経営主体経営支援特区	私学助成の適用拡大

再々検討要請に対する回答

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080260	私学助成の適用の拡大	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。	1 特区法の改正により、株式会社とNPO法人にも学校設置を認められたのは、多様な教育が必要であるとのニーズあるいは不登校児童等へのNPO法人の実績を踏まえたものである。この場合において、学校教育法上の学校として認められた以上、その教育意義を認められたものであり、それをどう行政として支援するかということは検討すべき課題であるといえる。この根本的な点から、本件も検討すべきであり、そのためにもどのような規制が必要かということを含めて「実現するためにはどうすればいいか」という観点から検討すべきである。 2 貴省の回答では、「816及び817特区は、学校法人に課されているようなさまざまな規制を受けたくない」とあるが、816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法上のいわゆる「1条校」として位置付けられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国会答弁等で、学校法人が私学助成を受ける際に「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人も受け、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであろう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみで「公の支配」について課題があり困難」としている理由は何か明確にされた。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公立の学校に対する行政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1条校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人に課されているような様々な規制とは①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制を総合的に指すものである。	学校設置株式会社及び学校設置非営利法人については、学校教育法及び構造改革特別区域法により規制は課されており、助成の対象となるならば私立学校振興助成法上の規制も検討すべきである。現在の学校法人においても、これらの規制のみで助成を行っているものもあることから、これらの規制のみで「公の支配」に属していると考えられ、この点を踏まえ要望を実現できないか再度検討し回答された。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人については、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制が総合的に課せられていることから、「公の支配」に属しているものである。	2101010	藤原学園美術教育研究所(50020)	理科実験教育に重点をおく株式会社立小中学校の設置	私学助成の適用の拡大
080260	私学助成の適用の拡大	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。	1 特区法の改正により、株式会社とNPO法人にも学校設置を認められたのは、多様な教育が必要であるとのニーズあるいは不登校児童等へのNPO法人の実績を踏まえたものである。この場合において、学校教育法上の学校として認められた以上、その教育意義を認められたものであり、それをどう行政として支援するかということは検討すべき課題であるといえる。この根本的な点から、本件も検討すべきであり、そのためにもどのような規制が必要かということを含めて「実現するためにはどうすればいいか」という観点から検討すべきである。 2 貴省の回答では、「816及び817特区は、学校法人に課されているようなさまざまな規制を受けたくない」とあるが、816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法上のいわゆる「1条校」として位置付けられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国会答弁等で、学校法人が私学助成を受ける際に「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人も受け、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであろう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみで「公の支配」について課題があり困難」としている理由は何か明確にされた。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公立の学校に対する行政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1条校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人に課されているような様々な規制とは①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制を総合的に指すものである。	学校設置株式会社及び学校設置非営利法人については、学校教育法及び構造改革特別区域法により規制は課されており、助成の対象となるならば私立学校振興助成法上の規制も検討すべきである。現在の学校法人においても、これらの規制のみで助成を行っているものもあることから、これらの規制のみで「公の支配」に属していると考えられ、この点を踏まえ要望を実現できないか再度検討し回答された。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人については、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制が総合的に課せられていることから、「公の支配」に属しているものである。	2102020	特定非営利活動法人全国教育ボランティアの会(50000)	NPO法人が運営する自然体験学習教育に重点をおく公民館民営型小中学校の設置	多様な体験学習教育を行う公設民営型のNPO法人学校の設置を認めた場合の経費助成
080260	私学助成の適用の拡大	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。	1 特区法の改正により、株式会社とNPO法人にも学校設置を認められたのは、多様な教育が必要であるとのニーズあるいは不登校児童等へのNPO法人の実績を踏まえたものである。この場合において、学校教育法上の学校として認められた以上、その教育意義を認められたものであり、それをどう行政として支援するかということは検討すべき課題であるといえる。この根本的な点から、本件も検討すべきであり、そのためにもどのような規制が必要かということを含めて「実現するためにはどうすればいいか」という観点から検討すべきである。 2 貴省の回答では、「816及び817特区は、学校法人に課されているようなさまざまな規制を受けたくない」とあるが、816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法上のいわゆる「1条校」として位置付けられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国会答弁等で、学校法人が私学助成を受ける際に「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人も受け、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであろう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみで「公の支配」について課題があり困難」としている理由は何か明確にされた。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公立の学校に対する行政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1条校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人に課されているような様々な規制とは①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制を総合的に指すものである。	学校設置株式会社及び学校設置非営利法人については、学校教育法及び構造改革特別区域法により規制は課されており、助成の対象となるならば私立学校振興助成法上の規制も検討すべきである。現在の学校法人においても、これらの規制のみで助成を行っているものもあることから、これらの規制のみで「公の支配」に属していると考えられ、この点を踏まえ要望を実現できないか再度検討し回答された。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人については、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制が総合的に課せられていることから、「公の支配」に属しているものである。	2131010	特定非営利活動法人 楠の木学園(50080)	NPOによる学校設置の特区	私学助成の適用の拡大

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080260	私学助成の適用の拡大	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることから困難である。	1 特区法の改正により、株式会社とNPO法人にも学校設置を認めたのは、多様な教育が必要であるとのニーズあるいは不登校児童等へのNPO法人の実績を踏まえたものである。この場合において、学校教育法上の学校として認められた以上、その教育意義を認めたものであり、それをどう行政として支援するかということは検討すべき課題であるといえる。この根本的な点から、本件も検討すべきであり、そのためにどのような規制が必要かという点を含めて「実現するためにはどうすればいいか」という観点から検討すべきである。 2 貴省の回答では、「816及び817特区は、学校法人に課されているようなさまざまな規制を受けなければならない」とあるが、816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法上のいわゆる「1乗校」として位置付けられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国会答弁等で、学校法人が私学助成を受ける際に「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人も受けており、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであらう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみで「公の支配」について課題があり困難としている理由は何か明確にされた。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公立の学校に対する行政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1乗校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることから困難である。 なお、学校法人に課されているような様々な規制とは①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制を総合的に指すものである。	学校設置株式会社及び学校設置非営利法人については、学校教育法及び構造改革特別区域法により規制は課されており、助成の対象となるならば私立学校振興助成法上の規制も検討すべきである。現在の学校法人においても、これらの規制のみで助成を行なっているものもあることから、これらの規制のみで「公の支配」に属していると考えられ、この点を踏まえ要望を実現できないか再度検討し回答された。	816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることから困難である。 なお、学校法人については、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制が総合的に課せられていることから、「公の支配」に属しているものである。	2133090	構成員学園(50020)、糊コープリー(50020)、糊教育振興社(50020)、糊キッズランド(50020)、NPO法人京都教育文化研究所(50080)	教育改革特区	学校事業者による特区学校における私立学校振興助成法の適用		
080260	私学助成の適用の拡大	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることから困難である。	1 特区法の改正により、株式会社とNPO法人にも学校設置を認めたのは、多様な教育が必要であるとのニーズあるいは不登校児童等へのNPO法人の実績を踏まえたものである。この場合において、学校教育法上の学校として認められた以上、その教育意義を認めたものであり、それをどう行政として支援するかということは検討すべき課題であるといえる。この根本的な点から、本件も検討すべきであり、そのためにどのような規制が必要かという点を含めて「実現するためにはどうすればいいか」という観点から検討すべきである。 2 貴省の回答では、「816及び817特区は、学校法人に課されているようなさまざまな規制を受けなければならない」とあるが、816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法上のいわゆる「1乗校」として位置付けられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国会答弁等で、学校法人が私学助成を受ける際に「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人も受けており、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであらう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみで「公の支配」について課題があり困難としている理由は何か明確にされた。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公立の学校に対する行政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1乗校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることから困難である。 なお、学校法人に課されているような様々な規制とは①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制を総合的に指すものである。	学校設置株式会社及び学校設置非営利法人については、学校教育法及び構造改革特別区域法により規制は課されており、助成の対象となるならば私立学校振興助成法上の規制も検討すべきである。現在の学校法人においても、これらの規制のみで助成を行なっているものもあることから、これらの規制のみで「公の支配」に属していると考えられ、この点を踏まえ要望を実現できないか再度検討し回答された。	816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることから困難である。 なお、学校法人については、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制が総合的に課せられていることから、「公の支配」に属しているものである。	2167050	特定非営利活動法人 21世紀教育研究所(50080)	Alternative 中学・高校特区	私学助成適用の拡大		
080260	私学助成の適用の拡大	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることから困難である。	1 特区法の改正により、株式会社とNPO法人にも学校設置を認めたのは、多様な教育が必要であるとのニーズあるいは不登校児童等へのNPO法人の実績を踏まえたものである。この場合において、学校教育法上の学校として認められた以上、その教育意義を認めたものであり、それをどう行政として支援するかということは検討すべき課題であるといえる。この根本的な点から、本件も検討すべきであり、そのためにどのような規制が必要かという点を含めて「実現するためにはどうすればいいか」という観点から検討すべきである。 2 貴省の回答では、「816及び817特区は、学校法人に課されているようなさまざまな規制を受けなければならない」とあるが、816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法上のいわゆる「1乗校」として位置付けられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国会答弁等で、学校法人が私学助成を受ける際に「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人も受けており、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであらう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみで「公の支配」について課題があり困難としている理由は何か明確にされた。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公立の学校に対する行政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1乗校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることから困難である。 なお、学校法人に課されているような様々な規制とは①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制を総合的に指すものである。	学校設置株式会社及び学校設置非営利法人については、学校教育法及び構造改革特別区域法により規制は課されており、助成の対象となるならば私立学校振興助成法上の規制も検討すべきである。現在の学校法人においても、これらの規制のみで助成を行なっているものもあることから、これらの規制のみで「公の支配」に属していると考えられ、この点を踏まえ要望を実現できないか再度検討し回答された。	816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることから困難である。 なお、学校法人については、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制が総合的に課せられていることから、「公の支配」に属しているものである。	2213010	NPO法人東京シユアール(50080)	NPO法人シユアール学校設置計画	私学助成の適用の拡大		

再々検討要請に対する回答

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の種類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の種類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の種類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080260	私学助成の適用の拡大	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。	1 特区法の改正により、株式会社とNPO法人にも学校設置を認めたのは、多様な教育が必要であるとのニーズあるいは不登校児童等へのNPO法人の実績を踏まえたものである。この場合において、学校教育法上の学校として認められ、その教育事業を認めたものであり、それをどう行政として支援するかということとは検討すべき課題であるといえる。この根本的な点から、本件も検討すべきであり、そのためにどのような規制が必要かということを含めて「実現するのめ」にどうすればいいかという観点から検討すべきである。 2 貴省の回答では、「816及び817特区は、学校法人に課されているようなさまざまな規制を受けたい」とあるが、816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法上のいわゆる「条校」として位置付けられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国会答弁等で、学校法人が私学助成を受けられるに「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人も受けており、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであろう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみ「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法上のいわゆる「条校」として位置付けられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国会答弁等で、学校法人が私学助成を受けられるに「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人も受けており、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであろう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみ「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難とされた。	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答 816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国立私立の学校に対する行財政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1校校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じ公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人に課されているような様々な規制とは①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制を総合的に指すものである。	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請 学校設置株式会社及び学校設置非営利法人については、学校教育法及び構造改革特別区域法により規制は課されており、助成の対象となるならば私立学校振興助成法上の規制も検討すべきである。現在の学校法人においても、これらの規制のみで助成を行なっているものもあることから、これらの規制のみで「公の支配」に属していると考えられ、この点を踏まえ要望を実現できないか再度検討し回答されたい。	F		2085020	NPO法人大阪に新しい学校を創る会(50080)	みのおバレットスクール特区	私学助成の適用の拡大
080260	私学助成の適用の拡大	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。	1 特区法の改正により、株式会社とNPO法人にも学校設置を認めたのは、多様な教育が必要であるとのニーズあるいは不登校児童等へのNPO法人の実績を踏まえたものである。この場合において、学校教育法上の学校として認められ、その教育事業を認めたものであり、それをどう行政として支援するかということとは検討すべき課題であるといえる。この根本的な点から、本件も検討すべきであり、そのためにどのような規制が必要かということを含めて「実現するのめ」にどうすればいいかという観点から検討すべきである。 2 貴省の回答では、「816及び817特区は、学校法人に課されているようなさまざまな規制を受けたい」とあるが、816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法上のいわゆる「条校」として位置付けられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国会答弁等で、学校法人が私学助成を受けられるに「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人も受けており、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであろう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみ「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法上のいわゆる「条校」として位置付けられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国会答弁等で、学校法人が私学助成を受けられるに「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人も受けており、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであろう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみ「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難とされた。	F		2100070	こんな学校にしたい会(50110)	子どもの権利条約に基づく自律・自治の学校	NPO法人に対する公的助成		
080260	私学助成の適用の拡大	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。	1 特区法の改正により、株式会社とNPO法人にも学校設置を認めたのは、多様な教育が必要であるとのニーズあるいは不登校児童等へのNPO法人の実績を踏まえたものである。この場合において、学校教育法上の学校として認められ、その教育事業を認めたものであり、それをどう行政として支援するかということとは検討すべき課題であるといえる。この根本的な点から、本件も検討すべきであり、そのためにどのような規制が必要かということを含めて「実現するのめ」にどうすればいいかという観点から検討すべきである。 2 貴省の回答では、「816及び817特区は、学校法人に課されているようなさまざまな規制を受けたい」とあるが、816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法上のいわゆる「条校」として位置付けられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国会答弁等で、学校法人が私学助成を受けられるに「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人も受けており、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであろう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみ「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法上のいわゆる「条校」として位置付けられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国会答弁等で、学校法人が私学助成を受けられるに「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人も受けており、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであろう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみ「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難とされた。	F		2115050	株式会社NOVA(50020)	教育振興特区	株式会社が管理運営する学校への私学助成制度の適用		

再々検討要請に対する回答

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080260	私学助成の適用の拡大	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のままで学校を設置したいというニーズに対応したものである。構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出する「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。	1 特区法の改正により、株式会社とNPO法人にも学校設置を認めたのは、多様な教育が必要であるとのニーズあるいは不登校児童等へのNPO法人の活躍を踏まえたものである。この場合において、学校教育法上の学校として認められ、その教育産業を認めたものであり、それをどう行政として支援するかという点は検討すべき課題であるといえる。この根本的な点から、本件も検討すべきであり、そのためにどのような規制が必要かという点を念めて「実現するためにはどうすればいいか」という観点から検討すべきである。 2 貴省の回答では、「816及び817特区は、学校法人に課されているようなさまざまな規制を受けたくない」とあるが、816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法上のいわゆる「1条校」として位置づけられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国会答弁等で、学校法人が私学助成を受ける際に「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人にも受けており、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであろう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみが「公の支配」について課題があり「困難」としている理由は何か明確にされた。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のままで学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公私立の学校に対する行財政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1条校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出する「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人に課されているような様々な規制とは①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制を総合的に指すものである。	学校設置株式会社及び学校設置非営利法人については、学校教育法及び構造改革特別区域法により規制は課されており、助成の対象となるならば私立学校振興助成法上の規制も検討すべきである。現在の学校法人においても、これらの規制のみで助成を行なっているものもあることから、これらの規制のみで「公の支配」に属していると考えられ、この点を踏まえ要望を実現できないか再度検討し回答された。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のままで学校を設置したいというニーズに対応したものである。構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出する「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人については、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制が総合的に課されていることから、「公の支配」に属しているものである。	2137040	もう一つの学校を作る会(50010)	京都府公設民営学校特区	私学助成の適用の拡大
080260	私学助成の適用の拡大	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のままで学校を設置したいというニーズに対応したものである。構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出する「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。	1 特区法の改正により、株式会社とNPO法人にも学校設置を認めたのは、多様な教育が必要であるとのニーズあるいは不登校児童等へのNPO法人の活躍を踏まえたものである。この場合において、学校教育法上の学校として認められ、その教育産業を認めたものであり、それをどう行政として支援するかという点は検討すべき課題であるといえる。この根本的な点から、本件も検討すべきであり、そのためにどのような規制が必要かという点を念めて「実現するためにはどうすればいいか」という観点から検討すべきである。 2 貴省の回答では、「816及び817特区は、学校法人に課されているようなさまざまな規制を受けたくない」とあるが、816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法上のいわゆる「1条校」として位置づけられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国会答弁等で、学校法人が私学助成を受ける際に「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人にも受けており、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであろう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみが「公の支配」について課題があり「困難」としている理由は何か明確にされた。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のままで学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公私立の学校に対する行財政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1条校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出する「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人に課されているような様々な規制とは①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制を総合的に指すものである。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のままで学校を設置したいというニーズに対応したものである。構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出する「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人については、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制が総合的に課されていることから、「公の支配」に属しているものである。	2150040	大阪吹田チャーターズ研究会(50110)	幼保・小一貫子育て支援付きタイムリクス・キラムス・クール特区	私学助成の適用の拡大	
080260	私学助成の適用の拡大	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のままで学校を設置したいというニーズに対応したものである。構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出する「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。	1 特区法の改正により、株式会社とNPO法人にも学校設置を認めたのは、多様な教育が必要であるとのニーズあるいは不登校児童等へのNPO法人の活躍を踏まえたものである。この場合において、学校教育法上の学校として認められ、その教育産業を認めたものであり、それをどう行政として支援するかという点は検討すべき課題であるといえる。この根本的な点から、本件も検討すべきであり、そのためにどのような規制が必要かという点を念めて「実現するためにはどうすればいいか」という観点から検討すべきである。 2 貴省の回答では、「816及び817特区は、学校法人に課されているようなさまざまな規制を受けたくない」とあるが、816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法上のいわゆる「1条校」として位置づけられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国会答弁等で、学校法人が私学助成を受ける際に「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人にも受けており、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであろう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみが「公の支配」について課題があり「困難」としている理由は何か明確にされた。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のままで学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公私立の学校に対する行財政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1条校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出する「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人に課されているような様々な規制とは①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制を総合的に指すものである。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のままで学校を設置したいというニーズに対応したものである。構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出する「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人については、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制が総合的に課されていることから、「公の支配」に属しているものである。	2161040	大阪チャーターズ研究会(50110)	幼保・小一貫子育て支援付きタイムリクス・キラムス・クール特区	私学助成の適用の拡大	

再々検討要請に対する回答

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080260	私学助成の適用の拡大	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。	1 特区法の改正により、株式会社とNPO法人にも学校設置を認めたのは、多様な教育が必要であるとのニーズあるいは不変校児童等へのNPO法人の実績を踏まえたものである。この場合において、学校教育法上の学校として認められ、その教育意義を認めたものであり、それをどう行政として支援するかということは検討すべき課題であるといえる。この根本的な点から、本件も検討すべきであり、そのためにどのような規制が必要かということを含めて「実現するためにはどうすればいいか」という観点から検討すべきである。 2 貴省の回答では、「816及び817特区は、学校法人に課されているようなさまざまな規制を受けることなく」とあるが、816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法上のいっしょに「条約」として位置付けられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国会審弁等で、学校法人が私学助成を受ける際に「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人も受けており、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであろう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみで「公の支配」について課題があり困難としている理由は何か明確にされた。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国会公私立の学校に対する行財政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1条であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じ公的助成を行うことについては、教育の事業に「公の支配」に属してはならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人に課されているような様々な規制とは①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制を総合的に指すものである。	学校設置株式会社及び学校設置非営利法人については、学校教育法及び構造改革特別区域法により規制は課されており、助成の対象となるならば私立学校振興助成法上の規制も検討すべきであろう。現在の学校法人においても、これらの規制のみで助成を行っていても、これらの規制のみで助成を行っていても、あることから、これらの規制のみで「公の支配」に属していると考えられ、この点を踏まえ要望を実現できないか再度検討し回答されたい。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に同じ公的助成を行うことについては、教育の事業に「公の支配」に属してはならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人については、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制が総合的に課されていることから、「公の支配」に属しているものである。	2184040	全国チャーター・タスクール研究会(50110)	東京ハイパー・タスクール特区	私学助成の適用の拡大
080260	私学助成の適用の拡大	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。	1 特区法の改正により、株式会社とNPO法人にも学校設置を認めたのは、多様な教育が必要であるとのニーズあるいは不変校児童等へのNPO法人の実績を踏まえたものである。この場合において、学校教育法上の学校として認められ、その教育意義を認めたものであり、それをどう行政として支援するかということは検討すべき課題であるといえる。この根本的な点から、本件も検討すべきであり、そのためにどのような規制が必要かということを含めて「実現するためにはどうすればいいか」という観点から検討すべきである。 2 貴省の回答では、「816及び817特区は、学校法人に課されているようなさまざまな規制を受けることなく」とあるが、816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法上のいっしょに「条約」として位置付けられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国会審弁等で、学校法人が私学助成を受ける際に「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人も受けており、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであろう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみで「公の支配」について課題があり困難としている理由は何か明確にされた。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国会公私立の学校に対する行財政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1条であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じ公的助成を行うことについては、教育の事業に「公の支配」に属してはならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人に課されているような様々な規制とは①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制を総合的に指すものである。	学校設置株式会社及び学校設置非営利法人については、学校教育法及び構造改革特別区域法により規制は課されており、助成の対象となるならば私立学校振興助成法上の規制も検討すべきであろう。現在の学校法人においても、これらの規制のみで助成を行っていても、これらの規制のみで助成を行っていても、あることから、これらの規制のみで「公の支配」に属していると考えられ、この点を踏まえ要望を実現できないか再度検討し回答されたい。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に同じ公的助成を行うことについては、教育の事業に「公の支配」に属してはならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人については、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制が総合的に課されていることから、「公の支配」に属しているものである。	2185040	神戸チャーター・タスクール研究会(50110)	神戸ハイパー・タスクール特区	私学助成の適用の拡大
080260	私学助成の適用の拡大	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。	1 特区法の改正により、株式会社とNPO法人にも学校設置を認めたのは、多様な教育が必要であるとのニーズあるいは不変校児童等へのNPO法人の実績を踏まえたものである。この場合において、学校教育法上の学校として認められ、その教育意義を認めたものであり、それをどう行政として支援するかということは検討すべき課題であるといえる。この根本的な点から、本件も検討すべきであり、そのためにどのような規制が必要かということを含めて「実現するためにはどうすればいいか」という観点から検討すべきである。 2 貴省の回答では、「816及び817特区は、学校法人に課されているようなさまざまな規制を受けることなく」とあるが、816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法上のいっしょに「条約」として位置付けられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国会審弁等で、学校法人が私学助成を受ける際に「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることをあげている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人も受けており、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであろう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみで「公の支配」について課題があり困難としている理由は何か明確にされた。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国会公私立の学校に対する行財政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1条であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じ公的助成を行うことについては、教育の事業に「公の支配」に属してはならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人に課されているような様々な規制とは①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制を総合的に指すものである。	学校設置株式会社及び学校設置非営利法人については、学校教育法及び構造改革特別区域法により規制は課されており、助成の対象となるならば私立学校振興助成法上の規制も検討すべきであろう。現在の学校法人においても、これらの規制のみで助成を行っていても、これらの規制のみで助成を行っていても、あることから、これらの規制のみで「公の支配」に属していると考えられ、この点を踏まえ要望を実現できないか再度検討し回答されたい。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。 構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に同じ公的助成を行うことについては、教育の事業に「公の支配」に属してはならない課題もあることなどから困難である。 なお、学校法人については、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制が総合的に課されていることから、「公の支配」に属しているものである。	2186050	福岡チャーター・タスクール研究会(50110)	福岡個性化教育学校特区	私学助成の適用の拡大

再々検討要請に対する回答

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080260	私学助成の適用の拡大	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。	1 特区法の改正により、株式会社とNPO法人にも学校設置を認められたのは、多様な教育が必要であるというニーズあるいは不登校児童等へのNPO法人の活躍を望んだためである。この場合において、学校教育法上の学校として認められた以上、その教育意義を認めたものであり、それをどう行政として支えるかというところは検討すべき課題である。この趣旨から、本稿も検討すべきであり、そのためにはどのような規制が必要かということを含めて実現するためにはどうすればいいかという観点から検討すべきである。 2 貴省の回答では、816及び817特区は、学校法人に課されているようなさまざまな規制を受けることなどがあるが、816及び817の特例で認められた学校設置株式会社及び学校設置非営利法人は、構造改革特別区域法により、学校教育法上のいわゆる「1」条後段として位置づけられ、学校教育法の規制を受けている。この場合において、「学校法人に課されているような様々な規制」とは何なのか明確にされた。 3 また、貴省は国営保育等で、学校法人が私学助成を受ける際「公の支配」に属していると考えられる理由として、①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制があることを行っている。しかし、上記のように学校教育法上の規制は学校設置株式会社及び学校設置非営利法人も受けており、また、助成の対象となるならば、私立学校振興助成法にあるような規制も検討すべきであろう。そうすると、学校法人と学校設置株式会社及び学校設置非営利法人の規制の差は、私立学校法に基づく規制となる。私立学校法上の規制のみで「公の支配」について課題があり困難」としている理由が何か明確にされた。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。1条であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。 なお、学校法人に課されているような様々な規制とは①学校教育法上の規制、②私立学校法上の規制、③私立学校振興助成法上の規制を総合的に踏まえ要望を現実できないか再度検討し回答されたい。	学校設置株式会社及び学校設置非営利法人については、学校教育法及び構造改革特別区域法により規制は課されており、助成の対象となるならば私立学校振興助成法上の規制も検討すべきである。現在の学校法人においても、これらの規制のみで助成を行っているものもあることから、これらの規制のみで「公の支配」に属していると考えられ、この点を踏まえ要望を現実できないか再度検討し回答されたい。	816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人については、学校教育法及び構造改革特別区域法により規制は課されており、助成の対象となるならば私立学校振興助成法上の規制も検討すべきである。現在の学校法人においても、これらの規制のみで助成を行っているものもあることから、これらの規制のみで「公の支配」に属していると考えられ、この点を踏まえ要望を現実できないか再度検討し回答されたい。	2187020	長野チャーター・スクール研究会(50110)	長野子ども村中・高一貫校特区	私学助成の適用の拡大		
080270	パウチャー制度の導入	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。構造改革特区における学校設置株式会社又は学校設置NPO法人に対し、学校法人と同じく公的助成を行うことについては、教育の事業に公金を支出するには憲法上「公の支配」に属していなければならない課題もあることなどから困難である。	貴省の回答によると、「公の支配」に属していなければならない課題もあることから困難とあるが、学校法人に対してはパウチャー制度の導入が可能であるか、学校法人に対して可能であれば、同等の規制をかけたうえで、学校設置株式会社・学校設置非営利法人に對しても可能ではないか、当室の私学助成にかかると再検討要請を踏まえ回答されたい。	F		学校に対する機関補助の代替としてパウチャー制度を導入することについては、特区が全国を問わず、①資金確保の困難化による教育研究条件の劣悪化、②学費高騰のおそれ、③政策的必要性に基づく学校への重点的配分ができなくなる、等の問題があることから困難。 なお、そもそも国公立の学校に対する行政財政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1条であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。		2017100	横浜にシユタイナー学園をつくる会(50110)	NPO立学校及び特区私立学校特区	パウチャー制度の導入			
080280	パウチャー制度の導入(大学)	F		本提案は、構造改革特区において提案者の設置しようとする大学とは無関係の既存大学への助成金支給の撤廃を求めるものであり、規制改革事項ではない。大学に対する機関補助の代替としてパウチャー制度を導入することについては、特区が全国を問わず、①資金確保の困難化による教育研究条件の劣悪化、②学費高騰のおそれ、③政策的必要性に基づく学校への重点的配分ができなくなる、等の問題があることから困難。	提案は、助成金支給の撤廃を求めるものではなく、特区内に新たに設置される大学と既存の大学の間のイコールファイティングの面からの手法としてパウチャー制度を導入すべきとの提案であり、これについて具体的に検討し回答されたい。	F		大学に対する機関補助の代替としてパウチャー制度を導入することについては、特区が全国を問わず、①資金確保の困難化による教育研究条件の劣悪化、②学費高騰のおそれ、③政策的必要性に基づく学校への重点的配分ができなくなる、等の問題があることから困難。 なお、そもそも国公立の学校に対する行政財政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1条であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。		2237070	株式会社東京つくる会(50020)	株式会社大宇特区	パウチャー制度の導入			
080291	NPO法人立学校に対する規制上の優遇措置の拡大	F		所管外であるため。	提案は、NPO法人立学校と既存の私立学校とのイコールファイティングの面から、規制上の整備を求めるものであり、これについては、文部科学省として、学校教育行政の立場からどのように考えるか回答されたい。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公立の学校に対する行政財政措置は、現状でも各設置者の違いにより相当の違いがあり、1条であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。 規制についても、まずはそれぞれの法人類型における規制体系の中で検討すべき問題であり、NPO法人が学校設置事業を行った場合には、NPO法人税制の中でNPO法人が他の事業を行っている場合との整合性を取りつつ検討すべき問題であると考える。 なお、NPO法人であって、国税庁長官の認定を受けた者については、学校法人と同様に、寄付者に対する規制上の優遇措置が講じられているところ。	F		2017140	横浜にシユタイナー学園をつくる会(50110)	NPO立学校及び特区私立学校特区	NPO立学校に対する、私立学校同等の規制上の優遇措置		
080291	NPO法人立学校に対する規制上の優遇措置の拡大	F		所管外であるため。	提案は、NPO法人立学校と既存の私立学校とのイコールファイティングの面から、規制上の整備を求めるものであり、これについては、文部科学省として、学校教育行政の立場からどのように考えるか回答されたい。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公立の学校に対する行政財政措置は、現状でも各設置者の違いにより相当の違いがあり、1条であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。 規制についても、まずはそれぞれの法人類型における規制体系の中で検討すべき問題であり、NPO法人が学校設置事業を行った場合には、NPO法人税制の中でNPO法人が他の事業を行っている場合との整合性を取りつつ検討すべき問題であると考える。 なお、NPO法人であって、国税庁長官の認定を受けた者については、学校法人と同様に、寄付者に対する規制上の優遇措置が講じられているところ。	F		2085040	NPO法人大に新しい学校をつくる会(50080)	みのおパイルスクール特区	公益法人等への寄付金への税制優遇措置の適用の拡大		
080291	NPO法人立学校に対する規制上の優遇措置の拡大	F		所管外であるため。	提案は、NPO法人立学校と既存の私立学校とのイコールファイティングの面から、規制上の整備を求めるものであり、これについては、文部科学省として、学校教育行政の立場からどのように考えるか回答されたい。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公立の学校に対する行政財政措置は、現状でも各設置者の違いにより相当の違いがあり、1条であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。 規制についても、まずはそれぞれの法人類型における規制体系の中で検討すべき問題であり、NPO法人が学校設置事業を行った場合には、NPO法人税制の中でNPO法人が他の事業を行っている場合との整合性を取りつつ検討すべき問題であると考える。 なお、NPO法人であって、国税庁長官の認定を受けた者については、学校法人と同様に、寄付者に対する規制上の優遇措置が講じられているところ。	F		2137070	もう一つの学校をつくる会(50010)	京都府公設民営学校特区	NPO法人立学校に対する規制上の優遇措置の拡大		

再々検討要請に対する回答

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080291	NPO法人立学校に対する規制上の優遇措置の拡大	F		所管外であるため。	提案は、NPO法人立学校と既存の私立学校とのイコールフットingの面から、規制上の整備を求めるものであり、これについて、文部科学省として、学校教育行政の立場からどのように考えるか回答されたい。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公立の学校に対する行財政措置は、現状でも各設置者の違いにより相当の違いがあり、1条校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。規制についても、まずはそれぞれの法人類型における規制体系の中で検討すべき問題であり、NPO法人が学校設置事業を行った場合については、NPO法人税制の中でNPO法人が他の事業を行っている場合との整合性を取りつつ検討すべき問題であると考えている。 なお、NPO法人であって、国税庁長官の認定を受けた者については、学校法人と同様に、寄付者に対する規制上の優遇措置が講じられているところ。	NPO法人立学校等は公立学校及び私立学校と同様に公教育を担う学校として認められたものであり、当然それらと同等の措置がとられてしかるべきであるとの提案者の意見もあり、この点を踏まえ回答されたい。	F		2150070	大阪吹田チャータースクール研究会(50110)	幼保・小・中一貫子育て支援付きタキキラムスクール特区	NPO法人立学校に対する規制上の優遇措置の拡大	
080291	NPO法人立学校に対する規制上の優遇措置の拡大	F		所管外であるため。	提案は、NPO法人立学校と既存の私立学校とのイコールフットingの面から、規制上の整備を求めるものであり、これについて、文部科学省として、学校教育行政の立場からどのように考えるか回答されたい。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公立の学校に対する行財政措置は、現状でも各設置者の違いにより相当の違いがあり、1条校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。規制についても、まずはそれぞれの法人類型における規制体系の中で検討すべき問題であり、NPO法人が学校設置事業を行った場合については、NPO法人税制の中でNPO法人が他の事業を行っている場合との整合性を取りつつ検討すべき問題であると考えている。 なお、NPO法人であって、国税庁長官の認定を受けた者については、学校法人と同様に、寄付者に対する規制上の優遇措置が講じられているところ。	NPO法人立学校等は公立学校及び私立学校と同様に公教育を担う学校として認められたものであり、当然それらと同等の措置がとられてしかるべきであるとの提案者の意見もあり、この点を踏まえ回答されたい。	F		2161070	大阪チャータースクール研究会(50110)	幼保・小・中一貫子育て支援付きタキキラムスクール特区	NPO法人立学校に対する規制上の優遇措置の拡大	
080291	NPO法人立学校に対する規制上の優遇措置の拡大	F		所管外であるため。	提案は、NPO法人立学校と既存の私立学校とのイコールフットingの面から、規制上の整備を求めるものであり、これについて、文部科学省として、学校教育行政の立場からどのように考えるか回答されたい。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公立の学校に対する行財政措置は、現状でも各設置者の違いにより相当の違いがあり、1条校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。規制についても、まずはそれぞれの法人類型における規制体系の中で検討すべき問題であり、NPO法人が学校設置事業を行った場合については、NPO法人税制の中でNPO法人が他の事業を行っている場合との整合性を取りつつ検討すべき問題であると考えている。 なお、NPO法人であって、国税庁長官の認定を受けた者については、学校法人と同様に、寄付者に対する規制上の優遇措置が講じられているところ。	NPO法人立学校等は公立学校及び私立学校と同様に公教育を担う学校として認められたものであり、当然それらと同等の措置がとられてしかるべきであるとの提案者の意見もあり、この点を踏まえ回答されたい。	F		2184070	全国チャータースクール研究会(50110)	東京ハイリシタルスクール特区	NPO法人立学校に対する規制上の優遇措置の拡大	
080291	NPO法人立学校に対する規制上の優遇措置の拡大	F		所管外であるため。	提案は、NPO法人立学校と既存の私立学校とのイコールフットingの面から、規制上の整備を求めるものであり、これについて、文部科学省として、学校教育行政の立場からどのように考えるか回答されたい。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公立の学校に対する行財政措置は、現状でも各設置者の違いにより相当の違いがあり、1条校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。規制についても、まずはそれぞれの法人類型における規制体系の中で検討すべき問題であり、NPO法人が学校設置事業を行った場合については、NPO法人税制の中でNPO法人が他の事業を行っている場合との整合性を取りつつ検討すべき問題であると考えている。 なお、NPO法人であって、国税庁長官の認定を受けた者については、学校法人と同様に、寄付者に対する規制上の優遇措置が講じられているところ。	NPO法人立学校等は公立学校及び私立学校と同様に公教育を担う学校として認められたものであり、当然それらと同等の措置がとられてしかるべきであるとの提案者の意見もあり、この点を踏まえ回答されたい。	F		2185070	神戸チャータースクール研究会(50110)	神戸ハイリシタルスクール特区	NPO法人立学校に対する規制上の優遇措置の拡大	
080291	NPO法人立学校に対する規制上の優遇措置の拡大	F		所管外であるため。	提案は、NPO法人立学校と既存の私立学校とのイコールフットingの面から、規制上の整備を求めるものであり、これについて、文部科学省として、学校教育行政の立場からどのように考えるか回答されたい。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公立の学校に対する行財政措置は、現状でも各設置者の違いにより相当の違いがあり、1条校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。規制についても、まずはそれぞれの法人類型における規制体系の中で検討すべき問題であり、NPO法人が学校設置事業を行った場合については、NPO法人税制の中でNPO法人が他の事業を行っている場合との整合性を取りつつ検討すべき問題であると考えている。 なお、NPO法人であって、国税庁長官の認定を受けた者については、学校法人と同様に、寄付者に対する規制上の優遇措置が講じられているところ。	NPO法人立学校等は公立学校及び私立学校と同様に公教育を担う学校として認められたものであり、当然それらと同等の措置がとられてしかるべきであるとの提案者の意見もあり、この点を踏まえ回答されたい。	F		2186080	福岡チャータースクール研究会(50110)	福岡個性化教育学校特区	NPO法人立学校に対する規制上の優遇措置の拡大	
080291	NPO法人立学校に対する規制上の優遇措置の拡大	F		所管外であるため。	提案は、NPO法人立学校と既存の私立学校とのイコールフットingの面から、規制上の整備を求めるものであり、これについて、文部科学省として、学校教育行政の立場からどのように考えるか回答されたい。	F		816及び817特区は、学校法人に課されているような様々な規制を受けることなく、株式会社又はNPO法人のまま学校を設置したいというニーズに対応したものである。そもそも国公立の学校に対する行財政措置は、現状でも各設置者の違いにより相当の違いがあり、1条校であれば全て同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。規制についても、まずはそれぞれの法人類型における規制体系の中で検討すべき問題であり、NPO法人が学校設置事業を行った場合については、NPO法人税制の中でNPO法人が他の事業を行っている場合との整合性を取りつつ検討すべき問題であると考えている。 なお、NPO法人であって、国税庁長官の認定を受けた者については、学校法人と同様に、寄付者に対する規制上の優遇措置が講じられているところ。	NPO法人立学校等は公立学校及び私立学校と同様に公教育を担う学校として認められたものであり、当然それらと同等の措置がとられてしかるべきであるとの提案者の意見もあり、この点を踏まえ回答されたい。	F		2213090	NPO法人東京シユタイナージュール(50080)	NPO法人立シユタイナージュール学校設置計画	学校設置NPO法人に対する寄附金の控除	

再々検討要請に対する回答

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080292	地方独立行政法人立学校に対する規制上の優遇措置の拡大	C		公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取り扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと ④教育委員会関係団体の意見を聞く必要があること といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。 なお、地方公共団体が出資して学校法人を設置する方式であれば現行制度でも提案の趣旨の実現が可能である。	提案は、地歩独立行政法人立学校と既存の私立学校とのイコールフットingの面から、規制上の整備を求めるものであり、これについて、文部科学省として、学校教育行政の立場からどのように考えるか回答された。	C		本提案の前提となっている地方独立行政法人立学校の設置に関して、多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難であると回答しているところであり、現時点で制度の導入を前提とした個別の事項について回答することは不可能である。 なお、本件については地方独立行政法人への規制上の整備の要望であり、財務省所管事項である。	提案にある地方独立行政法人が管理・運営を行なう学校について、寄付金控除の対象とすることで財政基盤が安定するとともに、既存の私立学校と同等とすることで競争条件の確保を求めるものである。本件については地方独立行政法人への規制上の整備の要望もあり、この点を踏まえ回答された。	C		本提案の前提となっている地方独立行政法人立学校の設置に関して、多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難であると回答しているところであり、現時点で制度の導入を前提とした個別の事項について回答することは困難である。	2125070	杉並区(13115)	教育改革特区(新しいタイプの学校)の創設	地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする
080300	NPO立学校に対する、認定NPO同等の優遇措置	F		所管外であるため。									2017150	横浜にシユタイナー学園をつくる会(50110)	NPO立学校及び特区私立学校特区	NPO立学校に対する、認定NPO同等の優遇措置
080300	NPO立学校に対する、認定NPO同等の優遇措置	F		所管外であるため。									2213110	NPO法人東京シユタイナー学校(50080)	NPO法人立シユタイナー学校設置計画	特区においてNPO法人の設置する学校に対し、認定NPO同等の優遇措置を講じる特例
080310	公共施設の補助金返還を要さない貸与等の容認	F		本来必要な国庫納付金を免除することは追加の財政支援を行うに等しく、特区制度の対象とならない。	提案は、株式会社立学校等と私立学校とのイコールフットingの観点から規制の緩和を求めるものであり、これについて具体的に検討し回答された。	F		そもそも国公立の学校に対する行政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1条校であれば同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。	要望を実現するためには、どのような措置が可能か、検討し回答された。	C		現行制度は、国庫補助金を受けて整備された公立学校施設が国有財産と同様の性格を持つことを踏まえ、私学助成を受けられる学校法人に限り減額貸付等が認められている国有財産制度に準じて制度設計を行っており、対応は困難。	2042020	株式会社朝日学園(50020)	御津町教育特区	適正化法による国庫納付金免除の対象に学校設置会社等を追加
080310	公共施設の補助金返還を要さない貸与等の容認	F		本来必要な国庫納付金を免除することは追加の財政支援を行うに等しく、特区制度の対象とならない。	提案は、株式会社立学校等と私立学校とのイコールフットingの観点から規制の緩和を求めるものであり、これについて具体的に検討し回答された。	F		そもそも国公立の学校に対する行政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1条校であれば同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。	要望を実現するためには、どのような措置が可能か、検討し回答された。	C		現行制度は、国庫補助金を受けて整備された公立学校施設が国有財産と同様の性格を持つことを踏まえ、私学助成を受けられる学校法人に限り減額貸付等が認められている国有財産制度に準じて制度設計を行っており、対応は困難。	2068030	長野県(20000)	新しい学校経営主体特区	学校教育施設の有効活用
080310	公共施設の補助金返還を要さない貸与等の容認	F		本来必要な国庫納付金を免除することは追加の財政支援を行うに等しく、特区制度の対象とならない。	提案は、株式会社立学校等と私立学校とのイコールフットingの観点から規制の緩和を求めるものであり、これについて具体的に検討し回答された。	F		そもそも国公立の学校に対する行政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1条校であれば同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。	要望を実現するためには、どのような措置が可能か、検討し回答された。	F		本来必要な国庫納付金を免除することは追加の財政支援を行うに等しく、特区制度の対象とならない。	2068040	長野県(20000)	新しい学校経営主体特区	社会教育施設の有効活用
080310	公共施設の補助金返還を要さない貸与等の容認	F		本来必要な国庫納付金を免除することは追加の財政支援を行うに等しく、特区制度の対象とならない。	提案は、株式会社立学校等と私立学校とのイコールフットingの観点から規制の緩和を求めるものであり、これについて具体的に検討し回答された。	F		そもそも国公立の学校に対する行政措置は、現状でも各設置者の違い等により相当の違いがあり、1条校であれば同様の財政措置を講じなければならないものとは考えていない。	要望を実現するためには、どのような措置が可能か、検討し回答された。	C		現行制度は、国庫補助金を受けて整備された公立学校施設が国有財産と同様の性格を持つことを踏まえ、私学助成を受けられる学校法人に限り減額貸付等が認められている国有財産制度に準じて制度設計を行っており、対応は困難。	2213100	NPO法人東京シユタイナー学校(50080)	NPO法人立シユタイナー学校設置計画	財産処分承認に際し、納付金免除の条件緩和
080320	特区学校における授業料の徴収		<学校設置会社や学校設置非営利法人の設置する学校> D-2 <それ以外> D-1	<学校設置会社や学校設置非営利法人の設置する学校> 学校設置会社や学校設置非営利法人の設置する学校は、私立学校であることから、授業料を徴収することは可能である。 <それ以外> 国立または公立の義務教育諸学校以外の学校においては授業料を徴収することができる。									2133080	榊成基学園(50020)、榊ゴールフリー(50020)、榊教育振興社(50020)、榊キッズランド(50020)、NPO法人京都教育文化研究所(50080)	教育改革特区	授業料を徴収することのできる学校の範囲の拡大

再々検討要請に対する回答

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の種類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の種類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の種類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080360	特別免許状の授与要件の緩和 (株式会社・NPO法人立学校)	C		特別免許状の授与は、都道府県教委が行う教育職員検定により、法令や都道府県教委が定める基準に基づき授与されるものであり、校長やNPO法人の代表者等の判断に委ねることは適当でない。 また、教育職員検定は、都道府県教育委員会が免許状を授与すべきか否かの判断を行うための制度であり、これを省略することも不可能である。	提案は「校長やNPO法人の代表者等の判断に委ねる」というものではなく、特区審議会で審査を要するものであり、これを踏まえ回答されたい。 また、提案は教育職員検定によらず、一定の海外の勉強を評価して特別免許状を授与するということであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	C		学校教育の成否は教員の資質によるところが大きく、教員資格の水準等を確保するためには都道府県教育委員会が判断し、教員免許状を授与することが適当である。 免許状授与の際、一定の海外経験を考慮する場合についても、都道府県教育委員会が判断するためには、教員としての資質能力について、教育職員検定を行うことが必要である。 なお、教育職員検定では、公平、公正に教員の資質能力を判断しているものである。	要望を実現するためには、どのような措置が可能か、検討し回答されたい。	C・A	教員免許状を有しないが、優れた知識や経験を有する優秀な社会人には、都道府県教育委員会が判断し、特別免許状を授与することが可能である。 教育の成否は教員の資質によるところが大きく、教員資格の水準等を確保するためには都道府県教育委員会が判断し、教員免許状を授与することが適当である。 免許状授与の際、一定の海外経験を考慮する場合についても、都道府県教育委員会が判断するためには、教員としての資質能力について、教育職員検定を行うことが必要である。 なお、教育職員検定では、公平、公正に教員の資質能力を判断しているものである。 教育職員検定では、公平、公正に教員の資質能力を判断していることにより、現状においても特段の支援は行ないものと考える。 なお、構造改革特区において、「学校生活への適応が困難である」相当の期間学校を欠席していると認められる幼児児童生徒や、発達障害により学習上あるいは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる幼児児童生徒を対象として教育を行う場合は、小・中学校設置基準第5条の「特別の事情があるとき」及び第6条第2項の「特別の事情があり」に該当し得るものとして取り扱う。この場合には、必ずしも同学年の児童生徒で1学級を編成する必要がなく、一人の教諭が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることである。 また、高等学校については、今年度中を目途に設置基準を改正し、小・中学校の設置基準と同様に弾力的な運用が可能となるよう、検討しているところである。	2017030	横浜にシニター学園をつくる会 (50110)	NPO立学校及び特区私立学校特区	特別免許状の授与要件の緩和	
080360	特別免許状の授与要件の緩和 (株式会社・NPO法人立学校)	C		特別免許状の授与は、都道府県教委が行う教育職員検定により、法令や都道府県教委が定める基準に基づき授与されるものであり、校長やNPO法人の代表者等の判断に委ねることは適当でない。 また、教育職員検定は、都道府県教育委員会が免許状を授与すべきか否かの判断を行うための制度であり、これを省略することも不可能である。	提案の内容は「校長やNPO法人の代表者等の判断に委ねる」というものではなく、特区審議会で審査を要するものであり、これを踏まえ回答されたい。 また、提案は教育職員検定によらず、一定の海外の勉強を評価して特別免許状を授与するということであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	C		学校教育の成否は教員の資質によるところが大きく、教員資格の水準等を確保するためには都道府県教育委員会が判断し、教員免許状を授与することが適当である。 免許状授与の際、一定の海外経験を考慮する場合についても、都道府県教育委員会が判断するためには、教員としての資質能力について、教育職員検定を行うことが必要である。 なお、教育職員検定では、公平、公正に教員の資質能力を判断しているものである。	要望を実現するためには、どのような措置が可能か、検討し回答されたい。	C・A	教員免許状を有しないが、優れた知識や経験を有する優秀な社会人には、都道府県教育委員会が判断し、特別免許状を授与することが可能である。 教育の成否は教員の資質によるところが大きく、教員資格の水準等を確保するためには都道府県教育委員会が判断し、教員免許状を授与することが適当である。 免許状授与の際、一定の海外経験を考慮する場合についても、都道府県教育委員会が判断するためには、教員としての資質能力について、教育職員検定を行うことが必要である。 なお、教育職員検定では、公平、公正に教員の資質能力を判断していることにより、現状においても特段の支援は行ないものと考える。 なお、NPO法人が、構造改革特区において、「学校生活への適応が困難である」相当の期間学校を欠席していると認められる幼児児童生徒や、発達障害により学習上あるいは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる幼児児童生徒を対象として教育を行う場合は、小・中学校設置基準第5条の「特別の事情があるとき」及び第6条第2項の「特別の事情があり」に該当し得るものとして取り扱う。この場合には、必ずしも同学年の児童生徒で1学級を編成する必要がなく、一人の教諭が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることである。 また、高等学校については、今年度中を目途に設置基準を改正し、小・中学校の設置基準と同様に弾力的な運用が可能となるよう、検討しているところである。	2017050	横浜にシニター学園をつくる会 (50110)	NPO立学校及び特区私立学校特区	外国人等の教員資格の緩和	
080350	特別免許状等の授与手続の簡素化 (株式会社・NPO法人立学校)	C		特別免許状の授与は、都道府県教委が行う教育職員検定により、法令や都道府県教委が定める基準に基づき授与されるものであり、校長やNPO法人の代表者等の判断に委ねることは適当でない。 また、教育職員検定は、都道府県教育委員会が免許状を授与すべきか否かの判断を行うための制度であり、これを省略することも不可能である。	提案の内容は「校長やNPO法人の代表者等の判断に委ねる」というものではなく、特区審議会で審査を要するものであり、これを踏まえ回答されたい。 提案は特色ある教育を行うに際し、学校が必要とする人材を採用するため特別免許状の授与権を市町村に付与すること等を求めるものであり、本提案の内容について、具体的に検討し回答されたい。	C		学校教育の成否は教員の資質によるところが大きく、教員の専門性を公証する教員免許状は、一定水準を確保する等のために都道府県教育委員会が判断し、授与することが適当である。 また、免許事務は公平、公正に授与するだけでなく、原簿の作成・管理、免許状の書換・再交付、免許の失効・取上げの実施、関係都道府県との連絡、教育職員検定の実施などの事務が一体のものとして、一部を市町村においてこれを行うことは、免許事務に係る責任の所在が不明確になるとともに、免許事務の複雑化・非効率化を招き、不適当である。 さらに、先般、市町村教育委員会が教員を採用する場合の免許状授与手続の簡素化・迅速化について、特区における特例を設けたところであり、まずはこの特例の利用状況等の検証を行うべきである。 なお、現状においても、公私立学校を問わず、特色ある教育を行うにあたって、授与要件を満たせば、免許状の授与は円滑に行われているところである。また、免許状授与の際、一定の海外経験を考慮する場合についても、都道府県教育委員会が判断するためには、教員としての資質能力について、教育職員検定を行うことが必要である。 なお、教育職員検定では、公平、公正に教員の資質能力を判断しているものである。	提案を実現するためにはどうすればよいか、検討し回答されたい。 なお、提案の内容は「校長やNPO法人の代表者等の判断に委ねる」というものではなく、特区審議会で審査を要するものであり、これを踏まえ回答されたい。 提案は特色ある教育を行うに際し、学校が必要とする人材を採用するため特別免許状の授与権を市町村に付与すること等を求めるものであり、本提案の内容について、具体的に検討し回答されたい。	C	学校教育の成否は教員の資質によるところが大きく、教員の専門性を公証する教員免許状は、一定水準を確保する等のために都道府県教育委員会が判断し、授与することが適当である。 また、免許事務は公平、公正に授与するだけでなく、原簿の作成・管理、免許状の書換・再交付、免許の失効・取上げの実施、関係都道府県との連絡、教育職員検定の実施などの事務が一体のものとなっており、一部を市町村において教員免許状の授与のみを行うことは、免許事務に係る責任の所在が不明確になるとともに、免許事務の複雑化・非効率化を招き、不適当である。 現状においても、公私立学校を問わず、特色ある教育を行うにあたって、授与要件を満たせば、都道府県教育委員会より免許状の授与は円滑に行われており、特色ある教育を行う上での免許状授与に際し、特段の支援は行ないものと考えられる。	2101030	藤原学園実験教育研究所 (50020)	理科実験教育に重点を置く株式会社立小中学校の設置	株式会社立学校の教員免許状の授与要件の緩和	

再々検討要請に対する回答

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)	
0800360	特別免許状の授与要件の緩和(株式会社・NPO法人立学校)	D-1		優れた社会人としての知識経験や技能を有する者については、都道府県教育委員会が行う教育職員検定により、特別免許状を授与することが可能であり、これにより、特別活動の教授を担当することが可能である。 また、高卒でないことは、教員免許の授与にあつたての欠格事由の一つであり、特別免許状の授与にあつても、教員としての資質能力を担保するためには、一定の要件は必要である。 なお、何らかの事情により高等学校を卒業してなくても、大学入学資格検定に合格すれば、高卒程度以上として取扱うことが可能である。	特区改正法において、不登校児童生徒等を対象とする教育に実績があるNPO法人が学校の設置主体となることを認めたところであるが、不登校児童生徒を扱うNPO法人の指導者は、当該NPO法人が行ってきた教育の出身者であることが多く、特別免許状の資格要件を満たさないものが多い。したがって、不登校児童生徒の教育について実績を持つ指導者を教員として認めないことは、「私を作って魂入れず」ということになる可能性がある。また、NPO法人の不登校児童生徒対応の実績をつつてきたのは、まさにこれらの指導者である。特区法上求められている不登校児童生徒指導の実績も、これらの人たちの実績ではないのか。 よって、不登校児童生徒に対し教育を行うNPO法人を学校設置主体として認めた政策的判断を踏まえ、本提案について要望を実現できないか、具体的に検討し回答されたい。	D-1		学校教育の直接の担い手である教員の活動は、児童生徒の人格形成に大きな影響を及ぼす重要な職務であり、その資質の確保は学校教育における重要な問題である。 教員免許は子どもたちに確かな学力を身に付けさせることのできる教員としての資質保持のためにその専門性を公証するものであり、特別免許状の授与にあつても、教員としての資質能力を担保するためには、一定の要件は必要である。 なお、何らかの事情により高等学校を卒業してなくても、大学入学資格検定に合格すれば、高卒程度以上として取扱うことができ、教員免許を授与することが可能である。 提案内容については、教員配置計画上の工夫により、相当の弾力的対応が可能である。	要望を実現するためには、どのような措置が可能か、検討し回答されたい。		C・A		学校教育の直接の担い手である教員の活動は、児童生徒の人格形成に大きな影響を及ぼす重要な職務であり、その資質の確保は学校教育における重要な問題である。 教員免許は子どもたちに確かな学力を身に付けさせることのできる教員としての資質保持のためにその専門性を公証するものであり、特別免許状の授与にあつても、教員としての資質能力を担保するためには、一定の要件は必要である。 また、何らかの事情により高等学校を卒業してなくても、大学入学資格検定に合格すれば、高卒程度以上として取扱われ、教員免許を授与することが可能である。 なお、NPO法人が、構造改革特区において、「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している」と認められる初等中等教育や、発達の遅れにより学業上あるいは行動上新しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる幼児児童生徒を対象として教育を行う場合は、小・中学校設置基準第5条の特別の事情があるとき及び第6条第2項の特別の事情が明らかに該当し得るものとして取り扱う。この場合には、必ずしも同学年の児童生徒で1学級を編成する必要がなく、一人の教員が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることができる。 また、高等学校については、今年度中を目途に設置基準を改訂し、小・中学校の設置基準と同様に弾力的な運用が可能となるよう、検討しているところである。	2092010	特定非営利活動法人 東京シューレ(50080)	NPO法人による不登校の子どものための新しい学校設置特区	特別免許状の授与要件の緩和
0800360	特別免許状の授与要件の緩和(株式会社・NPO法人立学校)	D-1		優れた社会人としての知識経験や技能を有する者については、都道府県教育委員会が行う教育職員検定により、特別免許状を授与することが可能であり、これにより、特別活動の教授を担当することが可能である。 また、高卒でないことは、教員免許の授与にあつたての欠格事由の一つであり、特別免許状の授与にあつても、教員としての資質能力を担保するためには、一定の要件は必要である。 なお、何らかの事情により高等学校を卒業してなくても、大学入学資格検定に合格すれば、高卒程度以上として取扱うことが可能である。	特区改正法において、不登校児童生徒等を対象とする教育に実績があるNPO法人が学校の設置主体となることを認めたところであるが、不登校児童生徒を扱うNPO法人の指導者は、当該NPO法人が行ってきた教育の出身者であることが多く、特別免許状の資格要件を満たさないものが多い。したがって、不登校児童生徒の教育について実績を持つ指導者を教員として認めないことは、「私を作って魂入れず」ということになる可能性がある。また、NPO法人の不登校児童生徒対応の実績をつつてきたのは、まさにこれらの指導者である。特区法上求められている不登校児童生徒指導の実績も、これらの人たちの実績ではないのか。 よって、不登校児童生徒に対し教育を行うNPO法人を学校設置主体として認めた政策的判断を踏まえ、本提案について要望を実現できないか、具体的に検討し回答されたい。	D-1		学校教育の直接の担い手である教員の活動は、児童生徒の人格形成に大きな影響を及ぼす重要な職務であり、その資質の確保は学校教育における重要な問題である。 教員免許は子どもたちに確かな学力を身に付けさせることのできる教員としての資質保持のためにその専門性を公証するものであり、特別免許状の授与にあつても、教員としての資質能力を担保するためには、一定の要件は必要である。 なお、何らかの事情により高等学校を卒業してなくても、大学入学資格検定に合格すれば、高卒程度以上として取扱うことができ、教員免許を授与することが可能である。 提案内容については、教員配置計画上の工夫により、相当の弾力的対応が可能である。	要望を実現するためには、どのような措置が可能か、検討し回答されたい。		C・A		学校教育の直接の担い手である教員の活動は、児童生徒の人格形成に大きな影響を及ぼす重要な職務であり、その資質の確保は学校教育における重要な問題である。 教員免許は子どもたちに確かな学力を身に付けさせることのできる教員としての資質保持のためにその専門性を公証するものであり、特別免許状の授与にあつても、教員としての資質能力を担保するためには、一定の要件は必要である。 また、何らかの事情により高等学校を卒業してなくても、大学入学資格検定に合格すれば、高卒程度以上として取扱われ、教員免許を授与することが可能である。 なお、NPO法人が、構造改革特区において、「学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席している」と認められる初等中等教育や、発達の遅れにより学業上あるいは行動上新しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる幼児児童生徒を対象として教育を行う場合は、小・中学校設置基準第5条の特別の事情があるとき及び第6条第2項の特別の事情が明らかに該当し得るものとして取り扱う。この場合には、必ずしも同学年の児童生徒で1学級を編成する必要がなく、一人の教員が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることができる。 また、高等学校については、今年度中を目途に設置基準を改訂し、小・中学校の設置基準と同様に弾力的な運用が可能となるよう、検討しているところである。	2167030	特定非営利活動法人 世紀教育研究所(50080)	Alternative 中学・高校特区	特別免許状の授与要件の緩和
0800380	教員免許状を有しない者を特別免許状交付や特別非常勤講師制度等の現行制度を用いることなく教員として採用(株式会社・NPO法人立学校)	D-1		社会人としての実務経験等を考慮して授与する特別免許状や、特別非常勤講師制度等により、教員免許を有しない優れた社会人や外国人等を学校現場に活用することは可能である。 また、教員免許状を有さず、教職経験を持たない、いわゆる民間人を校長として採用することは可能である。	提案は、自治体に対して教育効果について宣言し、それに対する報告書提出することをもって、または日本以外での教育実績をもって、教員資格の要件の緩和を求めるものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。 そもそも、今回、NPO法人による不登校児童生徒等を対象とした学校の設置を認めたことは、提案にあるような教員により十分な実績があげられてきていることを評価したものでないのか。	D-1		学校教育の成否は教員の資質によるところが大きく、教員資格の水準を確保するために、都道府県教育委員会が判断し、教員免許状を授与することが適当である。 専門的な知識や経験を有する優秀な社会人は、学校教育の効果的な実施に特に必要がある旨の雇用者の推薦により特別免許状を授与され、学校教育を行うことができる。 なお、教育職員検定では、公平、公正に教員の資質能力を判断しているものである。	提案を実現するためにはどうすればよいか、検討し回答されたい。 なお、提案は、自治体に対して教育効果について宣言し、それに対する報告書提出することをもって、または日本以外での教育実績をもって、教員資格の要件の緩和を求めるものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。 そもそも、今回、NPO法人による不登校児童生徒等を対象とした学校の設置を認めたことは、提案にあるような教員により十分な実績があげられてきていることを評価したものでないのか。		D-1		教員免許状を有さず、教職経験を持たない、いわゆる民間人を校長として採用することは可能である。 また、教員免許状を有しない、専門的な知識や経験を有する優秀な社会人は、特別免許状または特別非常勤講師制度により、教員として学校教育を行うことができる。 なお、教育の機会均等、一定教育水準の確保を図るための公教育の成否は教員の資質によるところが大きく、教員資格の水準を確保するためには都道府県教育委員会が判断し、教員免許状を授与することが適当である。 なお、教育職員検定では、公平、公正に教員の資質能力を判断しており、優れた知識経験を有する者に対する免許状授与にあり、現状においても特段の支障は持たないものと考ええる。	2017020	横浜にシユタイナー学園をつくる会(50110)	NPO立学校及び特区私立学校特区	教員免許状を有しない者を特別免許状交付や特別非常勤講師制度等の現行制度を用いることなく教員として採用
0800390	教科書制度の弾力化	D-2		構造改革特区研究開発立学校制度を活用し、学習指導要領に示していない内容の教育を行うのであるであれば、学校の判断で検定教科書以外の図書を使った教材として使用することは、現行法制度上可能である。									2133030	株式会社 榊成基学園(50020)、株式会社 榊教育振興社(50020)、株式会社 キッズランド(50020)、NPO法人 京都教育文化研究所(50080)	教育改革特区	教科用図書制度の弾力化(小・中・高等学校)	

再々検討要請に対する回答

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の種類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.「措置の種類」の見直し	13.「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16.「措置の種類」の見直し	17.「措置の内容」の見直し	18.各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080400	NPO法人による不登校児童等対象以外の学校設置の容認	C		学校の設置主体については、構造改革特区において株式会社およびNPO法人について一定の要件のもと認められたところであり、特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進めることとしている。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」参照	今回、不登校児童生徒等に対する教育の実績をもとにNPO法人について不登校児童生徒等に限定した学校の設置を可能としたが、提案は、特徴ある教育として個々人の求める多様な教育を実現したいとするものであり、一般の児童生徒を対象にそれらの特色ある教育を、その実績をもとに実施することも可能であると考えられることから拡充を求めるもので、これについて具体的に検討し回答された。	C		NPO法人については、法人としての継続性・安定性に懸念があることから、特区において情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で、不登校児童生徒や学習障害、注意欠陥/多動性障害のある児童生徒に対して、当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校の設置を可能としたところである。	① 貴省の回答では、「情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で」とあるが、これについては同等の条件を課せばよいと考える。 ② 貴省の回答では、「当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に」とあるが、このような特別なニーズがあると地方自治体が判断する場合には、不登校児童等対象以外にも学校の設置が認められるべきではないか。 これらの点を踏まえ、再度検討し回答された。	C	NPO法人は、設立が極めて容易であり、多種多様な事業を行っている。また、法人制度上、法人の管理運営体制の要件も緩やかであることなどから、実態として様々なものが有り得、学校の設置主体としての安定性・継続性の面で懸念がある。このため、特区において校地・校舎の自己所有を要件を緩和し、学校法人になりやすくなる途を開くことにより、提案を実現しようとしたものである。一方、学校法人としての規制を受けることなく、NPO法人のまま学校を設置したいという希望や、既に既存の学校で必ずしも十分な対応ができていない不登校児童生徒等に対する教育で実績をあげているNPO法人もあることから、このような分野に限って、一定の実績があるNPO法人による学校の設置を特区における各自治体の責任のもとで認めることとしたものである。	2017010	横浜にシユーター学園をつくる会(50110)	NPO立学校及び特区私立学校特区	NPO法人による学校設置の条件(不登校児童等)の拡大	
080400	NPO法人による不登校児童等対象以外の学校設置の容認	C		学校の設置主体については、構造改革特区において株式会社およびNPO法人について一定の要件のもと認められたところであり、特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進めることとしている。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」参照	今回、不登校児童生徒等に対する教育の実績をもとにNPO法人について不登校児童生徒等に限定した学校の設置を可能としたが、提案は、特徴ある教育として個々人の求める多様な教育を実現したいとするものであり、一般の児童生徒を対象にそれらの特色ある教育を、その実績をもとに実施することも可能であると考えられることから拡充を求めるもので、これについて具体的に検討し回答された。	C		NPO法人については、法人としての継続性・安定性に懸念があることから、特区において情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で、不登校児童生徒や学習障害、注意欠陥/多動性障害のある児童生徒に対して、当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校の設置を可能としたところである。	① 貴省の回答では、「情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で」とあるが、これについては同等の条件を課せばよいと考える。 ② 貴省の回答では、「当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に」とあるが、このような特別なニーズがあると地方自治体が判断する場合には、不登校児童等対象以外にも学校の設置が認められるべきではないか。 これらの点を踏まえ、再度検討し回答された。	C	NPO法人は、設立が極めて容易であり、多種多様な事業を行っている。また、法人制度上、学校法人のような資産要件がなく、法人の管理運営体制の要件も緩やかであることなどから、実態として様々なものが有り得、学校の設置主体としての安定性・継続性の面で懸念がある。このため、特区において校地・校舎の自己所有を要件を緩和し、学校法人になりやすくなる途を開くことにより、提案を実現しようとしたものである。一方、学校法人としての規制を受けることなく、NPO法人のまま学校を設置したいという希望や、既に既存の学校で必ずしも十分な対応ができていない不登校児童生徒等に対する教育で実績をあげているNPO法人もあることから、このような分野に限って、一定の実績があるNPO法人による学校の設置を特区における各自治体の責任のもとで認めることとしたものである。	2069020	長野県(20000)	新しい学校経営主体経営支援特区	学校法人以外の主体による学校設置(株式会社、NPO法人(不登校児童等)以外)	
080400	NPO法人による不登校児童等対象以外の学校設置の容認	C		学校の設置主体については、構造改革特区において株式会社およびNPO法人について一定の要件のもと認められたところであり、特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進めることとしている。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」参照	今回、不登校児童生徒等に対する教育の実績をもとにNPO法人について不登校児童生徒等に限定した学校の設置を可能としたが、提案は、特徴ある教育として個々人の求める多様な教育を実現したいとするものであり、一般の児童生徒を対象にそれらの特色ある教育を、その実績をもとに実施することも可能であると考えられることから拡充を求めるもので、これについて具体的に検討し回答された。	C		NPO法人については、法人としての継続性・安定性に懸念があることから、特区において情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で、不登校児童生徒や学習障害、注意欠陥/多動性障害のある児童生徒に対して、当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校の設置を可能としたところである。	① 貴省の回答では、「情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で」とあるが、これについては同等の条件を課せばよいと考える。 ② 貴省の回答では、「当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に」とあるが、このような特別なニーズがあると地方自治体が判断する場合には、不登校児童等対象以外にも学校の設置が認められるべきではないか。 これらの点を踏まえ、再度検討し回答された。	C	NPO法人は、設立が極めて容易であり、多種多様な事業を行っている。また、法人制度上、学校法人のような資産要件がなく、法人の管理運営体制の要件も緩やかであることなどから、実態として様々なものが有り得、学校の設置主体としての安定性・継続性の面で懸念がある。このため、特区において校地・校舎の自己所有を要件を緩和し、学校法人になりやすくなる途を開くことにより、提案を実現しようとしたものである。一方、学校法人としての規制を受けることなく、NPO法人のまま学校を設置したいという希望や、既に既存の学校で必ずしも十分な対応ができていない不登校児童生徒等に対する教育で実績をあげているNPO法人もあることから、このような分野に限って、一定の実績があるNPO法人による学校の設置を特区における各自治体の責任のもとで認めることとしたものである。	2085010	NPO法人大阪に新しい会(50080)	みのおパイル特区	不登校児童生徒等の教育を行うNPO法人による一定の実績等を有するもの、学校設置の容認	
080400	NPO法人による不登校児童等対象以外の学校設置の容認	C		学校の設置主体については、構造改革特区において株式会社およびNPO法人について一定の要件のもと認められたところであり、特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進めることとしている。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」参照	今回、不登校児童生徒等に対する教育の実績をもとにNPO法人について不登校児童生徒等に限定した学校の設置を可能としたが、提案は、特徴ある教育として個々人の求める多様な教育を実現したいとするものであり、一般の児童生徒を対象にそれらの特色ある教育を、その実績をもとに実施することも可能であると考えられることから拡充を求めるもので、これについて具体的に検討し回答された。	C		NPO法人については、法人としての継続性・安定性に懸念があることから、特区において情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で、不登校児童生徒や学習障害、注意欠陥/多動性障害のある児童生徒に対して、当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校の設置を可能としたところである。	① 貴省の回答では、「情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で」とあるが、これについては同等の条件を課せばよいと考える。 ② 貴省の回答では、「当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に」とあるが、このような特別なニーズがあると地方自治体が判断する場合には、不登校児童等対象以外にも学校の設置が認められるべきではないか。 これらの点を踏まえ、再度検討し回答された。	C	NPO法人は、設立が極めて容易であり、多種多様な事業を行っている。また、法人制度上、学校法人のような資産要件がなく、法人の管理運営体制の要件も緩やかであることなどから、実態として様々なものが有り得、学校の設置主体としての安定性・継続性の面で懸念がある。このため、特区において校地・校舎の自己所有を要件を緩和し、学校法人になりやすくなる途を開くことにより、提案を実現しようとしたものである。一方、学校法人としての規制を受けることなく、NPO法人のまま学校を設置したいという希望や、既に既存の学校で必ずしも十分な対応ができていない不登校児童生徒等に対する教育で実績をあげているNPO法人もあることから、このような分野に限って、一定の実績があるNPO法人による学校の設置を特区における各自治体の責任のもとで認めることとしたものである。	2087010	野田市(12208)	NPO法人による定時制高校運営特区	学校法人以外の主体による学校設置	

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080400	NPO法人による不登校児童等対象以外の学校設置の容認	C		学校の設置主体については、構造改革特区において株式会社およびNPO法人について一定の要件のもと認められたところであり、特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進めることとしている。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」参照	今回、不登校児童生徒等に対する教育の実績をもとにNPO法人について不登校児童生徒等に限定した学校の設置を可能としたが、提案は、特徴ある教育として個々人の求める多様な教育を実践したいとするものであり、一般の児童生徒を対象にそれらの特色ある教育を、その実績をもとに実施することも可能であると考えられることから拡充を求めるもので、これについて具体的に検討し回答された。	C		NPO法人については、法人としての継続性・安定性に懸念があることから、特区において情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で、不登校児童生徒や学習障害、注意欠陥／多動性障害のある児童生徒に対して、当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校の設置を可能としたところである。	① 貴省の回答では、「情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で」とあるが、これについては同等の条件を課せばよいと考える。 ② 貴省の回答では、「当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に」とあるが、このような特別なニーズがあると地方自治体が判断する場合には、不登校児童等対象以外にも学校の設置が認められるべきではないか。 これらの点を踏まえ、再度検討し回答された。	C		210020	ごんな学校にしたい会(50110)	子どもの権利条約に基づき、自律・自治による学校設置	学校法人以外の主体による学校設置	
080400	NPO法人による不登校児童等対象以外の学校設置の容認	C		学校の設置主体については、構造改革特区において株式会社およびNPO法人について一定の要件のもと認められたところであり、特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進めることとしている。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」参照	今回、不登校児童生徒等に対する教育の実績をもとにNPO法人について不登校児童生徒等に限定した学校の設置を可能としたが、提案は、特徴ある教育として個々人の求める多様な教育を実践したいとするものであり、一般の児童生徒を対象にそれらの特色ある教育を、その実績をもとに実施することも可能であると考えられることから拡充を求めるもので、これについて具体的に検討し回答された。	C		NPO法人については、法人としての継続性・安定性に懸念があることから、特区において情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で、不登校児童生徒や学習障害、注意欠陥／多動性障害のある児童生徒に対して、当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校の設置を可能としたところである。	① 貴省の回答では、「情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で」とあるが、これについては同等の条件を課せばよいと考える。 ② 貴省の回答では、「当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に」とあるが、このような特別なニーズがあると地方自治体が判断する場合には、不登校児童等対象以外にも学校の設置が認められるべきではないか。 これらの点を踏まえ、再度検討し回答された。	C		2137010	もう一つの学校を作る会(50010)	京都府公設民営学校特区	学校法人以外の主体による学校設置	
080400	NPO法人による不登校児童等対象以外の学校設置の容認	C		学校の設置主体については、構造改革特区において株式会社およびNPO法人について一定の要件のもと認められたところであり、特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進めることとしている。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」参照	今回、不登校児童生徒等に対する教育の実績をもとにNPO法人について不登校児童生徒等に限定した学校の設置を可能としたが、提案は、特徴ある教育として個々人の求める多様な教育を実践したいとするものであり、一般の児童生徒を対象にそれらの特色ある教育を、その実績をもとに実施することも可能であると考えられることから拡充を求めるもので、これについて具体的に検討し回答された。	C		NPO法人については、法人としての継続性・安定性に懸念があることから、特区において情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で、不登校児童生徒や学習障害、注意欠陥／多動性障害のある児童生徒に対して、当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校の設置を可能としたところである。	① 貴省の回答では、「情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で」とあるが、これについては同等の条件を課せばよいと考える。 ② 貴省の回答では、「当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に」とあるが、このような特別なニーズがあると地方自治体が判断する場合には、不登校児童等対象以外にも学校の設置が認められるべきではないか。 これらの点を踏まえ、再度検討し回答された。	C		2150010	大阪阪大チャータースクール研究会(50110)	幼保・小・中一貫子育て支援付きタイムリーキッズスクール特区	学校法人以外の主体による学校設置	
080400	NPO法人による不登校児童等対象以外の学校設置の容認	C		学校の設置主体については、構造改革特区において株式会社およびNPO法人について一定の要件のもと認められたところであり、特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進めることとしている。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」参照	今回、不登校児童生徒等に対する教育の実績をもとにNPO法人について不登校児童生徒等に限定した学校の設置を可能としたが、提案は、特徴ある教育として個々人の求める多様な教育を実践したいとするものであり、一般の児童生徒を対象にそれらの特色ある教育を、その実績をもとに実施することも可能であると考えられることから拡充を求めるもので、これについて具体的に検討し回答された。	C		NPO法人については、法人としての継続性・安定性に懸念があることから、特区において情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で、不登校児童生徒や学習障害、注意欠陥／多動性障害のある児童生徒に対して、当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校の設置を可能としたところである。	① 貴省の回答では、「情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で」とあるが、これについては同等の条件を課せばよいと考える。 ② 貴省の回答では、「当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に」とあるが、このような特別なニーズがあると地方自治体が判断する場合には、不登校児童等対象以外にも学校の設置が認められるべきではないか。 これらの点を踏まえ、再度検討し回答された。	C		2161010	大阪チャータースクール研究会(50110)	幼保・小・中一貫子育て支援付きタイムリーキッズスクール特区	学校法人以外の主体による学校設置	

再々検討要請に対する回答

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080400	NPO法人による不登校児童等対象以外の学校設置の容認	C		学校の設置主体については、構造改革特区において株式会社およびNPO法人について一定の要件のもと認められたところであり、特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進めることとしている。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」参照	今回、不登校児童生徒等に対する教育の実績をもとにNPO法人について不登校児童生徒等に限定した学校の設置を可能としたが、提案は、特徴ある教育として個々人の求める多様な教育を実施したいとするものであり、一般の児童生徒を対象にそれらの特色ある教育を、その実績をもとに実施することも可能であると考えられることから拡充を求めるもので、これについて具体的に検討し回答された。	C		NPO法人については、法人としての継続性・安定性に懸念があることから、特区において情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で、不登校児童生徒や学習障害、注意欠陥/多動性障害のある児童生徒に対して、当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校の設置を可能としたところである。	① 貴省の回答では、「情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で」とあるが、これについては同等の条件を課せばよいと考える。 ② 貴省の回答では、「当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に」とあるが、このような特別なニーズがあると地方自治体が判断する場合には、不登校児童等対象以外にも学校の設置が認められるべきではないか。 これらの点を踏まえ、再度検討し回答された。	C	NPO法人は、設立が極めて容易であり、多種多様な事業を行っている。また、法人制度上、学校法人のような資産要件がなく、法人の管理運営体制の要件も緩やかであることなどから、実態として様々なものが有り得、学校の設置主体としての安定性・継続性の面で懸念がある。このため、特区において校地・校舎の自己所有要件を緩和し、学校法人になりやすくする途を開くことにより、提案を実現しようとしたものである。一方、学校法人としての規制を受けるとなく、NPO法人のまま学校を設置したいという希望や、現に既存の学校で必ずしも十分に対応ができていない不登校児童生徒等に対する教育で実績をあげているNPO法人もあることから、このような分野に限って、一定の実績があるNPO法人による学校の設置を特区における各自治体の責任のもとで認めることとしたものである。	2167010	特定非営利活動法人 21世紀教育研究所 (50080)	Alternative 中学・高校 特区	学校法人以外の主体による学校設置の特例事項の拡充	
080400	NPO法人による不登校児童等対象以外の学校設置の容認	C		学校の設置主体については、構造改革特区において株式会社およびNPO法人について一定の要件のもと認められたところであり、特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進めることとしている。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」参照	今回、不登校児童生徒等に対する教育の実績をもとにNPO法人について不登校児童生徒等に限定した学校の設置を可能としたが、提案は、特徴ある教育として個々人の求める多様な教育を実施したいとするものであり、一般の児童生徒を対象にそれらの特色ある教育を、その実績をもとに実施することも可能であると考えられることから拡充を求めるもので、これについて具体的に検討し回答された。	C		NPO法人については、法人としての継続性・安定性に懸念があることから、特区において情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で、不登校児童生徒や学習障害、注意欠陥/多動性障害のある児童生徒に対して、当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校の設置を可能としたところである。	① 貴省の回答では、「情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で」とあるが、これについては同等の条件を課せばよいと考える。 ② 貴省の回答では、「当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に」とあるが、このような特別なニーズがあると地方自治体が判断する場合には、不登校児童等対象以外にも学校の設置が認められるべきではないか。 これらの点を踏まえ、再度検討し回答された。	C	NPO法人は、設立が極めて容易であり、多種多様な事業を行っている。また、法人制度上、学校法人のような資産要件がなく、法人の管理運営体制の要件も緩やかであることなどから、実態として様々なものが有り得、学校の設置主体としての安定性・継続性の面で懸念がある。このため、特区において校地・校舎の自己所有要件を緩和し、学校法人になりやすくする途を開くことにより、提案を実現しようとしたものである。一方、学校法人としての規制を受けるとなく、NPO法人のまま学校を設置したいという希望や、現に既存の学校で必ずしも十分に対応ができていない不登校児童生徒等に対する教育で実績をあげているNPO法人もあることから、このような分野に限って、一定の実績があるNPO法人による学校の設置を特区における各自治体の責任のもとで認めることとしたものである。	2184010	全国チャーター・スクール研究会 (50110)	東京・バイリンガル・スクール特区	学校法人以外の主体による学校設置	
080400	NPO法人による不登校児童等対象以外の学校設置の容認	C		学校の設置主体については、構造改革特区において株式会社およびNPO法人について一定の要件のもと認められたところであり、特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進めることとしている。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」参照	今回、不登校児童生徒等に対する教育の実績をもとにNPO法人について不登校児童生徒等に限定した学校の設置を可能としたが、提案は、特徴ある教育として個々人の求める多様な教育を実施したいとするものであり、一般の児童生徒を対象にそれらの特色ある教育を、その実績をもとに実施することも可能であると考えられることから拡充を求めるもので、これについて具体的に検討し回答された。	C		NPO法人については、法人としての継続性・安定性に懸念があることから、特区において情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で、不登校児童生徒や学習障害、注意欠陥/多動性障害のある児童生徒に対して、当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校の設置を可能としたところである。	① 貴省の回答では、「情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で」とあるが、これについては同等の条件を課せばよいと考える。 ② 貴省の回答では、「当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に」とあるが、このような特別なニーズがあると地方自治体が判断する場合には、不登校児童等対象以外にも学校の設置が認められるべきではないか。 これらの点を踏まえ、再度検討し回答された。	C	NPO法人は、設立が極めて容易であり、多種多様な事業を行っている。また、法人制度上、学校法人のような資産要件がなく、法人の管理運営体制の要件も緩やかであることなどから、実態として様々なものが有り得、学校の設置主体としての安定性・継続性の面で懸念がある。このため、特区において校地・校舎の自己所有要件を緩和し、学校法人になりやすくする途を開くことにより、提案を実現しようとしたものである。一方、学校法人としての規制を受けるとなく、NPO法人のまま学校を設置したいという希望や、現に既存の学校で必ずしも十分に対応ができていない不登校児童生徒等に対する教育で実績をあげているNPO法人もあることから、このような分野に限って、一定の実績があるNPO法人による学校の設置を特区における各自治体の責任のもとで認めることとしたものである。	2185010	神戸チャーター・スクール研究会 (50110)	神戸・バイリンガル・スクール特区	学校法人以外の主体による学校設置	
080400	NPO法人による不登校児童等対象以外の学校設置の容認	C		学校の設置主体については、構造改革特区において株式会社およびNPO法人について一定の要件のもと認められたところであり、特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進めることとしている。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」参照	今回、不登校児童生徒等に対する教育の実績をもとにNPO法人について不登校児童生徒等に限定した学校の設置を可能としたが、提案は、特徴ある教育として個々人の求める多様な教育を実施したいとするものであり、一般の児童生徒を対象にそれらの特色ある教育を、その実績をもとに実施することも可能であると考えられることから拡充を求めるもので、これについて具体的に検討し回答された。	C		NPO法人については、法人としての継続性・安定性に懸念があることから、特区において情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で、不登校児童生徒や学習障害、注意欠陥/多動性障害のある児童生徒に対して、当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校の設置を可能としたところである。	① 貴省の回答では、「情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で」とあるが、これについては同等の条件を課せばよいと考える。 ② 貴省の回答では、「当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に」とあるが、このような特別なニーズがあると地方自治体が判断する場合には、不登校児童等対象以外にも学校の設置が認められるべきではないか。 これらの点を踏まえ、再度検討し回答された。	C	NPO法人は、設立が極めて容易であり、多種多様な事業を行っている。また、法人制度上、学校法人のような資産要件がなく、法人の管理運営体制の要件も緩やかであることなどから、実態として様々なものが有り得、学校の設置主体としての安定性・継続性の面で懸念がある。このため、特区において校地・校舎の自己所有要件を緩和し、学校法人になりやすくする途を開くことにより、提案を実現しようとしたものである。一方、学校法人としての規制を受けるとなく、NPO法人のまま学校を設置したいという希望や、現に既存の学校で必ずしも十分に対応ができていない不登校児童生徒等に対する教育で実績をあげているNPO法人もあることから、このような分野に限って、一定の実績があるNPO法人による学校の設置を特区における各自治体の責任のもとで認めることとしたものである。	2186020	福岡チャーター・スクール研究会 (50110)	福岡個性化教育学校特区	学校法人以外の主体による学校設置	

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080400	NPO法人による不登校児童等対象以外の学校設置の容認	C		学校の設置主体については、構造改革特区において株式会社およびNPO法人について一定の要件のもと認められたところであり、特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進めることとしている。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」参照	今回、不登校児童生徒等に対する教育の実績をもとにNPO法人について不登校児童生徒等に限定した学校の設置を可能としたが、提案は、特徴ある教育とて様々な人の求める多様な教育を実現したいとするものであり、一般の児童生徒を対象にそれらの特色ある教育を、その実績をもとに実施することも可能であると考えられることから拡充を求め、これについて具体的に検討し回答された。	C		NPO法人については、法人としての継続性・安定性に懸念があることから、特区において情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で、不登校児童生徒や学習障害、注意欠陥・多動性障害のある児童生徒に対して、当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校の設置を可能としたところである。	① 貴省の回答では、「情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で」とあるが、これについては同等の条件を課せよと考える。② 貴省の回答では、「当該地域に所在する学校では十分に対応できない特別のニーズがある場合に」とあるが、このような特別なニーズがあると地方自治体が判断する場合には、不登校児童等対象以外にも学校の設置が認められるべきではないか。これらの点を踏まえ、再度検討し回答された。	C		2213040	NPO法人東京ユニバーシティナール学校設置計画	NPO法人立シユナイナール学校設置計画	学校法人以外の主体による学校設置	
080410	大学設置基準(海外の大学に係る設置認可の要件の緩和)	C		大学の設置認可は、学校教育法・大学設置基準等の法令により定められた大学としての要件を満たすことを確認した上で大学としての地位を付与するものであり、大学としての要件を満たさないものについて大学又は大学に準ずるものと認めすることはできない。	提案は、留学することなく国内で海外の大学の特徴をそのまま生かした大学(当該国の正式な認定機関の認定を受けたものに限る)の設置運営を可能とし、また、学生に対する日本国内の大学と同等の負担軽減措置をとることにより、大学選択の環境を整えることで、国際化教育の推進が図られるものであり、この点を踏まえ再度検討し回答された。	C		我が国において、大学を設置しようとするときは、学校教育法・大学設置基準等の法令に規定されている。必要な教育組織、施設及び設備などの要件を備えて、文部科学大臣の認可を受けることが必要である。これは、我が国において設けられる教育施設について大学としての地位を認めるに当たって、質保証・学生保護等の観点から最低限必要な要件を課しているものであり、その上で、多様な特徴を持った大学の設置は可能である。また、当該基準を満たし必要な手続きを経れば、大学を設置しようとする者の国籍を問わず、大学を設置することができる。			2177010	テンプル大学ジャパン	国際高等教育推進特区	大学設置の認可基準およびその他の認可事項における特例		
080420	学校設置主体の拡大	C		学校の設置主体については、構造改革特区において株式会社およびNPO法人について一定の要件のもと認められたところであり、特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進めることとしている。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」参照	株式会社・NPO法人と同様、情報公開・第三者評価の実施・セーフティネットの構築等、一定の要件のもと、特区において、それぞれ提案にある学校法人以外の設置主体となることはできないが、具体的に検討し回答された。	C		株式会社又はNPO法人についても、法人としての継続性・安定性・公共性などに懸念があることから、特区において情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で、一定の要件を満たしたものに限り学校の設置を可能としたところである。したがって、法人格そのものを有しない任意団体は、継続性・安定性・公共性の点で大きな問題があり、学校の設置を認めることは困難である。			2100010	こんな学校にしたい会(50110)	子どもの権利条約に基づく自律・自治の学校	学校法人以外の主体による学校設置		
080420	学校設置主体の拡大	C		学校の設置主体については、構造改革特区において株式会社およびNPO法人について一定の要件のもと認められたところであり、特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進めることとしている。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」参照	株式会社・NPO法人と同様、情報公開・第三者評価の実施・セーフティネットの構築等、一定の要件のもと、特区において、それぞれ提案にある学校法人以外の設置主体となることはできないが、具体的に検討し回答された。	C		株式会社又はNPO法人についても、法人としての継続性・安定性・公共性などに懸念があることから、特区において情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で、一定の要件を満たしたものに限り学校の設置を可能としたところである。したがって、法人格そのものを有しない任意団体は、継続性・安定性・公共性の点で大きな問題があり、学校の設置を認めることは困難である。	提案の趣旨は、「学校事業者」として新たな枠組みを設けるものであり、任意団体というのではない。この点を踏まえ再度検討し回答された。	D-2		2133010	株式会社及NPO法人による学校設置は、一定の要件のもと可能である(816-817特区)(なお、新たに「学校事業者」という枠組みを設ける必要等とは認められない。)	株式会社(50020)、株式会社(50020)、株式会社(50020)、株式会社(50020)、NP O文化京都研究所(50080)	教育改革特区	学校設置主体の要件の緩和
080420	学校設置主体の拡大	C		学校の設置主体については、構造改革特区において株式会社およびNPO法人について一定の要件のもと認められたところであり、特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進めることとしている。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」参照	株式会社・NPO法人と同様、情報公開・第三者評価の実施・セーフティネットの構築等、一定の要件のもと、特区において、それぞれ提案にある学校法人以外の設置主体となることはできないが、具体的に検討し回答された。	C		株式会社又はNPO法人についても、法人としての継続性・安定性・公共性などに懸念があることから、特区において情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で、一定の要件を満たしたものに限り学校の設置を可能としたところである。したがって、法人格そのものを有しない任意団体は、継続性・安定性・公共性の点で大きな問題があり、学校の設置を認めることは困難である。				2186010	福岡チャーター・スクール研究会(50110)	福岡個性化教育学校特区	学校法人以外の主体による学校設置	
080420	学校設置主体の拡大	C		学校の設置主体については、構造改革特区において株式会社およびNPO法人について一定の要件のもと認められたところであり、特区における実施状況についてできるだけ速やかに評価を行い、検討を進めることとしている。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」参照	株式会社及びNPO法人に学校設置を求めたのは、多様な教育を認め、学校の選択権を広げるという趣旨であったが、提案にある財団法人は、現在もフュージョン関係の教育において実績があるものであり、このような団体を学校とすることは十分に検討し値するところである。また、財団法人は、公益的な活動の実績を持つものである。以上を踏まえ、多種多様な学校教育を認める観点からも、本提案について具体的に検討し回答された。	C		学校の設置主体としては、学校法人制度が基本である。そこで、特区において、これまでも学校法人の設立要件を緩和し、参入しやすくなる措置を講じたところ。さらに、公益法人類型の中に位置付けられない株式会社やNPO法人については、特区制度の趣旨にかながみ、特区において学校設置主体となることを認めたものである。以上を踏まえ、多種多様な学校教育を認める観点からも、本提案について再度検討し回答された。			2097010	墨田区(13107)	産業活力創生特区	財団法人が学校の設置主体となるための設置基準の緩和		

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080420	学校設置主体の拡大	C		学校の設置主体については、構造改革特区において株式会社およびNPO法人について一定の要件のもと認められたところであり、特区における実施状況についてできるだけ速やかに詳細を行い、検討を進めることとしている。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」参照	株式会社及びNPO法人に学校設置を認めただのは、多様な教育を認め、学校の選択肢を広げるという趣旨であったが、提案にある社会福祉法人は、現在も不登校児童等への教育において実績があるものであり、このような団体を学校とすることは十分に検討に値することである。また、社会福祉法人は、公益的な活動の実績を持つものである。 以上を踏まえ、多様な学校教育を認める観点からも、本提案について具体的に検討し回答された。	C		学校の設置主体としては、学校法人制度が基本である。そこで、特区において、これまでも学校法人の設立要件を緩和し、参入しやすくする措置を講じたところ。 提案にある社会福祉法人は、現在も不登校児童等への教育において実績があるものであり、このような団体を学校とすることは十分に検討に値することである。また、社会福祉法人は、公益的な活動の実績を持つものである。 以上を踏まえ、多様な学校教育を認める観点からも、本提案について具体的に検討し回答された。	C		学校の設置主体としては、学校法人制度が基本である。そこで、特区において、これまでも学校法人の設立要件を緩和し、参入しやすくする措置を講じたところ。さらに、公益法人類型の中に位置付けられない株式会社やNPO法人については、特区制度の趣旨にかながみ、特区において学校設置主体となることを認めたものである。	2047010	社会福祉法人野花会(50050)	不登校児受け入れに適した小規模中学校の社会福祉法人の参入	不登校児受け入れに適した小規模中学校の社会福祉法人の参入	
080430	学校設置主体の拡大(地方独立行政法人)	C		公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取り扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと ④教育委員会関係団体の意見を聞く必要があること といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。 なお、地方公共団体が出資して学校法人を設置する方式であれば現行制度でも提案の趣旨の実現が可能である。	貴省の回答にある①～④の課題は地方独立行政法人ではできないとする決定的な理由とはならない。特区において実施する方向で課題について早急に検討し回答された。	C		地方行政制度全体における地方独立行政法人の位置づけや、所掌させる事務の内容等については、行政事務の執行の在り方の問題であり、特区における措置の対象にはなじまない。 また、一次回答でもお答えしたとおり、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取り扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと ④教育委員会等の関係団体の意見を聞く必要があること といった課題について検討を進めているところであり、特区において導入することは困難。 なお、地方公共団体が出資して学校法人を設置する方式であれば現行制度でも提案の趣旨の実現が可能である。			2039010	NPO法人 湖南に新しい公立学校を創り出す会(50080)	独立行政法人立小・中・高等学校特区	独立行政法人立小・中・高等学校の設置		
080440	学校設置主体の拡大(地方独立行政法人)が容認された場合の県費負担職員の配置の容認	C		公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取り扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと ④教育委員会等の関係団体の意見を聞く必要があること といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。 なお、地方公共団体が出資して学校法人を設置する方式であれば現行制度でも提案の趣旨の実現が可能である。	貴省の回答にある①～④の課題は地方独立行政法人ではできないとする決定的な理由とはならない。特区において実施する方向で課題について早急に検討し回答された。	C		地方行政制度全体における地方独立行政法人の位置づけや、所掌させる事務の内容等については、行政事務の執行の在り方の問題であり、特区における措置の対象にはなじまない。 また、一次回答でもお答えしたとおり、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取り扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと ④教育委員会等の関係団体の意見を聞く必要があること といった課題について検討を進めているところであり、特区において導入することは困難。 なお、地方公共団体が出資して学校法人を設置する方式であれば現行制度でも提案の趣旨の実現が可能である。			2039020	NPO法人 湖南に新しい公立学校を創り出す会(50080)	独立行政法人立小・中・高等実験学校特区	地方独立行政法人立小・中・高等実験学校特区の県費負担教職員の一部配置		
080450	学校設置主体の拡大(地方独立行政法人)が容認された場合の県費負担職員に係る特例	C		公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取り扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと ④教育委員会等の関係団体の意見を聞く必要があること といった多くの検討すべき課題があり、特区において直ちに導入することは困難。 なお、地方公共団体が出資して学校法人を設置する方式であれば現行制度でも提案の趣旨の実現が可能である。	貴省の回答にある①～④の課題は地方独立行政法人ではできないとする決定的な理由とはならない。特区において実施する方向で課題について早急に検討し回答された。	C		地方行政制度全体における地方独立行政法人の位置づけや、所掌させる事務の内容等については、行政事務の執行の在り方の問題であり、特区における措置の対象にはなじまない。 また、一次回答でもお答えしたとおり、公立学校を地方独立行政法人制度の対象とすることについては、 ①教育行政の中立性や安定性を確保するための教育委員会制度との整合性を確保する必要があること ②公立学校の教職員の身分の取り扱いについて、慎重な検討が必要であること ③教育の機会均等や、全国的な教育水準の維持向上が図られるよう、国の責任で新たな財政支援制度を設けなければならないこと ④教育委員会等の関係団体の意見を聞く必要があること といった課題について検討を進めているところであり、特区において導入することは困難。 なお、地方公共団体が出資して学校法人を設置する方式であれば現行制度でも提案の趣旨の実現が可能である。			2039030	NPO法人 湖南に新しい公立学校を創り出す会(50080)	独立行政法人立小・中・高等実験学校特区	県費負担教職員の人事権の地方独立行政法人理事長への付与		
080460	学校法人による学校の設置認可権限の特区长への委譲	D-1		「特区学校法人」は、820特区を活用した校地校舎の自己所有を要しない学校法人のことを指しているものと思われるが、当該特例は認可に当たっての要件の一部を緩和したものであり、認可権限の委譲とは無関係である。 なお、学校法人の認可権を市町村に委譲することについては、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、「都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することができる。」とされているところであり、現行制度上、提案地方公共団体の位置する都道府県の判断により可能である。	提案は、そもそも、学校の設置認可に関する都道府県知事の権限を、市区町村の特区长に委譲することについては、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、「都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することができる。」とされているところであり、現行制度上、提案地方公共団体の位置する都道府県の判断により可能である。	D-1		学校法人の認可権は都道府県が有ることが適当であり、現状でもならぬ問題はない。また、学校法人の認可権を市町村に委譲することについては、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、「都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することができる。」とされているところであり、現行制度上、提案地方公共団体の位置する都道府県の判断により可能である。			2017110	横浜にシユタイク一学園をつくる会(50110)	NPO立学校及び特区私立学校特区	学校の設置認可に係る都道府県知事の権限の特区长への委譲(学校法人)		

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080470	学校法人による学校設立の際の私立学校審議会への諮問の不要化	C		私立学校審議会は諮問機関に過ぎず、認可の権限は都道府県知事が有しているものである。また、私立学校審議会は行政の適正性の確保を目的としているものであり、客観的な視点から認可や不利益処分の公平性・適正性を判断する観点から、機関への諮問は必須である。	提案の趣旨は、認可権限を市町村に委譲した場合、これにあわせて私立学校審議会の諮問についても市町村に委譲されるべきとするものであり、これについて具体的に検討し回答された。	D-1		地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき認可権限が市町村に委譲された場合には、私立学校審議会への諮問についても都道府県府の判断により、委譲することが可能である。	提案の趣旨は、認可権限を市町村に委譲した場合は、これにあわせて私立学校審議会の諮問についても市町村に委譲されるべきとするものであり、これについて再度検討し回答された。	D-1		地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき認可権限が市町村に委譲された場合には、私立学校審議会への諮問についても都道府県の判断により、委譲することが可能である。	2017120	横浜にシユタイナー学園をつくる会(50110)	NPO立学校及び特区私立学校特区	学校設立の際の私立学校審議会への諮問の不備化(学校法人)
080480	教育委員会の必置規制の廃止	C		教育においては、その中立性の確保は極めて重要であることから、選挙で選ばれた首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が教育事務を執行することにより、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保し、安定性、継続性の確保を担保するとともに、多様な民意を反映する制度となっている。 教育委員会を廃止して首長が直接教育事務を執行すること、教育行政の中立性等を担保できない。なお、代替措置として提案されている審議会は諮問機関に過ぎず執行権限が無いため教育行政の中立性等を確保することは困難である。 また、教育委員会のような地方公共団体内部の基本的組織の在り方に関する事項は特区として指定する施策にはなじまないものとする。	提案は、合議制の教育委員会の責任の所在の不明確性を問題として、その対応策として教育長の権限の強化及び中立性を確保するための代替措置としての審議会の設置を求めるものであり、教育政策の円滑な実施の観点から必置規制を廃止できないが、具体的に検討し回答された。 なお、自治体が不要と判断しても、法律上に必置規制があるものについては、規制の緩和にあたり、特区の検討の対象となる。	C		教育委員会制度においては、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から教育の中立性を確保するため、独任制ではなく合議制を採用しているところであり、合議制であっても教育委員会会議を通じて責任ある施策の決定を行う仕組みとなっている。また、前回回答したように、代替措置として提案されている審議会は諮問機関に過ぎず執行権限が無いため教育行政の中立性等を確保することは困難である。	①教育委員会も首長が任命するものである。 ②提案の趣旨は、わずかな人数の教育委員によって当該地域の教育を議論するよりも、より幅広い地域住民の参加により、地域に密着した教育行政を行なうというものである。 ③教育委員会の必置規制を廃止し、②で述べたシステムを審議会形式とするものである。 これらの点を踏まえ再度検討し回答された。	C		首長の教育委員の任命にあたっては、①議会の同意を得ることが必要であること、②同一の政党に3名以上の委員が属しないようすること、などにより制度的に政治的中立性が確保される仕組みとなっている。 また、これまでの回答のとおり、代替措置として提案されている審議会は諮問機関に過ぎず執行権限が無いため教育行政の中立性等を確保することは困難である。なお、教育委員会の附属機関として審議会を設置すること等により、幅広い地域住民の意向を把握することは現行制度でも可能である。	2215040	志木市(11228)	地方自治解放特区	教育委員会の廃止
080490	教育に関する事務の分担	C		教育においては、その中立性の確保は極めて重要であることから、選挙で選ばれた首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が教育事務を執行することにより、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保し、安定性、継続性の確保を担保するとともに、多様な民意を反映する制度となっている。 このため、教育委員会と首長の職務分担を法律上明記することが必要であり、これを教育委員会と長との協議に委ねると、教育行政の中立性等を担保できなくなるおそれがある。なお、教育委員会のような地方公共団体内部の基本的組織の職務の範囲に関する事項は特区として指定する施策にはなじまないものとする。	教育委員会が、長と密接に連携し、協議の上、事務の効率的運営を行うという観点から、提案が実現可能かどうか具体的に検討し回答された。	C		教育の中立性を確保するためには、前回回答したとおり、教育委員会と首長との職務分担を法律上明記することが必要であり、これを教育委員会と長との協議に委ねると、教育行政の中立性等を担保できなくなるおそれがある。	①教育委員会も首長が任命するものである。 ②提案の趣旨は、わずかな人数の教育委員によって当該地域の教育を議論するよりも、より幅広い地域住民の参加により、地域に密着した教育行政を行なうというものである。 ③教育委員会の必置規制を廃止し、②で述べたシステムを審議会形式とするものである。 これらの点を踏まえ再度検討し回答された。	C		首長の教育委員の任命にあたっては、①議会の同意を得ることが必要であること、②同一の政党に3名以上の委員が属しないようすること、などにより制度的に政治的中立性が確保される仕組みとなっている。 また、これまでの回答のとおり、代替措置として提案されている審議会は諮問機関に過ぎず執行権限が無いため教育行政の中立性等を確保することは困難である。なお、教育委員会の附属機関として審議会を設置すること等により、幅広い地域住民の意向を把握することは現行制度でも可能である。	2215140	志木市(11228)	地方自治解放特区	教育に関する事務の分担
080500	教育委員会の権限の委譲(一定の権限の「審議会」への委譲)	C		教育においては、その中立性の確保は極めて重要であることから、選挙で選ばれた首長からは独立した合議制の執行機関である教育委員会が教育事務を執行することにより、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保し、安定性、継続性の確保を担保するとともに、多様な民意を反映する制度となっている。 教育委員会のような地方公共団体内部の基本的組織の設置に関する事項は特区として指定する施策にはなじまないものとする。 なお、提案理由にある「特色あふれる学校づくり」は、現行制度においても教育委員会の諮問機関として審議会を設置し、その幅広い意見を教育委員会が学校の管理運営に反映させることにより実現可能である。	提案は、教育委員会に代わる組織として審議会を設置し、学校の管理権限等を委譲することを求めるものであり、これについて具体的に検討し回答された。	C		公立学校の運営の安定性、公共性と教育の質を確保するため、地方公共団体の執行機関である教育委員会が学校の管理権限を有する必要がある。	①教育委員会も首長が任命するものである。 ②提案の趣旨は、わずかな人数の教育委員によって当該地域の教育を議論するよりも、より幅広い地域住民の参加により、地域に密着した教育行政を行なうというものである。 ③教育委員会の必置規制を廃止し、②で述べたシステムを審議会形式とするものである。 これらの点を踏まえ再度検討し回答された。	C		首長の教育委員の任命にあたっては、①議会の同意を得ることが必要であること、②同一の政党に3名以上の委員が属しないようすること、などにより制度的に政治的中立性が確保される仕組みとなっている。 また、これまでの回答のとおり、代替措置として提案されている審議会は諮問機関に過ぎず執行権限が無いため教育行政の中立性等を確保することは困難である。なお、教育委員会の附属機関として審議会を設置すること等により、幅広い地域住民の意向を把握することは現行制度でも可能である。	2232020	千代田区(13101)	地方自治規制改革特区	教育委員会の設置の弾力化
080510	教育委員会の権限の委譲(一定の権限の学校評議会への委譲)	C		現行制度においても、教育委員会が学校の意向を十分に踏まえることや、校長の運営について地域住民等に意見を聞く学校評議員制度の活用によって地域住民の意向を学校運営に反映させたり、教育委員会が独自の諮問機関を設置し、地域住民の意向やアイデアを所管する公立学校の管理運営等に的確に反映させることも可能であり、提案においては、地方公共団体の責任の下、その趣旨の大部分を表現することは可能である。 教育委員会が学校の管理権限を有する必要があるため、教育委員会が学校の管理権限を有するべきであり、この権限を他の(第三者)機関に委譲することはできない。 なお、総合規制改革会議等の指摘を踏まえ、現在「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」を行っているところ。	提案の内容は、学校評議会に一定の権限を与えるものであり、具体的に検討し回答された。	C		教育委員会の権限の委譲については、公立学校の運営の安定性、公共性と教育の質を確保するため、教育委員会が学校の管理権限を有する必要がある。この権限を他の(第三者)機関に委譲することはできない。 また、現在「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」において地域住民の意向の反映方法などについて検討を進めており、この検討等を踏まえて、全国規模の規制改革について平成15年中に結論を得べく、現在、中央教育審議会において議論が進められているところである。	提案者の意見によれば、公立学校では「学校現場や地域の意向が迅速に反映されていない」という実情がある一方で、私立学校では一定の理事会が権限を持ちながら公教育としての重要な役割を果たしていることを見、公立学校に私学の理事會方式の学校運営を行ないたいとするものであり、この点を踏まえ再度検討し回答された。	C		「公立学校では『学校現場や地域の意向が迅速に反映されていない』との指摘については、当該自治体の工夫次第で現行制度においても、教育委員会が学校の意向を十分に踏まえることや、校長が学校の運営について地域住民等に意見を聞く学校評議員制度の活用によって地域住民の意向を学校運営に反映させることや、教育委員会が独自の諮問機関を設置し、地域住民の意向やアイデアを所管する公立学校の管理運営等に的確に反映させることも可能である。 また、公立学校の運営の安定性、公共性と教育の質を確保するためには教育委員会が学校の管理権限を有する必要がある。	2231020	千代田区(13101)	中等教育学校特区	学校の管理・運営権限の弾力化

再々検討要請に対する回答

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080520	教育委員会の権限の委譲(県費負担教職員員の定数の換算に関する市教育委員会及び学校の裁量権拡大)	C		市町村立学校の教職員の給与については、これを市町村に負担させると、財政上の理由から市町村における給与水準格差、ひいては教育水準の格差が生じること等の理由から、設置者負担主義の原則に対する特別の例外としてこれを都道府県の負担とした上で、都道府県教育委員会に教職員の任命権を与え、国が都道府県が実際に支出した額の2分の1を負担することとしている。 この県費負担教職員員及び義務教育費国庫負担制度は、あくまでも市町村が行う義務教育を実施する上で必要とされる教職員を、都道府県が責任を持って任用することにより、実質的に確保する制度であり、教職員の配置に必要な金額を実際の任用に先んじて算定、補助するものではない。 本提案は、県費負担教職員員制度及び義務教育費国庫負担制度の制度趣旨と大きく矛盾するものであり、県費負担制度等の例外措置として認めること自体が制度そのものを否定することとなるため、たとえ特区であっても例外措置とすることはできない。 なお、義務標準法第7条で算定される教員定数は、同法第17条第2項の規定により非常勤講師に換算することができることとなり、市町村教育委員会の意見を踏まえて、定数を管理する都道府県の判断により非常勤講師を配置することは可能である。	提案は、教職員の配置の工夫ができるように市町村教育会に県費負担教職員員の任用権限を与えられたいかというものであり、これについて具体的に検討し回答された。	C		本提案は、規制の特例事項の内容に「加配教員の一部を予算に換算して市教育委員会に配分」とあることから、前回すでに回答しているように、県費負担教職員員制度及び義務教育費国庫負担制度の制度趣旨と大きく矛盾するものであり、県費負担教職員員制度の例外措置として認めること自体が制度そのものを否定することとなるため、たとえ特区であっても例外措置とすることはできない。 なお、義務標準法第7条で算定される教員定数は、同法第17条第2項の規定により非常勤講師に換算することができることとなり、市町村教育委員会の意見を踏まえて、教職員の給与を負担し定数を管理する都道府県の判断により非常勤講師を配置することは可能である。				18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	2120010	川口市(11203)	少人数加配教員の任用特区	県費負担教職員の定数の換算に関する市教育委員会及び学校の裁量権拡大
080530	教育委員会の権限の委譲(校長の任命権を住民参加組織に付与)	C		現行制度においても、教育委員会が学校の意向を充分に踏まえることや、校長が学校の運営について地域住民等に意見を聞く学校評議員制度の活用によって地域住民の意向を学校運営に反映させたり、教育委員会が独自の諮問機関を設置し、地域住民の意向やアイデアを所管する公立学校の管理運営等に的確に反映させることも可能であり、提案については、地方公共団体の責任の下、その趣旨の大部分を実現することは可能である。 但し、公立学校の運営の安定性、公共性と教育の質を確保するため、教育委員会が学校の管理権限を有する必要がある。この権限を他の(第三者)機関に委譲することはできない。 なお、総合規制改革会議等の指摘を踏まえ、現在「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」を行っており、全国規模の規制改革について平成15年中に結論を得るべく、現在、中央教育審議会において議論が進められているところ。	提案は、校長の任命権を住民参加組織に付与する内容であり、これについて具体的に検討し回答された。	C		本提案の前提である教育委員会の権限の委譲については、公立学校の運営の安定性、公共性と教育の質を確保するため、教育委員会が学校の管理権限を有する必要がある。この権限を他の(第三者)機関に委譲することはできないと回答しているところ。 また、現在「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」において地域住民の意向の反映方策などについて検討を進めており、この検討等を踏まえ、全国規模の規制改革について平成15年中に結論を得るべく、現在、中央教育審議会において議論が進められているところである。	要望を実現するためには、どうすればよいか検討し回答された。	C		公立学校の運営の安定性、公共性と教育の質を確保するためには教育委員会が学校の管理権限を有する必要がある。 なお、教育委員会が独自の諮問機関を設置し、地域住民の意向やアイデアを所管する公立学校の管理運営等に的確に反映させることは可能である。	2205010	多治見市	住民参加型の教育特区	教育委員会に属している学校の管理権限を住民参加組織に付与
080540	教育委員会の権限の委譲(教職員の任命権を住民参加組織に付与)	C		現行制度においても、教育委員会が学校の意向を充分に踏まえることや、校長が学校の運営について地域住民等に意見を聞く学校評議員制度の活用によって地域住民の意向を学校運営に反映させたり、教育委員会が独自の諮問機関を設置し、地域住民の意向やアイデアを所管する公立学校の管理運営等に的確に反映させることも可能であり、提案については、地方公共団体の責任の下、その趣旨の大部分を実現することは可能である。 但し、公立学校の運営の安定性、公共性と教育の質を確保するため、教育委員会が学校の管理権限を有する必要がある。この権限を他の(第三者)機関に委譲することはできない。 なお、総合規制改革会議等の指摘を踏まえ、現在「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」を行っており、全国規模の規制改革について平成15年中に結論を得るべく、現在、中央教育審議会において議論が進められているところ。	提案は、教職員の任命権を住民参加組織に付与する内容であり、これについて具体的に検討し回答された。	C		本提案の前提である教育委員会の権限の委譲については、公立学校の運営の安定性、公共性と教育の質を確保するため、教育委員会が学校の管理権限を有する必要がある。この権限を他の(第三者)機関に委譲することはできないと回答しているところ。 また、現在「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」において地域住民の意向の反映方策などについて検討を進めており、この検討等を踏まえ、全国規模の規制改革について平成15年中に結論を得るべく、現在、中央教育審議会において議論が進められているところである。	要望を実現するためには、どうすればよいか検討し回答された。	C		公立学校の運営の安定性、公共性と教育の質を確保するためには教育委員会が学校の管理権限を有する必要がある。 なお、教育委員会が独自の諮問機関を設置し、地域住民の意向やアイデアを所管する公立学校の管理運営等に的確に反映させることは可能である。	2205020	多治見市	住民参加型の教育特区	教育委員会に属している学校の管理権限を住民参加組織に付与
080550	教育委員会の権限の委譲(教職員の勤務評定実施権を住民参加組織に付与)	C		現行制度においても、教育委員会が学校の意向を充分に踏まえることや、校長が学校の運営について地域住民等に意見を聞く学校評議員制度の活用によって地域住民の意向を学校運営に反映させたり、教育委員会が独自の諮問機関を設置し、地域住民の意向やアイデアを所管する公立学校の管理運営等に的確に反映させることも可能であり、提案については、地方公共団体の責任の下、その趣旨の大部分を実現することは可能である。 但し、公立学校の運営の安定性、公共性と教育の質を確保するため、教育委員会が学校の管理権限を有する必要がある。この権限を他の(第三者)機関に委譲することはできない。 なお、総合規制改革会議等の指摘を踏まえ、現在「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」を行っており、全国規模の規制改革について平成15年中に結論を得るべく、現在、中央教育審議会において議論が進められているところ。	提案は、教職員の勤務評定実施権を住民参加組織に付与するという内容であり、これについて具体的に検討し回答された。	C		本提案の前提である教育委員会の権限の委譲については、公立学校の運営の安定性、公共性と教育の質を確保するため、教育委員会が学校の管理権限を有する必要がある。この権限を他の(第三者)機関に委譲することはできないと回答しているところ。 また、現在「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」において地域住民の意向の反映方策などについて検討を進めており、この検討等を踏まえ、全国規模の規制改革について平成15年中に結論を得るべく、現在、中央教育審議会において議論が進められているところである。	要望を実現するためには、どうすればよいか検討し回答された。	C		公立学校の運営の安定性、公共性と教育の質を確保するためには教育委員会が学校の管理権限を有する必要がある。 なお、教育委員会が独自の諮問機関を設置し、地域住民の意向やアイデアを所管する公立学校の管理運営等に的確に反映させることは可能である。	2205030	多治見市	住民参加型の教育特区	教育委員会に属している学校の管理権限を住民参加組織に付与

再々検討要請に対する回答

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080560	教育委員会の権限の委譲(教職員の研修実施権を住民参加組織に付与)	C		現行制度においても、教育委員会が学校の意向を十分に踏まえ、校長が学校の運営について地域住民等に意見を聞く学校評議員制度の活用によって地域住民の意向を学校運営に反映させたり、教育委員会が独自の諮問機関を設置し、地域住民の意向やアイデアを所管する公立学校の管理運営等に的確に反映させることも可能であり、提案については、地方公共団体の責任の下、その趣旨の大部分を実現することは可能である。 また、総合規制改革会議等の指摘を踏まえ、現在「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」を行っており、全国規模の規制改革について平成15年中に結論を得るべく、現在、中央教育審議会において議論が進められているところ。	提案は、教職員の研修実施権を住民参加組織に付与するという内容であり、これについて具体的に検討し回答された。	C		本提案の前提である教育委員会の権限の委譲については、公立学校の運営の安定性、公共性と教育の質を確保するため、教育委員会が学校の管理権限を有する必要がある。この権限を他の(第三者)機関に委譲することはできないと回答しているところ。 また、現在「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」において地域住民の意向の反映方法などについて検討を進めており、この検討等を踏まえ、全国規模の規制改革について平成15年中に結論を得るべく、現在、中央教育審議会において議論が進められているところである。 なお、教職員の研修については、現行制度において、地教育法第45条第1項の規定により、市町村教育委員会も費負担教職員に対する研修を実施することができることとなっている。	要望を実現するためには、どうすればよいか検討し回答された。	C		公立学校の運営の安定性、公共性と教育の質を確保するためには教育委員会が学校の管理権限を有する必要がある。 なお、教育委員会が独自の諮問機関を設置し、地域住民の意向やアイデアを所管する公立学校の管理運営等に的確に反映させることは可能である。	2205040	多治見市	住民参加型の教育特区	教育委員会に属している学校の管理権限を住民参加組織に付与
080570	教育委員会の権限の委譲(校内組織の決定権を住民参加組織に付与)	C		現行制度においても、教育委員会が学校の意向を十分に踏まえ、校長が学校の運営について地域住民等に意見を聞く学校評議員制度の活用によって地域住民の意向を学校運営に反映させたり、教育委員会が独自の諮問機関を設置し、地域住民の意向やアイデアを所管する公立学校の管理運営等に的確に反映させることも可能であり、提案については、地方公共団体の責任の下、その趣旨の大部分を実現することは可能である。 また、総合規制改革会議等の指摘を踏まえ、現在「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」を行っており、全国規模の規制改革について平成15年中に結論を得るべく、現在、中央教育審議会において議論が進められているところ。	提案は、校内組織の決定権を住民参加組織に付与するという内容であり、これについて具体的に検討し回答された。	C		本提案の前提である教育委員会の権限の委譲については、公立学校の運営の安定性、公共性と教育の質を確保するため、教育委員会が学校の管理権限を有する必要がある。この権限を他の(第三者)機関に委譲することはできないと回答しているところ。 また、現在「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」において地域住民の意向の反映方法などについて検討を進めており、この検討等を踏まえ、全国規模の規制改革について平成15年中に結論を得るべく、現在、中央教育審議会において議論が進められているところである。 なお、校内組織の決定(校務分掌)は、学校教育法第28条等において「校務をつかさどる」とこととされている校長の権限と責任において決定するものである。	要望を実現するためには、どうすればよいか検討し回答された。	C		公立学校の運営の安定性、公共性と教育の質を確保するためには教育委員会が学校の管理権限を有する必要がある。 なお、教育委員会が独自の諮問機関を設置し、地域住民の意向やアイデアを所管する公立学校の管理運営等に的確に反映させることは可能である。	2205050	多治見市	住民参加型の教育特区	教育委員会に属している学校の管理権限を住民参加組織に付与
080580	教育委員会の権限の委譲(学習指導要領の採択権を住民参加組織に付与)	C		現行制度においても、教育委員会が学校の意向を十分に踏まえ、校長が学校の運営について地域住民等に意見を聞く学校評議員制度の活用によって地域住民の意向を学校運営に反映させたり、教育委員会が独自の諮問機関を設置し、地域住民の意向やアイデアを所管する公立学校の管理運営等に的確に反映させることも可能であり、提案については、地方公共団体の責任の下、その趣旨の大部分を実現することは可能である。 また、総合規制改革会議等の指摘を踏まえ、現在「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」を行っており、全国規模の規制改革について平成15年中に結論を得るべく、現在、中央教育審議会において議論が進められているところ。	提案は、学習指導要領の採択権を住民参加組織に付与するという内容であり、これについて具体的に検討し回答された。	C		本提案の前提である教育委員会の権限の委譲については、公立学校の運営の安定性、公共性と教育の質を確保するため、教育委員会が学校の管理権限を有する必要がある。この権限を他の(第三者)機関に委譲することはできないと回答しているところ。 また、現在「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」において地域住民の意向の反映方法などについて検討を進めており、この検討等を踏まえ、全国規模の規制改革について平成15年中に結論を得るべく、現在、中央教育審議会において議論が進められているところである。 また、学習指導要領等によらない教育課程の構成・実施については、構造改革特別区域基本方針表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。	要望を実現するためには、どうすればよいか検討し回答された。	C		公立学校の運営の安定性、公共性と教育の質を確保するためには教育委員会が学校の管理権限を有する必要がある。 なお、教育委員会が独自の諮問機関を設置し、地域住民の意向やアイデアを所管する公立学校の管理運営等に的確に反映させることは可能である。	2205060	多治見市	住民参加型の教育特区	教育委員会に属している学校の管理権限を住民参加組織に付与
080590	教育委員会の権限の委譲(教科用図書採択権を住民参加組織に付与)	C		現行制度においても、教育委員会が学校の意向を十分に踏まえ、校長が学校の運営について地域住民等に意見を聞く学校評議員制度の活用によって地域住民の意向を学校運営に反映させたり、教育委員会が独自の諮問機関を設置し、地域住民の意向やアイデアを所管する公立学校の管理運営等に的確に反映させることも可能であり、提案については、地方公共団体の責任の下、その趣旨の大部分を実現することは可能である。 また、総合規制改革会議等の指摘を踏まえ、現在「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」を行っており、全国規模の規制改革について平成15年中に結論を得るべく、現在、中央教育審議会において議論が進められているところ。	提案は、教科用図書の採択権を住民参加組織に付与するという内容であり、これについて具体的に検討し回答された。	C		本提案の前提である教育委員会の権限の委譲については、公立学校の運営の安定性、公共性と教育の質を確保するため、教育委員会が学校の管理権限を有する必要がある。この権限を他の(第三者)機関に委譲することはできないと回答しているところ。 また、現在「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」において地域住民の意向の反映方法などについて検討を進めており、この検討等を踏まえ、全国規模の規制改革について平成15年中に結論を得るべく、現在、中央教育審議会において議論が進められているところである。 また、教科用図書の採択権を要請することについては、採択権は学校の管理権限の一形態であり、前述のとおり他の機関に委譲することはできない。	要望を実現するためには、どうすればよいか検討し回答された。	C		公立学校の運営の安定性、公共性と教育の質を確保するためには教育委員会が学校の管理権限を有する必要がある。 なお、教育委員会が独自の諮問機関を設置し、地域住民の意向やアイデアを所管する公立学校の管理運営等に的確に反映させることは可能である。	2205070	多治見市	住民参加型の教育特区	教育委員会に属している学校の管理権限を住民参加組織に付与
080600	教育委員会の権限の委譲(幼稚園及び保育所に係る入園事務手続の一元化)	D-1		教育委員会制度の趣旨を踏まえつつ、住民への便宜を図る観点から幼稚園・保育所の入園・入所に係る窓口を一本化することは、現行制度でも可能。	現行制度により、教育委員会の行う事務を社会保育事務実施部局に委任できると解してよいか。	D-1		幼稚園及び保育所の入園事務手続きについて、提案の内容が全て実現可能か回答された。	D-1			前回答のとおり、提案にあるような幼稚園と保育所の就園事務手続きの窓口の一本化は可能である。	2123010	個人、個人	事務手続きの幼保一元化	事務手続の幼保一元化

再々検討要請に対する回答

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の種類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の種類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の種類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080610	特別学校評議員の承認	C		学校評議員は、校長の権限と責任において学校が運営されることを前提に、保護者や地域住民の意向の反映や学校の説明責任の確保を目的として設置されるものである。意見聴取に当たっては校長の求めや運営の際の校長の権限を必要とすることは、学校評議員制度の前提である校長の権限が制約されるおそれがある。	提案は、公教育の受益者の要望を真に教育に取り入れるため、学校評議員の場には校長の求めにかかわらず意見が述べられる制度を定めることのないよう、意見聴取に当たっては校長の求めが必要である。	C		学校評議員制度は、校長の権限と責任において学校が運営されることを前提とした制度であるため、校長の権限が制約されることのないよう、意見聴取に当たっては校長の求めが必要である。	提案は、公教育の受益者の要望を真に教育に取り入れるため、学校評議員の場には校長の求めにかかわらず意見が述べられる制度を定めることのないよう、意見聴取に当たっては校長の求めが必要である。	C		学校は校長の権限と責任において運営されるものであるため、学校評議員に対する意見聴取は校長の判断に基づき行われることが必要である。	2145010	個人(50010)	学校評議員制度特区	特別学校評議員の承認
080620	教員資格要件の緩和(公設民営学校、株式会社・NPO法人立学校以外)	D-1		社会人としての実務経験等を考慮して授与する特別免許状や、特別非常勤講師制度等により、教員免許を有しない優れた社会人や外国人等を学校現場に活用することは可能である。 また、教員免許状を有さず、教職経験を持たない、いわゆる民間人を校長として採用することは可能である。									2231010	千代田区(13101)	中等教育学校特区	教育職員免許法上の各相当の免許状を有する者でなければならぬ旨の緩和
080620	教員資格要件の緩和(株式会社・NPO法人立学校)	D-1		中学校の免許状を有する者は、小学校の相当する教科の教授を担任することができる。 一方、小学校の免許状を有する者が中学校において教科指導や学級担任を行うことについては、その専門性の相違から適当でない。 中学校の普通免許状を有する者を採用することができない場合には、臨時免許状を授与することが可能である。	提案は、自治体に対して教育効果について宣言し、それに対する報告書を提出することをもって、または日本以外での教育実績をもって、教員資格の要件の緩和を求めるものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。 そもそも、今回、NPO法人による不登校児童生徒等を対象とした学校の設置を認めたことは、提案にあるような教員により十分な実績があげられてきていることを評価したのではないのか。	D-1		教員になるためには、その資質能力を担保するため、原則として、都道府県教育委員会により授与される相当の教員免許状を有している必要がある。相当免許状を有しない者を他校種へ任用することについては、中学校教諭の免許状を有する者を小学校の教員として任用することが可能である。また、日本の教員免許状を有しないが、専門的な知識経験や技能を有する優れた社会人等は、特別免許状および特別非常勤講師制度により教員となることができる。 このような点から、要望が実現できないが再度検討し回答されたい。	特区制度では、特区推進本部での総理の支持にもあるように、どのようになれば実現できるのかという点から検討すべきである。 このような点から、要望が実現できないが再度検討し回答されたい。	D-1		教員になるためには、その資質能力を担保するため、原則として、都道府県教育委員会により授与される相当の教員免許状を有している必要がある。相当免許状を有しない者を他校種へ任用することについては、中学校教諭の免許状を有する者を小学校の教員として任用することが可能である。また、日本の教員免許状を有しないが、専門的な知識経験や技能を有する優れた社会人等は、特別免許状および特別非常勤講師制度により教員となることができる。 このような点から、要望が実現できないが再度検討し回答されたい。	2017060	横浜にシユナイナー学園をつくる会(50110)	NPO立学校及び特区私立学校特区	相当免許状を有しないものの校種への任用(小・中学校間)
080620	教員資格要件の緩和(株式会社・NPO法人立学校)	D-1		社会人としての実務経験等を考慮して授与する特別免許状や、特別非常勤講師制度等により、教員免許を有しない優れた社会人や外国人等を学校現場に活用することは可能である。 また、教員免許状を有さず、教職経験を持たない、いわゆる民間人を校長として採用することは可能である。	提案は、自治体に対して教育効果について宣言し、それに対する報告書を提出することをもって、または日本以外での教育実績をもって、教員資格の要件の緩和を求めるものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	D-1		教育の機会均等、一定教育水準の確保を図るための公教育の成否は教員の資質によるところが大きく、教員資格の水準を確保するためには都道府県教育委員会が判断し、教員免許状を授与することが適当である。 専門的な知識や経験を有する優秀な社会人は、学校教育の効果的な実施に特に必要がある旨の雇用者の推薦により特別免許状を授与され、学校教育を行うことができる。	提案は、自治体に対して教育効果について宣言し、それに対する報告書を提出することをもって、または日本以外での教育実績をもって、教員資格の要件の緩和と求めるものであり、これについて再度検討し回答されたい。	D-1		教員免許状を有さず、教職経験を持たない、いわゆる民間人を校長として採用することは可能である。 また、教員免許状を有しない、専門的な知識や経験を有する優秀な社会人は、特別免許状または特別非常勤講師制度により、教員として学校教育を行うことができる。 なお、教育の機会均等、一定教育水準の確保を図るための公教育の成否は教員の資質によるところが大きく、教員資格の水準を確保するためには都道府県教育委員会が判断し、教員免許状を授与することが適当である。 なお、教育職員検定では、公平、公正に教員の資質能力を判断しており、優れた知識経験を有する者に対する免許状授与にあたり、現状においても特段の支障は存しないものと考ええる。	2133060	構成基学園(50020)、榊ゴールフリー(50020)、榊教育振興社(50020)、榊キッズランド(50020)、NPO法人京都教育文化研究所(50080)	教育改革特区	教育職員は、教育職員免許法上の各相当の免許状を有する者でなければならぬ旨の緩和
080620	教員資格要件の緩和(株式会社・NPO法人立学校)	D-1		社会人としての実務経験等を考慮して授与する特別免許状や、特別非常勤講師制度等により、教員免許を有しない優れた社会人や外国人等を学校現場に活用することは可能である。 また、教員免許状を有さず、教職経験を持たない、いわゆる民間人を校長として採用することは可能である。	提案は、自治体に対して教育効果について宣言し、それに対する報告書を提出することをもって、または日本以外での教育実績をもって、教員資格の要件の緩和と求めるものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	D-1		教育の機会均等、一定教育水準の確保を図るための公教育の成否は教員の資質によるところが大きく、教員資格の水準を確保するためには都道府県教育委員会が判断し、教員免許状を授与することが適当である。 専門的な知識や経験を有する優秀な社会人は、学校教育の効果的な実施に特に必要がある旨の雇用者の推薦により特別免許状を授与され、学校教育を行うことができる。	提案は、自治体に対して教育効果について宣言し、それに対する報告書を提出することをもって、または日本以外での教育実績をもって、教員資格の要件の緩和と求めるものであり、これについて再度検討し回答されたい。	D-1		教員免許状を有さず、教職経験を持たない、いわゆる民間人を校長として採用することは可能である。 また、教員免許状を有しない、専門的な知識や経験を有する優秀な社会人は、特別免許状または特別非常勤講師制度により、教員として学校教育を行うことができる。 なお、教育の機会均等、一定教育水準の確保を図るための公教育の成否は教員の資質によるところが大きく、教員資格の水準を確保するためには都道府県教育委員会が判断し、教員免許状を授与することが適当である。 なお、教育職員検定では、公平、公正に教員の資質能力を判断しており、優れた知識経験を有する者に対する免許状授与にあたり、現状においても特段の支障は存しないものと考ええる。	2133070	構成基学園(50020)、榊ゴールフリー(50020)、榊教育振興社(50020)、榊キッズランド(50020)、NPO法人京都教育文化研究所(50080)	教育改革特区	校長及び教員の資格要件の緩和

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の種類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の種類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の種類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080630	相当免許状を有しない者による指導(特殊教育諸学校教員養成研修による総合的な指導)	D-1		1. 知的障害者に対し、特殊の教科以外の教科の教授を担当する教員は、盲・聾・養護学校の普通免許状のほか、相当部の教員免許を有していなくても、幼・小・中・高のいずれかの学校の普通免許状を有していれば足りる。 また、盲・聾・養護学校や特殊学級において自立活動の教授を担当する教諭又は講師は、相当部の教員免許を有していなくても、自立活動のいずれかの種類の免許状を有していれば足りる。 幼・小・中・高のいずれかの学校の普通免許状のみを有している者が、盲・聾・養護学校の他部において合科指導・合領域指導や、自立活動の指導を行うことは、相当する学校種の臨時免許状や自立活動のいずれかの種類の免許状を授与することにより可能である。 2. 通常の学校における通級指導については、盲・聾・養護学校の免許状の保有は要しないが、相当する学校種(幼・小・中・高)の免許状が必要である。 相当する学校種の普通免許状を有する者を採用することができない場合は、臨時免許状を授与することが可能である。	提案の内容は全て実現可能と解してよいか。	D-1		普通免許状を有する者を採用できない場合には、都道府県教育委員会が行う臨時免許状等の授与により、実現可能である。	提案者の意見によれば、「臨時免許状の取得手続きのために、学校種を越えた人事異動に支障を来しており、特別支援教育における有効な人材活用ができていないのが現状であり、「特別支援教育の推進において、臨時免許状を取得なくとも効果的な指導が行えるよう免許状制度の弾力的な運用ができることを求めており、この点を踏まえ再度検討し回答された。	D-1		臨時免許状の授与と手続の詳細は、授与権者である都道府県教育委員会において定めており、盲・聾・養護学校教員の任命権者でもある都道府県教育委員会内での調整・委員会の自主的判断による手続簡素化等により、人事異動に支障を来さないよう臨時免許状を授与することは可能である。	2111010	岡山県(33000)	特別支援教育人材有効活用特区	特別支援教育の推進を図るための教育職員免許法に係る特例措置
080640	相当免許状を有さない者による指導の容認(小学校教員による幼児幼稚園年長クラスの指導)	D-1		幼稚園教諭が引率した上であれば、幼稚園教諭免許を有しない小学校教諭が保育の実施に参加することは現行制度上でも可能。 また、教育上および安全上支障がなければ小学校等の施設の一部を使用することも可能。									2129010	東京都板橋区(13119)	区立幼稚園特区	幼稚園教諭の資格を有さない小学校教諭による、幼稚園教育要領に基づく指導の実施
080650	特別非常勤講師の範囲の拡大	C		特別非常勤講師の教授範囲を教諭と同様とすることは、実質的に教員免許を不要とすることと同様となり、適当でない。 また、各学校種ごとの設置基準上、学校に必要とされる教諭として特別非常勤講師を含めることは、教員免許を持たない者が子どもたちに責任を持つ立場となることとなり、妥当でない。 なお、必要な教諭の数を満たせば、学校のニーズに応じて教員以外の者を活用することは可能である。									2167040	特定非営利活動法人、21世紀教育研究所(50080)	Alternative 中学・高校特区	特別非常勤講師の範囲の拡大
080660	公立学校における授業料の徴収	C		国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法の保障する国民のひとしく権利を保障するため、その授業料は一切無償とすることが定められているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは困難である。	提案は、国際人育成を目指した小中一貫教育を行う学校について、教員等の確保等のために通常の教育以上に必要となる経費については授業料として徴収しようとするもので、無償の義務教育を担保した上で、保護者や児童生徒の選択肢を広げるものであり、これを踏まえ具体的に検討し回答された。	C		国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を保障するため、その授業料は一切無償とすることが定められているものであり、これらの学校で授業料を徴収することは、困難である。	C		国立及び公立の義務教育諸学校については、日本国憲法の保障する国民のひとしく教育を受ける権利を保障するため、その授業料は一切無償とすることが定められているものであり、これらの学校で授業料を徴収することはできない。	2094020	港区(13103)	豊かな明日の子を育てる教育特区	授業料を徴収することのできる学校の範囲の拡大	
080670	学校法人以外の主体による学校の学校設置基準の適用除外	〈校地・校舎の自己所有〉D-2 〈その他の設置基準〉B、D-1	〈校地・校舎の自己所有〉Ⅱ 〈その他の設置基準〉Ⅲ	〈校地・校舎の自己所有〉 特区における特例措置(基本方針820・821参照)を活用することにより、自己所有要件を緩和することが可能。 〈その他の設置基準〉 中学校設置基準は原則として確保すべき最低基準を定めたものである。第8条においても (校舎及び運動場の面積等) 第八条校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。 2校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。 としているところであり、地域の実情に応じた弾力的な運用については所管庁に委ねられている。 また、高等学校設置基準に関しては、基準を弾力化する方向で平成15年度中に改正予定。	高等学校設置基準の改正内容について明らかにされた。 また、提案の内容は全て実現可能と解してよいか。	〈校地・校舎の自己所有〉D-2 〈その他の設置基準〉B D-1 3、D-1		<高等学校設置基準> 高等学校設置基準は、高等学校段階における教育が適切に施されることを前提に基準を弾力化するため、平成15年度中の改正に向けて現在作業中であり、現時点において具体的な改正内容等をお示しすることはできない。 〈校地・校舎の自己所有〉 提案内容の詳細は必ずしも全て明確であるとはいえないが、地方公共団体が、教育上の特段のニーズがあると認められて特区の認定を受けた場合において、提案のNPO法人が当該ニーズに対応した教育を行う学校を設置する場合には、学校経営の安定性・継続性を担保できると当該地方公共団体が認める場合には、その校地・校舎の自己所有要件を求めないことになる(基本方針820・821参照)。				2167020	特定非営利活動法人、21世紀教育研究所(50080)	Alternative 中学・高校特区	学校法人以外主体による学校設置基準の適用除外	
080680	学校設置基準の弾力的運用	C		文部科学省令で定める「設置基準」は、学校という教育機関が備えるべき最低基準又は標準基準である。一方、都道府県が定める「設置認可審査基準」は、この設置基準に定められた基準を前提に、設置主体として備えるべき要件を満たしているか否かを認め認可について総合的に判断するための基準であり、設置基準をもって代替できる性質のものではない。									2017130	横浜にシユナイター学園をつくる会(50110)	NPO立学校及び特区私立学校特区	NPO立学校、特区学校法人の学校設置基準

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080690	小学校設置基準の緩和	D-1		小学校設置基準は原則として確保すべき最低基準を定めたものである。第8条においても (校舎及び運動場の面積等) 第八条校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。 としているところであり、地域の実情に応じた弾力的な運用については所管庁に委ねられている。									2133040	構成基学園(50020)、榊ゴールフリー(50020)、榊教育振興社(50020)、榊キッズランド(50020)、NPO法人京都教育文化研究所(50080)	教育改革特区	小学校設置基準の緩和(校舎・運動場の面積)
080700	中学校設置基準の緩和	D-1		中学校設置基準は原則として確保すべき最低基準を定めたものである。第8条においても (校舎及び運動場の面積等) 第八条校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。 としているところであり、地域の実情に応じた弾力的な運用については所管庁に委ねられている。									2133050	構成基学園(50020)、榊ゴールフリー(50020)、榊教育振興社(50020)、榊キッズランド(50020)、NPO法人京都教育文化研究所(50080)	教育改革特区	中学校設置基準の特例(校舎・運動場の面積)
080710	学校法人以外の主体による学校の校地・校舎の自己所有要件の撤廃	D-2		特区における特例措置(基本方針820・821参照)を活用することにより、自己所有要件を緩和することが可能。									2213030	NPO法人東京シュタイナー学園(50080)	NPO法人立シュタイナー学校設置計画	学校法人以外の主体による学校設置
080720	学校への医療施設の設置	D-1		学校の設置者の判断で、学校に医療施設を設置することは可能である。									2260030	個人(50010)	中学校区を基準とした地域ケア	学校の医療施設を設置
080730	職員組織等の諸規制の撤廃	D-1		養護教諭については、当分の間、置かないことができることとなっており、現行制度で対応可能である。									2017070	横浜にシュタイナー学園をつくる会(50110)	NPO立学校及び特区私立学校特区	職員組織等の諸規制の撤廃
080740	学習指導要領の弾力化(時間数配当の緩和)	D-2		学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。	提案内容にある学校の設置基準については、現行の制度で対応可能か。	D-1		小・中学校設置基準は原則として確保すべき最低基準を定めたものである。第8条においても (校舎及び運動場の面積等) 第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。 2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。 としているところであり、地域の実情に応じた弾力的な運用については所管庁に委ねられている。					2101020	藤原学園実験教育研究所(50020)	理科実験教育に重点をおく株式会社立小中学校の設置	特区内に設置される株式会社立小中学校の設置の要件の緩和
080750	学習指導要領の弾力化(長期のインターンシップでの学習指導要領で定める必修科目等の代替)	D-2		必修科目を他の科目で代替することも含め、学習指導要領等によらない教育課程の編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。									2112010	岡山県(33000)	おかやまスペシャリスト育成教育特区	学習指導要領で定める必修科目等を、長期間のインターンシップで代替する。
080760	学習指導要領の弾力化(科目設定の自由化)	D-2		科目の自由な設定については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別研究開発学校設置事業」の下で実施が可能である。									2115040	株式会社NOVA(50020)	教育振興特区	科目の設定の自由化

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)	
080770	研究学校開発制度等によらない学校指導要領の弾力化	D-2		理数系、語学系の授業に重点を置いたカリキュラムの編成・実施については、構造改革特別区域基本方針別表に記載のある「構造改革特別区域研究開発学校設置事業」の下に実施可能である。なお、本事業は内閣府大臣の認可の下に、文部科学大臣の認定を行わないなど、地方公共団体の自主性を最大限に尊重するものである。									2133020	湘成基学園(50020)、榊ゴールフリー(50020)、榊教育振興社(50020)、榊キッズランド(50020)、NPO法人京都教育文化研究所(50080)	教育改革特区	学校指導要領の弾力化	
080780	県単独予算で雇う県費負担教職員の給与負担に関する特例	C		市町村費負担教職員任用事業(No.810)による市町村費負担教職員の任用は、義務標準法等の規定に基づき都道府県が定めた教職員定数とは別に、その地域の特性に応じた特色ある教育を実施するために、市町村が当該市町村立の小中学校等に常勤の教職員を任用する場合に限られるものである。 市町村費負担教職員任用事業による市町村費負担教職員を都道府県教育委員会が任命・配置することについては、当該市町村が望む人材が当該市町村が望む学校に配置されるかどうか不明な点などがあり、地域の特性に応じて独自の特色ある教育活動や学校づくりを目的に、地域の人材等を市町村が自ら給与を負担して独自に任用するという構造改革特区の趣旨にそぐわない。 なお、本提案は都道府県から市町村への負担転嫁の可能性を有していることから、県と市町村との十分な意見調整と合意形成の上提案なされることが適当と考えられる。										2071010	長野県(20000)	市町村費負担教職員任用多様化特区	県単独予算で雇う県費負担教職員の給与負担に関する特例
080790	市町村費負担教職員として配置される県費負担教職員の任命権者の明確化	C		市町村費負担教職員任用事業(No.810)による市町村費負担教職員の任用は、義務標準法等の規定に基づき都道府県が定めた教職員定数とは別に、その地域の特性に応じた特色ある教育を実施するために、市町村が当該市町村立の小中学校等に常勤の教職員を任用する場合に限られるものである。 市町村費負担教職員任用事業による市町村費負担教職員を都道府県教育委員会が任命・配置することについては、当該市町村が望む人材が当該市町村が望む学校に配置されるかどうか不明な点などがあり、地域の特性に応じて独自の特色ある教育活動や学校づくりを目的に、地域の人材等を市町村が自ら給与を負担して独自に任用するという構造改革特区の趣旨にそぐわない。 なお、本提案は都道府県から市町村への負担転嫁の可能性を有していることから、県と市町村との十分な意見調整と合意形成の上提案なされることが適当と考えられる。										2071020	長野県(20000)	市町村費負担教職員任用多様化特区	市町村費負担教職員として配置される県費負担教職員の任命権者の明確化
080800	学校選択制実施時の諸手続きに係る規制の緩和	①D-1 ②P		①就学校の指定 就学校の指定は、保護者が就学義務を全うするために不可欠な手続きであり、保護者、児童生徒及び学校の準備の必要性に鑑みれば、学年の始めから教育が行われることは、希望期間の余裕をもって就学校の指定を行うことが不可欠である。よって、就学校の指定の時期を遅らせることは、適切に教育を施す観点から不適切である。 しかしながら、いわゆる学校選択を導入した結果として、特定の学校に希望者が集中し、希望者の数が当該学校の定員を超えた場合においては、現行制度においても、弾力的に保護者から就学校の指定の変更の申立を受け付けることにより、可能な限り希望に沿った就学校指定が可能である。 ②健康診断の実施 就学時の健康診断は、学校教育における子どもの健康の問題について保護者及び本人の認識と関心を深める、 ・疾病等を有する就学予定者については、入学時までに必要な治療をし、あるいは生活矯正を適切にする等により、健康状態で大卒できるようになる。 ・一定の障害のある者については、就学義務の猶予若しくは免除又は特殊教育諸学校への就学者若しくは特殊教育への編入等により、障害の状況に応じた就学を図る。 ことにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的として実施しているものである。就学時健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保護上必要な措置を行い、及び就学義務の猶予若しくは免除又は特殊教育諸学校若しくは義務教育への就学に関する指導を行うためには、就学時健康診断を就学校の指定に先立って行う必要がある。 しかしながら、本提案の趣旨を踏まえ、健康診断の実施時期に関する規制を現より緩和することについて、更に検討を進めているところである。 なお、就学時健康診断の実施場所については、市町村教育委員会の判断事項である。	提案を実現できるよう、早急に検討し回答されたい。	①D-1 ②A	②						2128010	東京都板橋区(13119)	区立小中学校選択制特区	学校選択制実施時の就学校指定、健康診断時期の相違を緩和する。	
080810	障害児の学校選択権の審認	C		児童生徒がその障害の程度に応じて適切な教育が受けられるようにするためには、各市町村の教育委員会が総合的に就学先を判断することが必要である。									2260010	個人(50010)	中学校区を基準とした地域ケア	障害児の学校選択権	

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080820	通信制高等学校に係る教育課程の弾力化	D-2		不登校児童生徒等を対象とする高等学校の設置に係る教育課程の弾力化については、構造改革特区における特例措置により実施が可能である。									2022010	株式会社 学育舎(50020)	不登校・中退者のための新しいタイプの通信制高等学校	株式会社立通信制高等学校設立にともなう教育課程の弾力化
080830	通信制高等学校に係る校舎面積規制の緩和	C		高等学校通信教育規程については、高等学校設置基準の見直しに併せて、その内容を見直す予定である。	高等学校通信教育規程の改正内容及びその時期を明確にされた。また、提案の内容はすべて実現可能と解してよい。	C		現在、高等学校通信教育規程の改正内容を高等学校設置基準と併せて検討しているところであり、現段階で、改正時期、改正内容を示すことは困難である。					2022020	株式会社 学育舎(50020)	不登校・中退者のための新しいタイプの通信制高等学校	株式会社立通信制高等学校設立にともなう校舎面積規制の緩和
080840	通信制高等学校に係る施設、校具設置の特例	(施設関係) D-1 (校具関係) C		施設については、高等学校通信教育規程第6条第2項において、教育上支障がないときは、生徒集会室を除く施設の兼用を可能としており、現行制度で対応が可能である。校具については、同規程において高等学校の通信教育を行う上で必要な標本や模型等を備えなければならないこととされており、これをすべてメディア教材で代替することはできない。	校具について、メディア教材では代替できない理由を明確にされた。	(施設関係) D-1 (校具関係) C		高等学校教育においては、直接的な体験・観察・実験等を通じて知的好奇心や探求心などを育成することが重要であることから、校具をすべてメディア教材により代替させることはできない。	通信制の高校であれば、全日制の高校に比べて校具の設置が軽減されていると考えよう。	(施設関係) D-1 (校具関係) C		高等学校における校具の整備は、課程の区分にかかわらず、各高等学校において高等学校教育を行う上で必要な教材等を適切に整備することが必要であると考え。	2022030	株式会社 学育舎(50020)	不登校・中退者のための新しいタイプの通信制高等学校	株式会社立通信制高等学校設立にともなう施設、校具設置の特例
080850	通信制高等学校に係る必要教員、事務職員数の規制緩和	C		高等学校通信教育規程における教員の配置数は、生徒数に応じて必要な教職員数の基準を示しているものである。高等学校通信教育規程については、高等学校設置基準の見直しに併せて、その内容を見直す予定である。	高等学校通信教育規程の改正内容及びその時期を明確にされた。また、教育上支障がないと判断された場合には、職員の配置について柔軟に対応することはできないのか、具体的に検討し回答された。	C		現在、高等学校通信教育規程の改正内容を高等学校設置基準と併せて検討しているところであり、現段階で、改正時期、改正内容、教育上支障がないとの判断を示すことは困難である。					2022040	株式会社 学育舎(50020)	不登校・中退者のための新しいタイプの通信制高等学校	株式会社立通信制高等学校設立にともなう必要教員、事務職員数の規制緩和
080860	通信制高等学校に係る教職員免許に関する規制の緩和	D-1		教育職員となるためには、相当の免許状を有していなければならない。相当の普通免許状を有する者を採用することができない場合には、都道府県教育委員会が行う教育職員検定により、臨時免許状を授与することが可能である。									2022060	株式会社 学育舎(50020)	不登校・中退者のための新しいタイプの通信制高等学校	株式会社立通信制高等学校設立にともなう教職員免許に関する規制の緩和
080870	通信制高等学校に係る完全在宅学習の容認	C		高等学校においては、生徒の発達段階から見て教師と生徒の対面を通じてのふれあいや、生徒の集団活動が極めて大切であることから、通信制高校における面接指導時間をすべてメディアによる学習により免除することはできない。	高等学校については義務教育ではなく、生徒の選択欲の拡大の観点から実現できないのか、再度検討し回答された。	C		義務教育と同様に、高等学校教育においても、生徒の社会性や人間性を育む上で、対面指導を行うことは極めて重要であることから、面接指導をすべてメディアによる学習により代替することは困難である。		C			2038010	学校法人大産学園 開志学園高等学校(50030) 新潟市(15201)	高等学校通信制課程における完全在宅型(eラーニング)コースの展開	通信制高校における完全在宅型(eラーニング)コースの設置
080880	全日制課程の不登校生徒等への通信制課程の教育課程の適用	D-1		本提案については、同一の高校に全日制課程と通信制課程を併置している場合にはその通信制課程との併修、又は異なる高校の通信制課程との併修をすることにより、現行制度で対応が可能である。	提案にある、全日制課程の生徒が長期の病気等により出席できない場合等に、在籍校の通信制課程での学習をすることが現行制度で可能なか明らかならされた。	D-1		学校教育法施行規則第63条の3第3項において、同一の高等学校に置かれる異なる課程間の併修を可能としている。	全日制課程の高校に在籍する不登校状態等の生徒に対し、併修や学校間連携といった形態ではなく、通信制の方式により柔軟に学習できないかとするものであり、これを踏まえ提案が実現できないか回答された。	A	IV	高等学校若しくは中等教育学校後期課程の全日制課程に在籍する不登校状態にある生徒に対して、通信制課程で認められている教育課程の特例を活用した学習方法を、卒業に必要な単位数のうち一定の単位数を上限として適用させることができることとする。	2130010	京都府(26000)	全日制課程生徒のための通信制スタイル教育特区	全日制課程生徒のための通信制スタイル教育特区
080890	民間企業の教育の単位認定	(小中高)B (大学) D-1	(小中高)B (大学) C	(小中高) 外部の外部資源の活用については、現在、中央教育審議会が検討中。 (大学) 外部の民間事業者における事業を活用する場合であっても、大学自身が定める体系的なカリキュラムに沿った授業科目として責任を持って位置付け、その担当教員が責任を持って授業を行うものであれば可能である。	検討の内容及び実現時期を明らかにされた。また、貴省の回答において、大学については、「外部の民間事業者における事業を活用する場合であっても」、その担当教員が責任をもって授業を行うものであれば可能とあるが、それはいかなる状況か。検討内容を明確にされた。	(小中高)B (大学) D-1		(小中高) 「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、教育への外部資源の積極的活用について、平成15年度中に措置することとされているところであり、現在、中央教育審議会が検討中。 (大学) 例えば、外部の民間事業者が行う教育事業(英語教育など)を大学自身が全体のカリキュラムにおける授業科目として位置付けた上で、その担当教員(当該民間事業者の講師を大学の教員とする。)が授業を行うことなどの状況である。				2115010	株式会社NOVA(50020)	教育振興特区	学校における授業料(単位・出席の認定)の要件緩和	
080900	テレビ会議ネットワークを通じての授業への出席認定	(小中高)C (大学) D-1		(小中高) 高等学校において放送等を用いた学習を行うことができる課程は通信制課程のみであり、通信制課程においてもメディアによる学習により面接指導時間をすべてを代替することは対面指導が重要であるとの趣旨から認められていない。小中学校については、児童生徒の社会性を育むことの重要性に鑑み、対面指導が不可欠である。 (大学) 左記の通り、大学間の単位互換をインターネットを活用したネットワークで行うことにより可能である。	提案の内容は、授業の全てをネットワークを通じての授業で代替することではなく、学習の選択肢として認めらるということであり、これについて具体的に検討し回答された。	(小中高)C (大学) D-1		(小中高) 小・中・高等学校においては、児童生徒の社会性や人間性を育む上で対面指導が極めて重要であり、対面指導が不可欠である。 (大学) 大学においては、既に回答たとおり、学習の選択肢として認めている。					2115070	株式会社NOVA(50020)	教育振興特区	テレビ会議ネットワークを通じての授業への出席認定

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080910	外国留学期の認定可能単位の拡大	A	Ⅲ	外国の高等学校における履修を高等学校における履修として認定できる単位数の上限を緩和する。	緩和する内容を明らかにされたい。	A		外国の高等学校への留学期における認定単位数の上限を、学校教育法施行規則に規定する、高等学校の卒業に必要な単位数74単位の2分の1未満に当たる36単位までとする方向で検討中である。					2231030	千代田区(13101)	中等教育学校特区	外国の高等学校への留学期における認定可能単位数拡大
080920	学力の卓越した義務教育修了者の高等学校卒業資格なしの大学入学	C		高校段階においても、大学における科目等履修制度の活用などにより大学教育を受ける機会が開かれているとともに、高校2年からの飛び入学制度が既に認められているところである。二指換のような高校1年次修了で高等学校卒業資格を得ないまま大学に入学するようなどは、生徒の成長等に係る懸念があることからすれば、上記の制度が未だ十分に定着していない状況において現時点で認めることは適切でない。	貴省の回答中の、「生徒の成長等に係る懸念」とは何か具体的に示されたい。 また、高校2年生からの飛び入学と、高校1年生の飛び入学との差を明らかにされたい。	C		余りにも早期の入学を認めた場合、生徒の全人格的な成長に不適切な影響を及ぼすのではないかと、大学側がその生徒の成熟度に応じた適切な指導ができるかどうか等の懸念があり、そのため、当面対象を高校に2年以上在学した17歳以上の者としたいものである。				2138010	株式会社 中野教育センター(50020)	高校一年修了時点からの大学入学	学力の卓越した義務教育修了者の高等学校卒業資格なしの大学入学	
080930	大学設置基準の緩和	D-1		サテライトキャンパスは、社会人等本校に通うことが困難な者を対象として、本校において十分な教育研究を行うことなどの要件を満たせば、大学の提案の一部について、設置基準に定める校舎又は附属施設以外の提案を行うことを認めるとしており、この場合、当該サテライトキャンパスについて大学設置基準上の校地要件、施設要件に関する規定は適用されない。	提案にあるような離島にサテライトキャンパスを設置することが可能であると解してよいか。	D-1		社会人等本校に通うことが困難な者を対象とすること、本校において十分な教育研究を行うことなどの要件を満たせば、可能と考えられる。	提案主体の意見では、社会人だけでなく、正課生を含めた学生を想定しており、この場合においても要望は実現可能か回答されたい。	D-1		2155010	名瀬市(46207)	奄美学園・学術特区構想	奄美学園・学術特区構想	
080940	大学設置基準の緩和(校地の自己所有の要件の撤廃)	D-2		特区基本方針の別表1の821(校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業)において、対応可能。									2177090	テンブル大学ジャパン	国際高等教育推進特区	校地所有における規制緩和
080950	大学設置基準の緩和(校舎の面積基準の引き下げ)	D-1		学生が充実した学習を行うことができるためには、収容定員の規模に応じた必要な教員組織、校地、校舎等の施設、設備が確保されている必要があり、一定の校舎面積を確保することが必要であるが、校舎等の整備については、 ①段階的な整備、 ②自己所有要件の緩和、 ③教室の天井の高さ制限の緩和、 など様々な措置が認められている。 このため、例えば、特区として提案する自治体等から施設を借用するなど上記の措置を組み合わせて活用すれば十分な面積を整備することは可能であり、必要に応じて周知したい。	提案は、校舎の面積について、学校のカリキュラムの内容等に応じて、教育上問題のない範囲で一定基準とすることなく個別に対応できないかとするものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	D-1		学生が充実した学習を行うことができるためには、収容定員の規模等に応じて必要な一定の校舎が確保されている必要があり、その上で、各大学のカリキュラムに応じて必要な整備充実を図ることが求められるものである。	提案の趣旨は、少数の大学等も一定基準の校舎が求められているが、教育上問題のない範囲で一定基準とすることなく個別に対応できないかとするものであり、これについて再度検討し回答されたい。	D-1		2177080	テンブル大学ジャパン	国際高等教育推進特区	「大学設置基準」における「校舎の面積」に関する規制の緩和	
080950	大学設置基準の緩和(校舎の面積基準の引き下げ)	D-1		学生が充実した学習を行うことができるためには、収容定員の規模に応じた必要な教員組織、校地、校舎等の施設、設備が確保されている必要があり、一定の校舎面積を確保することが必要であるが、校舎等の整備については、 ①段階的な整備、 ②自己所有要件の緩和、 ③教室の天井の高さ制限の緩和、 など様々な措置が認められている。 このため、例えば、特区として提案する自治体等から施設を借用するなど上記の措置を組み合わせて活用すれば十分な面積を整備することは可能であり、必要に応じて周知したい。	提案は、校舎の面積について、学校のカリキュラムの内容等に応じて、教育上問題のない範囲で一定基準とすることなく個別に対応できないかとするものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	D-1		学生が充実した学習を行うことができるためには、収容定員の規模等に応じて必要な一定の校舎が確保されている必要があり、その上で、各大学のカリキュラムに応じて必要な整備充実を図ることが求められるものである。	提案の趣旨は、少数の大学等も一定基準の校舎が求められているが、教育上問題のない範囲で一定基準とすることなく個別に対応できないかとするものであり、これについて再度検討し回答されたい。	D-1		2237080	株式会社東京リーガルマインド(50020)	株式会社大学特区	校舎面積基準の緩和	
080960	大学設置基準の緩和(運動場の必要規制の撤廃)	D-1		我が国の大学として設置認可を受けるのであれば、我が国の法令に則る必要がある。学生が充実した学習を行い、充実した大学生を送るためには、一定の教員組織、校地、校舎や運動場などの施設、設備が確保されている必要があると考えるが、運動場については、定量的な定めはなく、実態に応じて弾力的な運用が可能となっており、運動場も含め構造改革特区においては、やむを得ない事由がある場合には、現行の基準(学生1人当たり10m)を下回る、更なる緩和を行っているところ。	運動場について、学校のカリキュラムの内容等に応じて、教育上問題のない範囲で設けないことができるかと解してよいか。	D-1		例えば、テニスコート程度のもので可能であり、広大なグラウンドなどを設けないことができるかと解してよいか。	特区において更に弾力的な運用が可能か再度検討し回答されたい。	A	Ⅲ	2177060	テンブル大学ジャパン	国際高等教育推進特区	「大学設置基準」における「運動場」に関する要件の緩和	
080960	大学設置基準の緩和(必要規制の撤廃)	D-1		学生が充実した学習を行い、充実した大学生を送るためには、一定の教員組織、校地、校舎や運動場などの施設、設備が確保されている必要があると考えるが、運動場については、定量的な定めはなく、実態に応じて弾力的な運用が可能となっており、運動場も含め構造改革特区においては、やむを得ない事由がある場合には、現行の基準(学生1人当たり10m)を下回る、更なる緩和を行っているところ。	運動場について、学校のカリキュラムの内容等に応じて、教育上問題のない範囲で設けないことができるかと解してよいか。	D-1		例えば、テニスコート程度のもので可能であり、広大なグラウンドなどを設けないことができるかと解してよいか。	特区において更に弾力的な運用が可能か再度検討し回答されたい。	A	Ⅲ	2237040	株式会社東京リーガルマインド(50020)	株式会社大学特区	設置基準の適用除外(大学)	

再々検討要請に対する回答

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
080970	大学設置基準の緩和(体育館の必置規制の撤廃)	D-1		我が国の大学として設置認可を受けるのであれば、我が国の法令に則る必要がある。学生が充実した学習を行い、充実した大学生活を送るためには、一定の教員組織、校地、校舎や運動場などの施設、設備が確保されている必要があると考える。なお、体育館については、原則として必要なものではあるが、定量的な定めはなく、実情に応じて弾力的な運用が可能となつているとともに、特段の事情がある場合には必ずしも備えなくてもよいものとして運用しているため対応可能である。	体育館について、学校のカリキュラムの内容等に応じて、教育上問題のない範囲で設けないことができるかと解してよいか。	D-1		学校のカリキュラムの内容等に応じて、教育上問題のない範囲で設けないことができるかと解してよいか。					2177070	テンブル大学 ジャパン	国際高等教育推進特区	「大学設置基準」における「体育館」等に関する要件の緩和
080980	大学設置基準の緩和(校舎の敷地に係る規制の緩和)	D-1		我が国の大学として設置認可を受けるのであれば、我が国の法令に則る必要がある。学生が充実した学習を行い、充実した大学生活を送るためには、一定の教員組織、校地、校舎や運動場などの施設、設備が確保されている必要があると考える。なお、敷地の空地については、必要なものではあるが、定量的な定めはなく、実情に応じて弾力的な運用が可能となつているところであり、かつ構造改革特区においては一人当たり10平米といった空き地をも含む校地面積につき、更なる緩和を行っているところであるため対応可能である。	敷地の空地について、設置環境に応じて、空地を設けないことができるかと解してよいか。	D-1		例えば、設置環境に応じてベンチを置く程度の空地や草木を植える程度の空地もありうるものであり、広大な空地を設けることが求められるものではない。	特区において更に弾力的な運用が可能か再度検討し回答された。	A	Ⅲ	空地については、特段の事情があり教育研究に支障が無いと認められる場合には、区内に適切なスペースを確保すれば足りるものとするなど大学設置基準における空地に係る要件を弾力化する。	2177050	テンブル大学 ジャパン	国際高等教育推進特区	「大学設置基準」における「校舎の敷地」に関する要件の緩和
080990	大学設置基準の緩和(施設・設備の自己所有に係る規制の緩和)	D-2		特区基本方針の別表1の821(校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業)において、対応可能。	提案の内容は全て実現可能と解してよいか。	D-2		提案内容の詳細は必ずしも全て明確であるとはいえないが、校地・校舎の自己所有を要しない学校設置については、特区において実現可能である。	要望は、設備についても自己所有を要しとするものであり、それについて具体的に検討し回答された。	D-1		設備については、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」(昭和50年文部省告示第32号)において、教育研究に支障のない範囲内での借用は認められている。	2177120	テンブル大学 ジャパン	国際高等教育推進特区	施設および設備の自己所有における規制緩和
081000	大学設置基準の緩和(必置専任教員に係る要件の撤廃)	D-1		学生が充実した教育を行うためには、一定数の専任教員の確保が必要不可欠であるが、実務経験を有するものであつても、当該実務を考慮して教育研究を担当するに支障がないと認められるのであれば、専任教員となりうるものであり、対応可能である。	提案にある専門職大学院について、実務家のみによる専任教員の構成についても対応が可能と解してよいか。また、カリキュラムに応じて緩和できないのか検討し回答された。	D-1		実務家のみにより専任教員を構成することは、可能である。	「専任」とは他校との関係において専任とするものであり、常駐するというものではないかと解してよいか。例えば、デザイナーがデザイナーとしての職を持ちながら一定時間を専門職大学院の専任教員として教えることが可能か。	D-1		実務経験を有するものであつても、当該実務を考慮して大学院としてふさわしい教育研究を担当するに支障がないと認められるのであれば、専任教員となりうる。	2097020	墨田区(13107)	産業活力創生特区	財団法人が設置・運営する専門職大学院に関する必置専任教員の要件の撤廃
081010	大学設置基準の緩和(必置専任教員の規定の適用除外)	C		学生が充実した学習を行うことができるためには、収容定員の規模に応じて必要な教員組織、校地、校舎等の施設、設備が確保されている必要があるが、一定の専任教員を確保することが必要だと考える。	提案は、必置専任教員について、学校のカリキュラムの内容等に応じて、教育上問題のない範囲で一定基準とすることなく個別に対応できないかとするものであり、これについて具体的に検討し回答された。	C		学生が充実した学習を行うことができるためには、収容定員の規模に応じて必要な教員組織、一定の専任教員を確保することが必要だと考える。すなわち、学術の中心である大学としてふさわしい教育を行うために分野別に最低限求められる授業を行うための教員数が定められているものであり、それを下回る専任教員数においては十分な教育を行えないものと解する。	現在の専任教員数が最適であるとする根拠はどこにあるのか。教育環境の変化やIT技術の発達などを踏まえ、要望が実現できないか検討し回答された。	C		学生が充実した学習を行うことができるためには、収容定員の規模に応じて必要な教員組織、一定の専任教員を確保することが必要だと考える。すなわち、学術の中心である大学としてふさわしい教育を行うために分野別に最低限求められる授業を行うための教員数が定められているものであり、それを下回る専任教員数においては十分な教育を行えないものと解する。	2237090	株式会社東京 リーガルマ インド(50020)	株式会社大 学特区	専任教員の最低必要人数の緩和
081020	大学設置基準の緩和(必置専任教員の下限の引き下げ)	C		我が国の大学として設置認可を受けるのであれば、我が国の法令に則る必要がある。なお、専任教員数については、学生が充実した学習を行うことができるために、収容定員の規模に応じて必要な教員組織、校地、校舎等の施設、設備が確保されている必要があるが、一定の専任教員を確保することが必要だと考える。	提案は、必置専任教員について、学校のカリキュラムの内容等に応じて、教育上問題のない範囲で一定基準とすることなく個別に対応できないかとするものであり、これについて具体的に検討し回答された。	C		学生が充実した学習を行うことができるためには、収容定員の規模に応じて必要な教員組織、一定の専任教員を確保することが必要だと考える。すなわち、学術の中心である大学としてふさわしい教育を行うために分野別に最低限求められる授業を行うための教員数が定められているものであり、それを下回る専任教員数においては十分な教育を行えないものと解する。	現在の専任教員数が最適であるとする根拠はどこにあるのか。教育環境の変化やIT技術の発達などを踏まえ、要望が実現できないか検討し回答された。	C		学生が充実した学習を行うことができるためには、収容定員の規模に応じて必要な教員組織、一定の専任教員を確保することが必要だと考える。すなわち、学術の中心である大学としてふさわしい教育を行うために分野別に最低限求められる授業を行うための教員数が定められているものであり、それを下回る専任教員数においては十分な教育を行えないものと解する。	2177020	テンブル大学 ジャパン	国際高等教育推進特区	「大学設置基準」における「専任教員の数」に関する規制の緩和
081030	大学設置基準の緩和(ITを活用した大学に係る校舎面積基準の緩和)	D-1		ご指摘のようなITを中心に据えた教育であれば大学通信教育設置基準が適用され、この場合、専任教員、校舎面積等の施設設備に関する基準が相当弾力的な設定となつているとともに、IT等の活用や英語の授業の単位増大などカリキュラムをどのように設定するかは各大学の創意工夫によるものである。	提案の趣旨は、必ずしも通信制にあるわけではなく、大学として実現可能か、具体的に検討し回答された。	D-1		通信制も大学であり、学位の価値に何ら差異があるものではない。ITを中心に据えた教育であれば、大学通信教育設置基準において対応すべきである。	提案の趣旨は、全日制の大学において、補完的にITを利用して講義等を行なうというものである。この場合においても、提案の内容である校舎面積基準の緩和が実現可能であるか具体的に検討し回答された。	D-1		大学に係る設置基準は、その教育形態に応じてふさわしい最低限の枠組みを定めているものであり、通信手段を活用するのであれば通信教育設置基準、通信によらない大学を設置するのであれば大学設置基準に定められた要件を満たすべきであると考えられる。	2023020	株式会社 学 育舎(50020)	学校設置会社による大学特区(株式会社立4年制大学、インターナショナル・ユニバーシティ)	大学設立にともなう校舎面積の緩和
081030	大学設置基準の緩和(ITを活用した大学に係る校舎面積基準の緩和)	D-1		ご指摘のようなITを中心に据えた教育であれば大学通信教育設置基準が適用され、この場合、専任教員、校舎面積等の施設設備に関する基準が相当弾力的な設定となつているとともに、IT等の活用や英語の授業の単位増大などカリキュラムをどのように設定するかは各大学の創意工夫によるものである。	提案の趣旨は、必ずしも通信制にあるわけではなく、大学として実現可能か、具体的に検討し回答された。	D-1		通信制も大学であり、学位の価値に何ら差異があるものではない。ITを中心に据えた教育であれば、大学通信教育設置基準において対応すべきである。	提案の趣旨は、全日制の大学において、補完的にITを利用して講義等を行なうというものである。この場合においても、提案の内容である校舎面積基準の緩和が実現可能であるか具体的に検討し回答された。	D-1		大学に係る設置基準は、その教育形態に応じてふさわしい最低限の枠組みを定めているものであり、通信手段を活用するのであれば通信教育設置基準、通信によらない大学を設置するのであれば大学設置基準に定められた要件を満たすべきであると考えられる。	5080020	精学育舎	大学設立にともなう校舎面積の緩和	

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
081040	大学設置基準の緩和 (ITを活用した大学に係る各種施設の設置の簡素化)	D-1		ご指摘のようなITを中心に据えた教育であれば大学通信教育設置基準が適用され、この場合、専任教員、校舎面積等の施設設備に関する基準が相当弾力的な設定となっているとともに、IT等の活用や英語の授業の単位増大などカリキュラムをどのように設定するかは各大学の創意工夫によるものである。	提案の趣旨は、必ずしも通信制にあるわけではなく、大学として実現可能か、具体的に検討し回答されたい。	D-1		通信制も大学であり、学位の価値に何ら差異があるものではない。ITを中心に据えた教育であれば、大学通信教育設置基準において対応すべきである。	提案の趣旨は、全日制の大学において、補完的にITを利用して講義等を行なうというものである。この場合においても、提案の内容である各種施設の簡素化が実現可能であるか具体的に検討し回答されたい。	D-1		2023030	株式会社 学育舎(50020)	学校設置会社による大学特区(株式会社立4年制大学、インターナショナル・ユニバーシティ)	大学設立にともなう施設面での緩和	
081040	大学設置基準の緩和 (ITを活用した大学に係る各種施設の設置の簡素化)	D-1		ご指摘のようなITを中心に据えた教育であれば大学通信教育設置基準が適用され、この場合、専任教員、校舎面積等の施設設備に関する基準が相当弾力的な設定となっているとともに、IT等の活用や英語の授業の単位増大などカリキュラムをどのように設定するかは各大学の創意工夫によるものである。	提案の趣旨は、必ずしも通信制にあるわけではなく、大学として実現可能か、具体的に検討し回答されたい。	D-1		通信制も大学であり、学位の価値に何ら差異があるものではない。ITを中心に据えた教育であれば、大学通信教育設置基準において対応すべきである。	提案の趣旨は、全日制の大学において、補完的にITを利用して講義等を行なうというものである。この場合においても、提案の内容である各種施設の簡素化が実現可能であるか具体的に検討し回答されたい。	D-1		5080030	株学育舎		大学設立にともなう施設面での緩和	
081050	大学設置基準の緩和 (ITを活用した大学に係る専任教員の下限の引き下げ)	D-1		ご指摘のようなITを中心に据えた教育であれば大学通信教育設置基準が適用され、この場合、専任教員、校舎面積等の施設設備に関する基準が相当弾力的な設定となっているとともに、IT等の活用や英語の授業の単位増大などカリキュラムをどのように設定するかは各大学の創意工夫によるものである。	提案の趣旨は、必ずしも通信制にあるわけではなく、大学として実現可能か、具体的に検討し回答されたい。	D-1		通信制も大学であり、学位の価値に何ら差異があるものではない。ITを中心に据えた教育であれば、大学通信教育設置基準において対応すべきである。	提案の趣旨は、全日制の大学において、補完的にITを利用して講義等を行なうというものである。この場合においても、提案の内容である専任教員数の緩和が実現可能であるか具体的に検討し回答されたい。	D-1		2023010	株式会社 学育舎(50020)	学校設置会社による大学特区(株式会社立4年制大学、インターナショナル・ユニバーシティ)	大学設立にともなう専任教員数の緩和	
081050	大学設置基準の緩和 (ITを活用した大学に係る専任教員の下限の引き下げ)	D-1		ご指摘のようなITを中心に据えた教育であれば大学通信教育設置基準が適用され、この場合、専任教員、校舎面積等の施設設備に関する基準が相当弾力的な設定となっているとともに、IT等の活用や英語の授業の単位増大などカリキュラムをどのように設定するかは各大学の創意工夫によるものである。	提案の趣旨は、必ずしも通信制にあるわけではなく、大学として実現可能か、具体的に検討し回答されたい。	D-1		通信制も大学であり、学位の価値に何ら差異があるものではない。ITを中心に据えた教育であれば、大学通信教育設置基準において対応すべきである。	提案の趣旨は、全日制の大学において、補完的にITを利用して講義等を行なうというものである。この場合においても、提案の内容である専任教員数の緩和が実現可能であるか具体的に検討し回答されたい。	D-1		5080010	株学育舎		大学設立にともなう専任教員数の緩和	
081060	ITを活用した大学におけるカリキュラムの弾力化	D-1		ご指摘のようなITを中心に据えた教育であれば大学通信教育設置基準が適用され、この場合、専任教員、校舎面積等の施設設備に関する基準が相当弾力的な設定となっているとともに、IT等の活用や英語の授業の単位増大などカリキュラムをどのように設定するかは各大学の創意工夫によるものである。	提案の趣旨は、必ずしも通信制にあるわけではなく、大学として実現可能か、具体的に検討し回答されたい。	D-1		通信制も大学であり、学位の価値に何ら差異があるものではない。ITを中心に据えた教育であれば、大学通信教育設置基準において対応すべきである。	提案の趣旨は、全日制の大学において、補完的にITを利用して講義等を行なうというものである。この場合においても、提案の内容であるカリキュラムの弾力化が実現可能であるか具体的に検討し回答されたい。	D-1		2023050	株式会社 学育舎(50020)	学校設置会社による大学特区(株式会社立4年制大学、インターナショナル・ユニバーシティ)	カリキュラムの弾力化	
081060	ITを活用した大学におけるカリキュラムの弾力化	D-1		ご指摘のようなITを中心に据えた教育であれば大学通信教育設置基準が適用され、この場合、専任教員、校舎面積等の施設設備に関する基準が相当弾力的な設定となっているとともに、IT等の活用や英語の授業の単位増大などカリキュラムをどのように設定するかは各大学の創意工夫によるものである。	提案の趣旨は、必ずしも通信制にあるわけではなく、大学として実現可能か、具体的に検討し回答されたい。	D-1		通信制も大学であり、学位の価値に何ら差異があるものではない。ITを中心に据えた教育であれば、大学通信教育設置基準において対応すべきである。	提案の趣旨は、全日制の大学において、補完的にITを利用して講義等を行なうというものである。この場合においても、提案の内容であるカリキュラムの弾力化が実現可能であるか具体的に検討し回答されたい。	D-1		5080050	株学育舎		カリキュラムの弾力化	
081070	大学の学部・学科の設置認可申請における特例	C		大学として全く新たな学問分野の学部・学科を設置する場合、質保証・学生保護等の観点から認可が必要である。	提案は、社会のニーズに常に対応した自由な教育を迅速に実施する観点から、第三者評価機関による事後評価の実施により、事前規制である学部・学科の設置認可の撤廃が適切であることだが、これについて具体的に検討し回答されたい。	C		既に回答したとおり、大学として全く新たな学問分野の学部・学科を設置する場合、質保証・学生保護等の観点から認可が必要である。 また、認証評価制度は教育研究の質の向上が目的であり、設置基準等の法令適合を審査するものではない。 なお、仮に質保証を事後的な評価のみに委ねた場合、後に不適切となった大学の学生にとって時間的・経済的に多大な損失、我が国の大学の質や学位の国際的な信頼性の低下、などの問題点があり、設置認可を撤廃することは困難である。			2177100	テンブル大学ジャパン	国際高等教育推進特区	大学の学部・学科の設置認可申請における特例		
081080	大学の収容定員の認可申請における特例	D-1		平成15年度から、大学における収容定員の移動は届出制となっている。	提案にある収容定員全体の増減についても届出でたりと解してよいか。	D-1		平成15年度から、大学全体の収容定員を増加させる場合を除く収容定員の変更を届出したところである。 なお、大学全体の収容定員を増加させる場合、質保証・学生保護等の観点から認可が必要である。	提案は、大学定員の収容定員を増加についても届出制にしてほしいとのことであり、この点について回答されたい。	C-D-1		2177110	テンブル大学ジャパン	国際高等教育推進特区	大学の収容定員の認可申請における特例	
081090	特区学校設置に係る認可手続きの簡素化	C		大学を新たに設置する場合、質保証・学生保護等の観点から認可が必要である。	提案では、現行での認可手続きに従うと、手続きに時間を要することから、文部科学大臣により認証された認証評価機関の認証を受けるとにより、文部科学大臣への届出制としたというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	C		既に回答したとおり、大学を新たに設置する場合、質保証・学生保護等の観点から認可が必要である。 また、認証評価制度は教育研究の質の向上が目的であり、設置基準等の法令適合を審査するものではない。 なお、仮に質保証を事後的な評価のみに委ねた場合、後に不適切となった大学の学生にとって時間的・経済的に多大な損失、我が国の大学の質や学位の国際的な信頼性の低下、などの問題点があり、設置認可を撤廃することは困難である。			2237010	株式会社東京リーガルマインド(50020)	株式会社大学特区	株式会社による学校設置の容認		
081100	特区学校設立に係る大学設置・学校法人審議会に関する手続きの省略	C		大学の設置認可を行う際には、教育課程、教員組織等が関係法令上問題がないかどうかについて、専門的見地から慎重かつ公正に確認する必要がある。このため、学識経験者等で構成される大学設置・学校法人審議会において審査することで、質の保証を図っていることであり、質保証・学生保護等の観点から、この手続きを省略することは不可能である。	提案では、現行での認可手続きに従うと、手続きに時間を要することから、文部科学大臣により認証された認証評価機関の認証を受けるとにより、文部科学大臣への届出制としたというものであり、これについて具体的に検討し回答されたい。	C		提案081090に対する回答のとおり、提案のような設置認可制度の撤廃は困難である。 なお、設置認可に当たっては、教育課程、教員組織等について、専門的見地から慎重かつ公正に確認する必要があることから、設置認可制度において大学設置・学校法人審議会の審査を省略することは不可能である。			2237020	株式会社東京リーガルマインド(50020)	株式会社大学特区	株式会社による学校設置の容認		

再々検討要請に対する回答

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の種類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
081110	大学の設置認可に係る申請日の延期	C(今年度)限り(A)	(Ⅲ)	本件は、特区認定のスケジュール上の問題であり、規制改革とは本来関係しない案件である。大学の設置認可申請がなされたものについては、大学設置・学校法人審議会において、学校教育法第52条に規定する大学として、教員面及び財政面からの認可の適否の審査が行われているが、現在の審査スケジュールとは別に審査を行うことになると、十分に審査を行うに必要な審査日程を確保することが困難である。ただし、特区制度の社会的重要性に鑑み、今年度限り、10月末に申請を受理する時限措置が可能か内部検討中。	貴省の回答では、「今年度限り、10月末に申請を受理する時限措置が可能か内部検討中」とあるが、1月の特区申請も対象とすることも含め、早急に検討し回答された。	C(今年度)限り(A)		既に回答したとおり、本件は本来的には特区認定のスケジュール上の問題である。 申請に対する大学設置・学校法人審議会の審査スケジュールは、これまでに幾度も改善を図ってきたところであり、現在では申請内容を教員面・財政面双方の観点から審査するに必要な最短の期間となっている。 しかしながら、特区構想がごく少数と予想されることや、来年4月に学生を受け入れるために最低限必要な審査の期間を勘案し、今年度限り、申請の提出期限を10月末とすることとする。				1008110	福岡県(40000)、福岡市(40130)	福岡アジアビジネス特区	大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則における大学院設置認可申請期限の柔軟化	
081110	大学の設置認可に係る申請日の延期	C(今年度)限り(A)	(Ⅲ)	本件は、特区認定のスケジュール上の問題であり、規制改革とは本来関係しない案件である。大学の設置認可申請がなされたものについては、大学設置・学校法人審議会において、学校教育法第52条に規定する大学として、教員面及び財政面からの認可の適否の審査が行われているが、現在の審査スケジュールとは別に審査を行うことになると、十分に審査を行うに必要な審査日程を確保することが困難である。ただし、特区制度の社会的重要性に鑑み、今年度限り、10月末に申請を受理する時限措置が可能か内部検討中。	貴省の回答では、「今年度限り、10月末に申請を受理する時限措置が可能か内部検討中」とあるが、1月の特区申請も対象とすることも含め、早急に検討し回答された。	C(今年度)限り(A)		既に回答したとおり、本件は本来的には特区認定のスケジュール上の問題である。 申請に対する大学設置・学校法人審議会の審査スケジュールは、これまでに幾度も改善を図ってきたところであり、現在では申請内容を教員面・財政面双方の観点から審査するに必要な最短の期間となっている。 しかしながら、特区構想がごく少数と予想されることや、来年4月に学生を受け入れるために最低限必要な審査の期間を勘案し、今年度限り、申請の提出期限を10月末とすることとする。				2023040	株式会社 学育舎(50020)	学校設置会社による大学特区(株式会社立4年制大学・インターナショナル・ユニバーシティ)	大学の設置許可の申請手続の申請日の延期	
081110	大学の設置認可に係る申請日の延期	C(今年度)限り(A)	(Ⅲ)	本件は、特区認定のスケジュール上の問題であり、規制改革とは本来関係しない案件である。大学の設置認可申請がなされたものについては、大学設置・学校法人審議会において、学校教育法第52条に規定する大学として、教員面及び財政面からの認可の適否の審査が行われているが、現在の審査スケジュールとは別に審査を行うことになると、十分に審査を行うに必要な審査日程を確保することが困難である。ただし、特区制度の社会的重要性に鑑み、今年度限り、10月末に申請を受理する時限措置が可能か内部検討中。	貴省の回答では、「今年度限り、10月末に申請を受理する時限措置が可能か内部検討中」とあるが、1月の特区申請も対象とすることも含め、早急に検討し回答された。	C(今年度)限り(A)		既に回答したとおり、本件は本来的には特区認定のスケジュール上の問題である。 申請に対する大学設置・学校法人審議会の審査スケジュールは、これまでに幾度も改善を図ってきたところであり、現在では申請内容を教員面・財政面双方の観点から審査するに必要な最短の期間となっている。 しかしながら、特区構想がごく少数と予想されることや、来年4月に学生を受け入れるために最低限必要な審査の期間を勘案し、今年度限り、申請の提出期限を10月末とすることとする。				5080040	樹学育舎		大学の設置許可の申請手続の申請日の延期	
081110	大学の設置認可に係る申請日の延期	C(今年度)限り(A)	(Ⅲ)	本件は、特区認定のスケジュール上の問題であり、規制改革とは本来関係しない案件である。大学の設置認可申請がなされたものについては、大学設置・学校法人審議会において、学校教育法第52条に規定する大学として、教員面及び財政面からの認可の適否の審査が行われているが、現在の審査スケジュールとは別に審査を行うことになると、十分に審査を行うに必要な審査日程を確保することが困難である。ただし、特区制度の社会的重要性に鑑み、今年度限り、10月末に申請を受理する時限措置が可能か内部検討中。	貴省の回答では、「今年度限り、10月末に申請を受理する時限措置が可能か内部検討中」とあるが、1月の特区申請も対象とすることも含め、早急に検討し回答された。	C(今年度)限り(A)		既に回答したとおり、本件は本来的には特区認定のスケジュール上の問題である。 申請に対する大学設置・学校法人審議会の審査スケジュールは、これまでに幾度も改善を図ってきたところであり、現在では申請内容を教員面・財政面双方の観点から審査するに必要な最短の期間となっている。 しかしながら、特区構想がごく少数と予想されることや、来年4月に学生を受け入れるために最低限必要な審査の期間を勘案し、今年度限り、申請の提出期限を10月末とすることとする。				2055010	大阪市(27100)	新産業創造特区	大学等の設置認可に関する申請手続の特例及び申請期限の延長	
081110	大学の設置認可に係る申請日の延期	C(今年度)限り(A)	(Ⅲ)	本件は、特区認定のスケジュール上の問題であり、規制改革とは本来関係しない案件である。大学の設置認可申請がなされたものについては、大学設置・学校法人審議会において、学校教育法第52条に規定する大学として、教員面及び財政面からの認可の適否の審査が行われているが、現在の審査スケジュールとは別に審査を行うことになると、十分に審査を行うに必要な審査日程を確保することが困難である。ただし、特区制度の社会的重要性に鑑み、今年度限り、10月末に申請を受理する時限措置が可能か内部検討中。	貴省の回答では、「今年度限り、10月末に申請を受理する時限措置が可能か内部検討中」とあるが、1月の特区申請も対象とすることも含め、早急に検討し回答された。	C(今年度)限り(A)		既に回答したとおり、本件は本来的には特区認定のスケジュール上の問題である。 申請に対する大学設置・学校法人審議会の審査スケジュールは、これまでに幾度も改善を図ってきたところであり、現在では申請内容を教員面・財政面双方の観点から審査するに必要な最短の期間となっている。 しかしながら、特区構想がごく少数と予想されることや、来年4月に学生を受け入れるために最低限必要な審査の期間を勘案し、今年度限り、申請の提出期限を10月末とすることとする。				2191010	デジタルハリウッド株式会社(50020)	社会人再教育特区構想(株式会社における専門職大学院設立)	特区内事業における一部の省令の特例措置	
081110	大学の設置認可に係る申請日の延期	C(今年度)限り(A)	(Ⅲ)	本件は、特区認定のスケジュール上の問題であり、規制改革とは本来関係しない案件である。大学の設置認可申請がなされたものについては、大学設置・学校法人審議会において、学校教育法第52条に規定する大学として、教員面及び財政面からの認可の適否の審査が行われているが、現在の審査スケジュールとは別に審査を行うことになると、十分に審査を行うに必要な審査日程を確保することが困難である。ただし、特区制度の社会的重要性に鑑み、今年度限り、10月末に申請を受理する時限措置が可能か内部検討中。	貴省の回答では、「今年度限り、10月末に申請を受理する時限措置が可能か内部検討中」とあるが、1月の特区申請も対象とすることも含め、早急に検討し回答された。	C(今年度)限り(A)		既に回答したとおり、本件は本来的には特区認定のスケジュール上の問題である。 申請に対する大学設置・学校法人審議会の審査スケジュールは、これまでに幾度も改善を図ってきたところであり、現在では申請内容を教員面・財政面双方の観点から審査するに必要な最短の期間となっている。 しかしながら、特区構想がごく少数と予想されることや、来年4月に学生を受け入れるために最低限必要な審査の期間を勘案し、今年度限り、申請の提出期限を10月末とすることとする。				2233010	千代田区(13101)	株式会社大田区(13101)	特区内事業における一部の省令の特例措置	
081110	大学の設置認可に係る申請日の延期	C(今年度)限り(A)	(Ⅲ)	本件は、特区認定のスケジュール上の問題であり、規制改革とは本来関係しない案件である。大学の設置認可申請がなされたものについては、大学設置・学校法人審議会において、学校教育法第52条に規定する大学として、教員面及び財政面からの認可の適否の審査が行われているが、現在の審査スケジュールとは別に審査を行うことになると、十分に審査を行うに必要な審査日程を確保することが困難である。ただし、特区制度の社会的重要性に鑑み、今年度限り、10月末に申請を受理する時限措置が可能か内部検討中。	貴省の回答では、「今年度限り、10月末に申請を受理する時限措置が可能か内部検討中」とあるが、1月の特区申請も対象とすることも含め、早急に検討し回答された。	C(今年度)限り(A)		既に回答したとおり、本件は本来的には特区認定のスケジュール上の問題である。 申請に対する大学設置・学校法人審議会の審査スケジュールは、これまでに幾度も改善を図ってきたところであり、現在では申請内容を教員面・財政面双方の観点から審査するに必要な最短の期間となっている。 しかしながら、特区構想がごく少数と予想されることや、来年4月に学生を受け入れるために最低限必要な審査の期間を勘案し、今年度限り、申請の提出期限を10月末とすることとする。				2237030	株式会社東京リーガルマインド(50020)	株式会社大田区(13101)	株式会社による学校設置の容認	

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の種類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の種類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の種類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
081121	大学間における単位互換制度の拡充	D-1		我が国の大学として設置認可を受けるのであれば、我が国の法令に則る必要がある。なお、ご提案は大学への編入学又は転学についてのものであり、単位互換に関するものではないが、編入学又は転学等については、大学設置基準第30条第3項において「編入学又は転学等の場合を除き、～60単位を超えないものとする」としており、特に単位数について制限はなく、受け入れる大学の判断によるものとなるため、対応可能である。	提案にあるような海外の大学での取得単位について、編入学についても認められると解してよいか。	D-1		海外の大学と我が国の大学間における転学についても認められると解してよい。					2177030	テンブル大学 ジャパン	国際高等教育推進特区	「大学設置基準」における「卒業時の要件(移行単位)」の緩和
081122	大学間における単位互換制度の上限(60単位)の撤廃	C		大学の目的は、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」であり、この目的を達成するためには、自らが責任をもって教育を行うことが必要である。その際、自大学より他大学の単位の方が多いにもかかわらず自大学で責任を持っていると難しい、このため、卒業要件単位数の半分以上について他大学で修得することを認めることは適当ではないと考える。									2237100	株式会社東京 リーガルマ インド(50020)	株式会社大 学特区	単位互換制 度の拡充
081130	大学の在学 年数及び卒 業単位の緩和	D-1		我が国の大学として認可する以上、我が国の制度に則ることが必要である。ご指摘の提案の場合、左記の通り、4年間のカリキュラムを基本としつつ、優秀な成績で所要の単位を修得した者については、3年で卒業できるものであり、対応可能である。 なお、単位については、左記の通り学習時間との関連で計算上の幅が認められているため、運用の工夫によっては、貴校の計算方法により123単位とされる学習量も法令上の計算方法により124単位以上として換算することが可能と考えられる。	提案の内容は全て実現可能と解してよいか。	D-1		対応策の通りで実現可能である。					2177040	テンブル大学 ジャパン	国際高等教育推進特区	「大学設置基準」における「卒業時の要件(在学年数および卒業単位)」の緩和
081140	大学の修業 年限に係る 特例	C		大学の目的は、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」であり、特定の科目の合格のみによる資格取得を目的とするものではない、このような目的を達成するために修業年限、学位等の公的な枠組みが定められており、この枠組みを満たすものが国内的にも国際的にも大学として理解されている。 したがって、本来的に上記の大学の趣旨と異なる性質のものを大学とするために、公的制度としての大学制度の枠組みそのものを改変するようなことは困難。									2237050	株式会社東京 リーガルマ インド(50020)	株式会社大 学特区	大学の修業 年限の通用 除外
081140	大学の修業 年限に係る 特例	C		大学の目的は、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」であり、特定の科目の合格のみによる資格取得を目的とするものではない、このような目的を達成するために修業年限、学位等の公的な枠組みが定められており、この枠組みを満たすものが国内的にも国際的にも大学として理解されている。 したがって、本来的に上記の大学の趣旨と異なる性質のものを大学とするために、公的制度としての大学制度の枠組みそのものを改変するようなことは困難。									2238050	株式会社東京 リーガルマ インド(50020)	教育の公設 民営特区	大学卒業要 件としての在 学年数制限 を緩和する。
081150	大学院の修業 年限に係る 特例	C		大学の目的は、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」であり、特定の科目の合格のみによる資格取得を目的とするものではない、このような目的を達成するために修業年限、学位等の公的な枠組みが定められており、この枠組みを満たすものが国内的にも国際的にも大学として理解されている。 したがって、本来的に上記の大学の趣旨と異なる性質のものを大学とするために、公的制度としての大学制度の枠組みそのものを改変するようなことは困難。									2237060	株式会社東京 リーガルマ インド(50020)	株式会社大 学特区	大学の修業 年限の通用 除外
081150	大学院の修業 年限に係る 特例	C		大学の目的は、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」であり、特定の科目の合格のみによる資格取得を目的とするものではない、このような目的を達成するために修業年限、学位等の公的な枠組みが定められており、この枠組みを満たすものが国内的にも国際的にも大学として理解されている。 したがって、本来的に上記の大学の趣旨と異なる性質のものを大学とするために、公的制度としての大学制度の枠組みそのものを改変するようなことは困難。									2238060	株式会社東京 リーガルマ インド(50020)	教育の公設 民営特区	修士認定に 関する規制 の適用を除 外する。
081160	パートタイム 学生制度の 導入・応用	D-1		(学位等) 左記の通り、現行制度上可能である。 (授業料) 個人の事情により、修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業できる長期履修学生制度を整備している。また私立大学であれば授業料の徴収の方法に制限はないことから、ご提案は現行制度上可能である。									2237110	株式会社東京 リーガルマ インド(50020)	株式会社大 学特区	パートタイム 学生制度の 導入・応用

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
081171	国立大学教員等の給与減額を伴わない勤務時間短縮の容認	B	I	平成16年度から国立大学が法人化することにより、国立大学法人における教員の勤務形態については各大学法人で定めることができることとなる。									2242010	東京都(13000)、神奈川県(14000)、横浜市(14100)、川崎市(14130)	東京湾岸地域における経済特区	国立大学教員等の週40時間勤務に縛られない短時間勤務制の容認
081172	国立大学教員等の給与減額を伴わない勤務時間内役員兼業の容認	B	Ⅲ(人事院規則)	平成16年度から国立大学が法人化することにより、国立大学法人における教員の勤務形態については各大学法人で定めることができることとなる。									2242010	東京都(13000)、神奈川県(14000)、横浜市(14100)、川崎市(14130)	東京湾岸地域における経済特区	国立大学教員等の週40時間勤務に縛られない短時間勤務制の容認
081180	国立大学教員等による裁量労働制の容認	C		規制改革推進3か年計画において「最も裁量性の高い職種と考えられる大学教員について、労働時間規制の在り方を早急に検討する。【平成15年度中に検討】とされているところであり、現在、厚生労働省とともに、民間労働法制の中で全国規模で検討中。	検討内容及び制度化の時期を明らかにされた。また、提案の内容は、その検討の対象となるもの。	C		検討の内容は大学教員の裁量労働制の適用についてであり、制度化の時期は検討の結果による。また国立大学は平成16年4月より非公務員型の法人に移行し、民間労働法制が適用されることとなるものであり、ご提案いただいている内容は、上記検討の内容の対象となる。					2242020	東京都(13000)、神奈川県(14000)、横浜市(14100)、川崎市(14130)	東京湾岸地域における経済特区	国立大学教員等による裁量労働制の容認
081300	国立大学施設の無償貸与	C		NPO立学校に限らず、庁舎等を恒常的に使用することとなる学校の運営等については、国立学校の施設の本来の用途、目的を妨げないものとは言えず、使用許可の対象とすることは困難と考える。	貴省の回答中、「国立学校の施設の本来の用途、目的を妨げないものとは言えず」とあるが、本来の用途、目的を妨げない使用も可能ではないか。具体的に検討し回答されたい。	C		国立大学の施設は、国の行政目的に直接供される財産であり、貸付は認められておらず、その用途、目的を妨げない限度においての使用の許可が例外的に認められている。一般的には、国立学校の施設の本来の用途、目的を妨げない範囲で、かつ、国立学校の事務、事業の遂行上その必要性が認められる場合等には、使用許可の対象とすることが可能であるが、実質に使用許可が可能か否かは、施設の状態等を勘案して、各国立大学等が判断することとなる。しかしながら、NPO立学校に限らず、庁舎等を恒常的に使用することとなる学校の運営等については、国立学校の施設の本来の用途、目的を妨げないものとは言えず、使用許可の対象とすることは困難と考える。	事業計画の内容次第では、可能なものもあるのではないかと、再度検討し回答されたい。	C		2017080	横浜にシチューイーター学園をつくる会(50110)	NPO立学校及び特区私立学校特区	国立大学の施設のNPO立学校等への無償貸与	
081310	国有財産の譲与・貸与要件の緩和	D-1		財政法第9条において、国の財産は、適正な対価なくしてこれを譲渡又は貸し付けてはならないとされており、適正な対価のもと、国有財産法等の規定に則って貸し付けることは可能である。	提案にある者及びその目的に対し、適正な価格で譲与・貸与することは可能か。	D-1		適正な対価のもと、国有財産法等の規定に則って譲渡又は貸与することは可能である。	提案主体の意見では、無償貸付、減額貸付・譲渡を要望している。一方、国有財産特別措置法では、学校は私立学校法第3条に規定する学校法人で私学助成を受けられる学校に限り、減額貸付等が認められている。NPO立学校についても既存の学校と同様に減額貸付等の措置が取れないかと検討し回答されたい。	C		2201010	NPOパブリックガレッジ教育センター一環の子学園(特定非営利活動法人パブリックガレッジ教育センター)	パブリックガレッジ教育特区	学校を設立・経営するNPO法人に対し国有財産譲与・貸付要件緩和	
081320	随意契約により国有特許を譲渡できる企業の範囲の拡大	D-1		契約の性質又は目的が競争を許さない場合は、現行制度でも随意契約が可能である。	提案の趣旨は、「密接に関連する分野で特許等を既に所有している企業については、随意契約が可能とされており、特区内において特定事業に関する研究開発を行う企業に対して、特許等を有していなくても関連する国有特許の譲渡を同様に扱うこと」を要望しており、この点を踏まえ実現可能か回答されたい。	D-1		国の単独で所有する特許が効果的かつ有効に実施される場合であって、例えば、当該特許に対して密接に関連する特許又は技術を有する者に譲渡等するなど、譲渡の相手方が特定の者に限られる場合には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、現行制度においても随意契約は可能であり、提案内容がこのようなケースに合致する場合には随意契約が可能と考える。				1017020	山形県(6000)	超精密技術集積特区	随意契約により国有特許を譲渡できる企業の範囲の拡大	
081330	研究交流促進事業に係る国有施設の無償貸与	D-3	I、II	平成16年4月の法人化以降、国立大学法人の施設等の使用料は、各法人の判断により決定されることとなる。また、国立大学法人には、研究交流促進法第11条は適用されない。									1017010	山形県(6000)	超精密技術集積特区	国立大学の施設の公共性の高いNPO法人等への無償貸与

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の種類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の種類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の種類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
081340	研究交流促進事業に係る国立大学等の敷地の廉備使用に係る要件の緩和(研究の対象範囲の拡大)	D-2		土地の廉備使用に関しては、構造改革特別区域法において研究交流促進法の特例を設け、これまでは「国の機関と共同して行う研究に限られていた対象範囲を、これに加えて「国が現に行っている研究と密接に関連し、かつ、当該研究の効率的推進に特に有益な研究」及び「国が行った研究の成果を活用する研究」まで拡大したところ。 これらのうち、「国が行った研究の成果を活用する研究」を行うとする場合には、当該研究の用に供する施設(北海道学術協働センター)の設置主体(財)北海道科学技術総合振興センター)が当該研究の実施主体となること(要件となるが、例えば、当該設置主体からベンチャー企業に対して当該設置主体が行おうとする研究の一部を委託する等、当該施設で行おうとする研究に当該企業を参画させる形態を取ることで、当該研究を行おうとする当該企業に当該施設を利用させることが可能であるため、現行の特区内において柔軟な対応が可能である。									2189010	北海道(1000)	ベンチャー創出(産学官連携)特区	国立大学の敷地の民間企業による廉備使用の要件の拡大(廉備使用の対象範囲の拡大)
081350	研究交流促進事業に係る国立大学等の敷地の廉備使用に係る要件の緩和(研究を行う者以外への対象範囲の拡大)	D-3	I、II、III	平成16年4月の法人化以降、国立大学法人の施設等の使用料は、各法人の判断により決定されることとなる。また、国立大学法人には、研究交流促進法第111条は適用されない。 なお、現行制度においては、研究交流促進法は、研究交流を実施する際の法制上のあい路を改善することによって国と国以外の者との研究の交流を促進し、もって国の研究の効率化を図ることを目的として制定されたものである。 当該目的と照らして考えると、「研究者の交流を支援する者に対して廉備使用の対象範囲を拡大すること」は、当該措置を講じたとしても国と当該支援者との間の研究の交流が期待できないことから、国と国以外の者の交流の促進を図る旨の同法の目的を超える範囲のものであるため、特区内において対応することは適切でないものと考えられる。また、交流カフェ、セミナールーム及びATMを設置することに関しては、カフェは試験研究施設ではなく福利厚生施設と考えられること、また、ATMはその設置により研究の交流の促進が図られることを期待できないことから、同法の目的を超える範囲のものであると考えられるため、特区内において対応することは適切でないものと考えられる。 ただし、セミナールームを設置することに関しては、研究に関連して関係者が情報交換等を行うための会議スペースとして用いるものであれば、研究遂行上必要なスペースと考えることができるため、現行法において廉備使用の対象となる範囲と考えられる。									2189020	北海道(1000)	ベンチャー創出(産学官連携)特区	国立大学の敷地の民間企業による廉備使用の要件の拡大(廉備使用の対象範囲の拡大)
081360	休業日等における学校施設の一部の管理委託	D-1		左記の通り	提案にあるような収益事業の実施など、提案の内容は全て実現可能と解してよいか。 また、提案にある「学校応援団」も対象となると解してよいか。	D-1		地方自治法第244条の2第3項等に基づき、当該地方公共団体が適切に判断するものとする。					2077010	練馬区(13120)	コミュニティビジネスモデルによる学校施設の有効活用	校舎の一部のみ、なおかつ放課後・学校休業日のみの管理委託
081370	補助事業等により財産取得した学校施設での収益事業の可能性	D-1		左記の通り	提案にあるような収益事業の実施など、提案の内容は全て実現可能と解してよいか。 また、提案にある「学校応援団」も対象となると解してよいか。	D-1		学校施設であるという点や地域住民のニーズ等を十分考慮するなどした上で、各地方公共団体の判断と責任において実施することが可能である。					2077020	練馬区(13120)	コミュニティビジネスモデルによる学校施設の有効活用	補助事業等により財産取得した学校施設での管理委託団体が行う収益事業
081380	公立学校に係る施設設備の使用要件の緩和	D-1 F		現行においても、学校施設の目的外使用については、学校の設置者たる教育委員会の判断により対応可能 新たな財政支出については、「財政措置による支援措置を講じない」とする特区制度の基本的な考え方に鑑み、特区制度の対象とならない。									2141010	ケイエスケイ進学塾株式会社(50020)	亀山土曜学校	土曜日の学校視察と土曜教育バウチャー
081380	公立学校に係る施設設備の使用要件の緩和	D-1 F		現行においても、学校施設の目的外使用については、学校の設置者たる教育委員会の判断により対応可能 新たな財政支出については、「財政措置による支援措置を講じない」とする特区制度の基本的な考え方に鑑み、特区制度の対象とならない。									2143010	ケイエスケイ進学塾株式会社(50020)	三重県ジュニアリーダー研修会	三重県ジュニアリーダー研修会
081390	公立学校に係る施設設備の使用要件の緩和	D-1		左記の通り									2250010	英進館株式会社	教育特区「小・中学生対象のスーパーサイエンス教育コース」の設置	教育特区「小・中学生対象のスーパーサイエンス教育コース」の設置